0038748000

0038748-000

367. 9－Ko548h

婦人と職業

国立世論調査所，労働省婦人少年局・編

国立世論調査所，労働省婦人少年局

1948

AGG

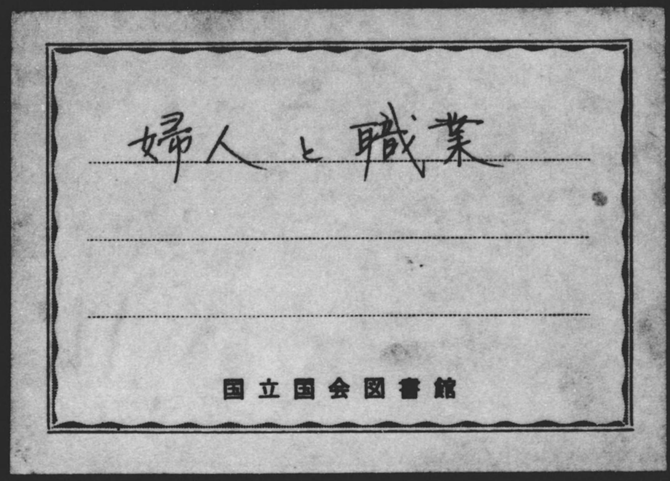

エ6C47

調査参考
A—7

婦人と職業

——職業婦人の世論調査——

昭和23年11月

◇婦人の職業について……18
◇職業と生活について……29
◇労働基準法について……40
◇労働組合について……61
◇社會的関心について……74

9
48h

國立世論調査所

労働省婦人少年局

367.9
K548h

国立国会図書館
38.12.12

629347

はしがき

太平洋戦争は日本婦人の生活をとらえていたそれ以前からの矛盾に一そう拍車をかけました。即ち婦人は一方では軍需生産増強のため、徴用されて男子に劣らず、生産力の中の重要な要素となりました。また男子が動員されたため、単に経済的な面ばかりでなしに、社会的な面でも、男に代つてそのすきまをうめる役割を求められました。そこで経済的、社会的に重要さを加えた以上、婦人がそれを意識して自分たちの地位の改善をはかることとならなければならないのですが、軍閥官僚はその反対に、そういう自覚をおしつぶして、極端な國家主義のために奴隷的に奉仕することをのみ要求しました。従つて事実の上では國民経済の上になくてならぬ要素となり、そういうものとしての社会的任務をもはたしながら、日本婦人の意識はそれと反対に、封建的な無批判と隷従の中に閉されていました。戦争がすむと、日本の軍國主義はなかば婦人の無智と隷従の上にきずかれていたという見解から、総司令部は婦人に参政権を与え、男女同権を規定するいくつもの法律を制定しました。そういう法律上の改革が婦人の意識にどういう変化を与えたか、これはきわめて興味のある問題であり、その事実を確かめることによつて将来の婦人政策にも必要な示唆が与えられるわけです。

一九四八年十一月、婦人が総選挙にあずかることすでに二回、新憲法及び労働基準法中、女子年少者就業規則が実施されて満一年、これらの改革が働く婦人の間にどういう影響をもつているかを知るために、総理庁世論調査部及び婦人少年局によつて行われたものが、この調査であります。

この調査の対象となつたものは勤労婦人層で、しかも所は政治の中心であり、因習や傳統にとらわれることの最も少い近代的、進歩的な生活者の多い東京であります。しかも得られた結果で見れば、近代的な生産者としての意識はまだ未発達であることが示されています。何千年の隷従と差別教育の中に育ち、男子とは甚しくことなる、智的雰囲気の中におかれている婦人、これらの婦人を新憲法の規定しているような平等人権の観念を基礎として、真に平等な生活を樂しめる所までひきあげるにはまだまだいろいろの面で日本の改革が必要なことをこの調査は示しています。これらの婦人自身、施設の充実や改善を望み、特に組合を肯定し、その活動に期待する相当強い傾向を示していることは、将来の進歩を示す頼もしい点であります。私はこの調査が東京に限られた点を心残りに思いますが、今から三年ないし五年後、同じ東京の、同じ年頃の勤労婦人に対して、同様の調査が行われることを希望します。労働省婦人少年局としても、この調査によつてその教育活動の上によい指針を与えられたことを喜ぶ者であります。

一九四九年三月

労働省婦人少年局長

山川菊榮

序

終戦後、男女平等の基本原則が確立され、労働基準法が実施された。婦人労働の範囲と数とは戦時中著しく擴大されたが、それは戦後になつても殆んど收縮してはいないのである。所謂「婦人解放」と「職業」の関係はかゝる勤労婦人大衆に如何なる反應を与えているであろうか。労働省婦人少年局と協力して職業婦人の職業観、就職の動機、労働組合への関心度、労働基準法の浸透状況、家庭と職業の関係等を事実に基づいて綜合的に調査した結果が本報告である。我々はこの診断書を参考とすることによつて、当局が職業婦人の幸福増進のために具体的な且つ建設的な行政方針を樹立され、そして実行されることを心から切望する。

総理庁官房審議室世論調査部長

小山榮三

目次

一、調査のねらい……1

二、質問と結果……1

三、どういう人達が調査されたか……10

四、分　　析……18

Ⅰ　職業について……18

Ⅱ　職業と生活について……29

Ⅲ　労働基準法について……40

Ⅲ　労働組合について……61

Ⅴ　社会的関心について……74

附記　調査の方法……80

図表索引……84

婦人と職業

一、調査のねらい

新しい憲法によつて男も女も平等になつた。この原則から労働基準法がつくられ、働く婦人も「男女同一の賃金」をはじめ第六章の女子の保護規定等により、婦人解放のための制度は形の上ではととのつた。しかしそれだけで働く婦人の民主化が出來上つたわけではない。

むしろ大事なのはこういう制度を婦人が、どういう態度でうけいれているか、更にすすんで何故にこういう態度を示すかを、現在の民主化されつつある社会のありのままのすがたから、つかまえて明らかにし、婦人の民主化の阻害になつているものを見出さなければならない。

この調査はその意味で一般の婦人よりは知識も高いし、又実際に社会生活を体験している職業婦人を対象に、労働省婦人少年局と協力して計画実施されたのである。

調査の個々のねらいは次の5つである。

1. 終戦後の職業婦人の実態をつかまえる。
2. 職業の意欲を社会生活と家庭生活から明らかにする。
3. 新しく制定された労働基準法が、どれだけ普及されたか、どれだけ理解されているか、又社会においてそれがどの程度まで行われているかを測る。
4. 働く婦人がどれだけ組合に組織化されているか、その組合活動に対する関心と積極性はどんな程度か、組合のない者はどの程度に組合の結成を欲しているか、それは何故かを調べる。
5. 政治への関心を端的につかまえる。

二、職業婦人の世論調査—質問と結果—

総理庁の世論調査部から参りました。現在職業婦人についていろいろのことが各方面で問題になつておりますが、矢張り実際に職場でお働きになつている皆さんと直接お会いしてお聞きしないと本当の事が分らないと思いましてお伺い致しました。どうぞよろしく御願いたします。

I　職業について

(一)　イ、あなたは現在のお仕事につかれてからどの位になりますか。

ロ、これまでにお勤め先をお変えになつた事がありますか。

（あるものに対して）今のお仕事は何度目ですか。

ハ、あなたのお勤めの期間は全部でどの位になるでしようか。

ニ、現在あなたは職場でどういうお仕事をしておいでですか。

ホ、どういう傳手でここへ就職されましたか。

（イ～ホの結果は「どういう人達が調査されたか」を参照されたい）

（二） あなたはここに就職なさる時御自分の給料と仕事の内容とを両方とも前もつて御存知でしたか。

1. 給料と仕事の内容を両方知つていた	37.1 %
2. 給料だけ知つていた	4.8 %
3. 仕事の内容だけ知つていた	16.1 %
4. 両方知らない(忘れた)	42.0 %

（三） 現在あなたはどんな理由でお働きになつているのですか。（経済的な理由を述べた者に）給料は何にお使いになりますか。

1. 一家を養うため	15.8 %
2. 家計の補助	37.6 %
3. 自分の小遣にする	16.2 %
4. 家計補助と小遣と半半	14.3 %
5. 世間を知るため	5.2 %
6. 仕事を通じて社会につくすため	3.0 %
7. そ の 他	5.6 %
8. 別に理由なし	2.3 %

（四） 今のお仕事に興味を持つておいでですか。

1. 興味を持つている	65.9 %
2. 興味なし(面白くない)	24.3 %
3. なんともいえない	9.8 %

•I 職業と生活について

（五） 日常生活やお勤めのこと、その他いろいろのことで御不満なことがあると思いますが、ありましたらどんなことでもかまいませんから遠慮なくお聞かせ下さい。

不満なことがある	48.7 %
1. 社会的なもの(衣・食・住・交通難など)	19.9 %
2. 家庭的なもの(不和、無理解、育兒、病人、家事が出來ない)	5.1 %
3. 勤務先のこと(仕事、賃金、施設がない)	21.8 %
4. 個人的なこと(体が弱い、能力がない)	1.9 %
不満はない	51.3 %

（六） （五であると答えた者に）
それがお勤めにさしさわり（支障）になりますか。

1. 支障になる	39.9 %
2. 支障にならない	57.9 %
3. なんともいえない	2.2 %

（七） あなたは職業婦人としての生活を何時まで続けたいと思いますか。

1. なるべく早くやめたい	12.0 %
2. 生活にゆとりが出來るまで	13.0 %
3. 結婚するまで	34.9 %
4. 結婚しても子供が出來るまで	4.7 %
5. 出來れば一生続けたい	13.5 %
6. その他（事情によるなど）	7.6 %
7. わからない	14.3 %

（八） 現在の社会状態では家庭に入つても婦人が勤めに出ることが出來るでしようか。

1. 出來る	38.4 %
出來ない （理由）	41.0 %
2. 育兒のため	6.7 %
3. 配給等家事のため	25.8 %
4. 体が続かない	1.3 %
5. 家庭生活がつまらなくなる	6.0 %
6. その他	1.2 %
7. わからない	20.6 %

Ⅱ 勞働基準法について

（一寸話は変りますが）

（九） あなたは労働基準法の名前をお聞きになつた事がありますか。

1. 名前を聞いたことがある	85.4 %

2. 聞いたことがない　14.6 %

(十)（九であると答えた者に）
その内容は御存知ですか。

1. 内容を知つている　56.1 %
2. 知らない　43.9 %

(十一)（十で知つている者に）
基準法は特に女性についての規定が色々ありますが、それにはどんなものがあるか知つているだけお聞かせ下さい。(M.A.)

1. 男女同一賃金の原則　19.0 %
2. 労働時間及び休日就業の制限　81.2 %
3. 深夜業の制限　20.3 %
4. 危険有害業務の就業制限　7.0 %
5. 坑内労働の禁止　1.1 %
6. 産前産後の休養　12.1 %
7. 育児時間の請求　3.1 %
8. 生理休暇の請求　44.7 %

【一人でいくつ答えたか】

答えられない　7.7 %
一つ答えた　39.2 %
二　つ　31.3 %
三　つ　14.8 %
四　つ　3.8 %
五　つ　2.2 %
六　つ　0.8 %
七　つ　0.1 %
八　つ　0.1 %

(十一)の(イ)（十で何れか一つでも答えた者に）
では労働基準法は働く婦人にとつてよい結果をもたらすでしようか。それとも悪い結果をもたらすでしようか。

1. 良い結果になる　76.5 %
2. 良い点もあれば悪い点もある　12.3 %
3. 悪くなる　1.1 %
4. 変りない　4.8 %
5. 不　明　5.3 %

(十一)の(ロ)（イで良い点もあれば悪い点もある及び悪くなると答えた者に）
悪くなるのはどういう点だとお考えになりますか。(M.A.)

1. 職場が狭くなる　11.1 %
2. 時間外勤務が制限されて手当が少くなる　26.9 %
3. 仕事が制限されて却つて男女平等でなくなる　20.4 %
4. そ の 他　22.2 %
5. わからない　19.4 %

(十二) あなたは職場で與えられた仕事以外に雑用に使われることがありますか。

1. 雑用に使われることがある　36.0 %
2. な　い　64.0 %

(十三)（十二で雑用に使われることのある者に）
それはお困りになりますか。

1. 困る　36.5 %
2. 困らない　57.3 %
3. なんともいえない　6.2 %

(十四)（十三で困ると答えた者に）
女だから仕方がないとお考えですか。

1. 女だから仕方がない　61.2 %
2. そうは思わない　37.0 %
3. 答えられない　1.8 %

(十五) あなたの職場では男と同じ仕事をしながら男とくらべて不当に賃金が安いと思うことがありますか。

1. 不当に安いと思う　24.1％
2. 思わない　44.2％
3. わからない　17.0％
4. 該当しない　14.7％

(七) あなたの職場では女も実力次第で男と同じように良い地位につけると思いますか。

1. 良い地位につける　29.6％
2. つけない　37.2％
3. わからない　19.9％
4. 該当しない　13.3％

(六) あなたは生理日でもふだんと同じように仕事をしてもさしさわりはありませんか。

1. 支障がある（時にある者も含む）　23.6％
2. な　い　74.7％
3. 答えられない　1.7％

(六) (六であると答えた者に)
その時必ず生理休暇をとつていますか。
(必ずしもとつていないと答えた者に) なぜとらないのですか。

1. 必ずとつている　38.6％
必ずしもとつていない　61.4％
   2. とれることを知らない（制度がない）　16.7％
   3. 賃金をひかれる　4.5％
   4. 仕事が忙しい　20.6％
   5. 他人がとらない　4.2％
   6. 職場の人が理解してくれない　3.2％
   7. そ の 他　12.2％

Ⅲ 労働組合について

(次に労働組合のことをお伺いしますが)

(一) あなたは組合に加入していますか。

1. 加入している　46.6％
2. 加入していない　25.2％
3. 組合がない　28.2％

(三のイよりニまでは組合に加入している者に)

(三)のイ 組合の役員や委員をしていますか。

1. 委員や役員をしている　11.6％
2. していない　88.4％

(三)のロ あなたはあなたの組合の活動に満足していますか。

1. 組合活動に満足　39.0％
2. 不　満　29.9％
3. なんともいえない　31.1％

(三)のハ あなたはあなたの組合の活動に関心を持つていますか。
(もつていない者には) 何故ですか。

1. 関心をもつている　52.7％
2. もつていない　理由(　　)　28.5％
3. 何んとも言えない　18.8％

(三)のニ (ハで関心をもつていると答えた者に)
あなたは組合の活動に積極的に参加したいと思いますか。
(思わないと答えた者に) 何故ですか。

1. 積極的に関与したいと思う　50.5％
2. 思わない　理由(　　)　33.6％
3. 何んとも言えない　15.9％

(組合があつても加入していない者に)

(三) 何故ですか。
(組合に入りたくないと答えた者に) なぜですか。

1. 組合に加入したくない　　理由(　　)　32.6 %
2. 職務上加入出來ない　11.6 %
3. そ の 他.　55.8 %

(三のイよりハまでは組合のない者に)

(三)のイ　あなたの職場にも組合が欲しいですか。

1. 組合が欲しい　50.5 %
2. 欲しくない　28.9 %
3. わからない　20.6 %

(三)のロ　組合がないために不利だと思う事がありますか。

1. 不利だと思うことがある　37.8 %
2. な　　い　35.1 %
3. わからない　27.1 %

(三)のハ　(ロで不利な点があると答えた者に)
では実際にどういう点が不利だとお感じになりましたか。

1. 賃　　金　57.2 %
2. 馘　　首　1.4 %
3. 文化厚生施設が不備　10.5 %
4. その他　30.9 %

V　社會的關心について

質　問	結果	
	知つている	知らない
(四) あなたは労働省の婦人少年局を御存知ですか。	32.8 %	67.2 %
(五) 婦人少年局はどんなことをすべきだとお考えですか。 (次にメンタルテストのような質問で失禮ですが、どうかお答え下さい)		
(六) 内閣總理大臣は今誰でしようか。	83.3 %	16.7 %
(七) 今のアメリカ大統領は誰ですか。	77.6 %	22.4 %
(八) (あなたの選挙区はどこですかと聞いてから) 現在あなたの選挙区から出ている代議士は誰か御存知ですか。	18.8 %	81.2 %

(九) 現在あなたの選挙区から出ている都(縣)会議員は誰か御存知ですか。	9.2 %	90.8 %
(一〇) 今の東京都知事は誰でしようか。	30.0 %	70.0 %
(一一) 衆議院議長は今誰がしていますか。	23.3 %	76.7 %
(一二) 参議院議長は今誰がしていますか。	12.7 %	87.3 %

この質問に使つたチェックリストは末尾添付のものを使用した。

三、どんな人達が調査されたか

東京都内23區の事業所から315の事業所を選び出し、それから1724名の婦人従業員を抽出して調査が行われたのであるが、(註参照 回收有效票は1705枚であつた。調査結果の分析に入るまえに、1705名の職業婦人の各産業への分布狀態、年令、學歷、勤續年數、配偶者の有無その他を說明し、色々の意見を生んだ母體の構造を明らかにしておきたい。それは同時に都内の事業所に勤務する職業婦人の實態をつかむ上からも興味のあることと思われる。

(註) 事業所及び個人の抽出法については末尾 附記 の「調査対象の選定」の項を參照されたい。

尙一言つけ加えたいことは、この調査の對象は東京都内に勤務する職業婦人で、文化や知識の程度も割合に高く、又政治的社會的意識も相當高いと推定されることである。次の調査結果の分析を見る場合、このことを念頭にいれておくべきである。

產業別 さて産業別から見て行こう。

婦人の各産業への進出は第一表のようになつているが、このうちから10%以上のものをひろい出すと機械器具工業 (14.1%) を筆頭に、商業 (13.1%)、サービス業 (11.7%)、化學工業(10.0%) の順であり、最も低いのは建設工業の2.3%である。東京の特殊な産業構成も相當影響していると

第一表 (2より7までの産業のみ規模により大中小に分けて分析した)

産業	規模	總数		産業	規模	總数	
總数		1,705	100%	5. 紡績工業	計	133	7.8
1. 建設工業		39	2.3		大	38	
2. 金属工業	計	106	6.2		中	42	
	大	38			小	53	
	中	18		6. 印刷及び製本業	計	49	2.9
	小	50			大	24	
3. 機械器具工業	計	241	14.1		中	11	
	大	36			小	14	
	中	107		7. その他の製造工業	計	127	7.4
	小	98			大	10	
4. 化學工業	計	170	10.0		中	39	
	大	79			小	78	
	中	56		8. 商業		223	13.1
	小	35		9. 金融業		147	8.6
				10. 運輸通信業		67	3.9
				11. サービス業		199	11.7
				12. 自由業		147	8.6
				13. 公務及團体		57	3.4

思われるが、婦人がどのような産業に主として集中するか、概略の傾向を知ることが出來よう。上述の産業分類にふくむ中分類は、第二表の如きものがふくまれた。

第二表

産業分類	1	建設工業	○設計監督 ○綜合工事 ○職別工事 ○設備工事
	2	金属工業	○金属
	3	機械器具工業	○機械器具
	4	化学工業	○化學
	5	紡績工業	○紡績
	6	印刷及製本業	○印刷及び製本
	7	その他の製造工業	○窯業及び土石業 ○製材及び木製品 ○食料品 ○修理 ○その他の工業
	8	商業	○卸賣 ○小賣 ○各種物品 ○呉服店、行商 ○物品賣買仲立 ○出版 ○倉庫 ○不動産
	9	金融業	○銀行信託 ○保險 ○証券 ○その他金融
	10	運輸通信業	○陸運 ○水運 ○通信
	11	サービス業	○接客 ○理髪理容浴場 ○物品預り賃貸 ○家事 ○娯樂興行 ○廣告宣傳 ○その他のサービス
	12	自〃由業	○医療衛生 ○教育 ○試驗研究 ○宗教 ○法務 ○著述藝能遊藝 ○その他自由業
	13	公務及團体	○公務 ○團体

規模別

産業分類中、製造工業部門の金属、機械器具、化學、紡績、印刷及び製本、その他の工業の六産業のみを規模の大、中、小に分類した。結果は第三表の如くになつた。

第三表 製造工業部門に於ける規模別

規模	実数	%
大	225	27.2
中	273	33.1
小	328	39.7
計	826	100

規模の大とは男女従業者總數100人以上、中とは99人—30人、小とは30人未滿の事業所のことである。

以下「分析」に於て規模別に分析しているのは、この製造工業部門のみであるから、良く注意されたい。

職種別

各産業への分布狀況は上の通りであるが、では職業婦人はどのような仕事を分擔しているであろうか。第四表は職種別構成によつて婦人の仕事の内容を示している。

第四表 職種

總数	1,705	100%
事務員(含技術者)	738	43.0
現場労務者	636	37.0
店員	53	3.0
サービス業	161	10.0
自由業	117	7.0

産業別にみた職種別

各産業別にどんな職種が、どれだけいるかを調べると次の第五表のようになる。

第五表　産業別にみた職種別

産業＼職種		事務員（含技術者）	現場労務者	店員	サービス業	自由業	計
建設工業		89.9%	10.1	—	—	—	100%
製造工業	金属工業	47.5	52.5	—	—	—	100
	機械器具工業	36.5	62.5	—	0.5	0.5	100
	化学工業	22.4	77.6	—	—	—	100
	紡績工業	10.5	88.7	—	—	0.8	100
	印刷及製本業	20.4	79.6	—	—	—	100
	その他製造工業	23.7	72.0	3.0	—	1.3	100
商業		65.0	11.2	16.6	5.8	1.4	100
金融業		98.0	2.0	—	—	—	100
運輸通信業		98.5	1.5	—	—	—	100
サービス業		14.6	4.5	5.3	73.8	1.8	100
自由業		21.1	5.5	1.3	—	72.1	100
公務団体		96.5	3.5	—	—	—	100

規模別にみた職種別

第六表を参照されたい。

第六表　（但し製造工業部門のみ）

規模＼職種	事務員	現場労務者	店員	サービス業	自由業	計
大	70	154	0	0	1	225
	31.1%	68.5			0.4	100%
中	84	187	0	1	1	273
	30.8%	68.4		0.4	0.4	100%
小	77	245	4	0	2	328
	23.5%	74.7	1.2		0.6	100%

勤続年数

婦人の職業への定着性――いまの事業所への勤続年数――は第七表によつてうかがわれる。3年未満までが7割以上を占め、その内でも一年未満のものが36%となつている。職業婦人の不熱線の原因の一端を知り得よう。

第七表　勤続年数

総数	1,705	100%	累積比
～1年	618	36.6	36.6%
1年～2年	435	25.2	61.8
2年～3年	242	14.3	76.1
3年～4年	181	10.7	86.8
4年～5年	54	3.2	90.0
5年～6年	58	3.5	93.5
6年～	117	6.5	100

第八表　農業経歴年数

総数	1,705	100%	累積比
～1年	301	17.7	17.7%
1年～2年	288	16.9	34.6
2年～3年	238	13.9	48.5
3年～4年	218	12.8	61.3
4年～6年	263	15.4	76.7
6年～8年	167	9.8	86.5
8年～	230	13.5	100

職業経歴年數

第八表に見られるように経歴年數は1年未満，2年未満が多い。これは第七表の勤續年數の低いのと對照してみるとき、轉々と職を代えるというよりも短期間の職業生活からすぐ家庭に入るものが多いからではなかろうか。このことは第九表の轉職回數にはつきりあらわれている。

第九表　轉職回數

総数	1,705	100%
0回	795	46.6
1回	653	38.3
2回	206	12.1
3回以上	51	3.0

この傾向は、質問のなかの「職業婦人の生活をいつまで續けたいか」という答と對照してみると、更に興味のある結果が出ている。

なお参考までに第七表、第八表には累積比を示しておいた。

年令

職業婦人の年令は若い。第十表はかぞえ年の分布を示しているが81.6%まで（即ち100人中の82人まで）が30才以下の人達である。しかも 18～23才 が約50%をしめている。なお平均年令はかぞえ年約24.6才になる。

第十表　年令

総数	1,705	100%
～17才	153	9.0
18才～19才	271	15.9
20才～21才	322	18.9
22才～23才	271	15.9
24才～25才	191	11.2
26才～27才	99	5.8
28才～29才	84	4.9
30才～39才	189	11.1
40才～	125	7.3

結婚

年令が若ければ當然未婚者が多い。（第十一表參照）總數の80.3%をしめている。既婚者のうちで死離別した婦人の率が有夫者より多い事は終戰後の

第十一表　結婚

総数	1,705	100%
未婚	1,369	80.3
有夫	153	9.0
死離別	183	10.7

きびしい世相を反映したものでもあろうか。なお太平洋戦争以前の昭和16年8月東京都社會事業団協會で行つた調査を參考までに示すと、都下厚生施設243団体につとめている女性 2,788 名について調査したのであるが、そのうち未婚者 80.8%（2245名）、既婚者 19.2%（534名）で、終戦後三年を経た今日でもこの割合は殆んど変つていない。ちなみにアメリカでは職業婦人の45%が既婚婦人であるといわれている。

子供の有無 と **生　活** とは各々第十二表、第十三表に示されている。

なお生活とは生活の根拠をどこにおいているかという意味から第十三表のような分類によつた。

第十二表　子供の有無

総　数	1,705	100%
あ　り	206	12.1
な　し	1,499	87.9

第十三表　生　活

総　数	1,705	100.%
家族親戚と一緒	1,440	84.5
寄宿舎、寮	189	11.1
下宿、間借	76	4.4

賃　金

賃金については第十四表及び第一図、第二図に示されている。第十四表によれば2,500円～3,500円（未満）のものが 35.6%、3,500円～4,500円（未満）が 25.2%で、この賃金段階のものが全体の 60.8%を占める。平均賃金は約3,416円である。全体の半數以上の者（約54%）は大ざつぱに推定して

第十四表　賃　金（一ケ月手取り）

総　数	1,705	100%	累積比
～1,500円	62	3.6	3.6%
1,500円～2,500円	323	18.9	22.5
2,500円～3,500円	606	35.6	58.1
3,500円～4,500円	429	25.2	83.3
4,500円～5,500円	171	10.0	93.3
5,500円～6,500円	71	4.2	97.5
6,500円～	43	2.5	100

第一図　百分比による賃金の分布

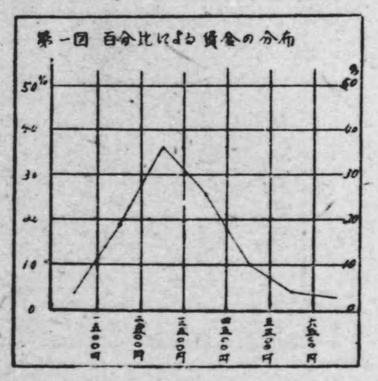

第二図　累積比による賃金の形態
平均賃金＝3416円

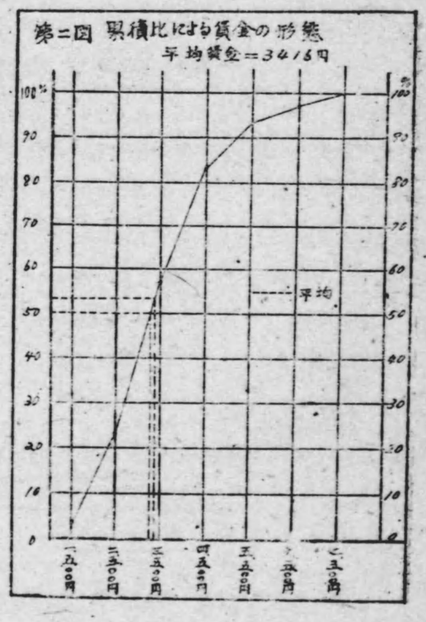

3,390 円未満である。但しこれは手取り賃金である。

産業別にみた賃金

第十五表をグラフにしたものが第三図である。相當にデコボコのあるのが目につく。

第三図

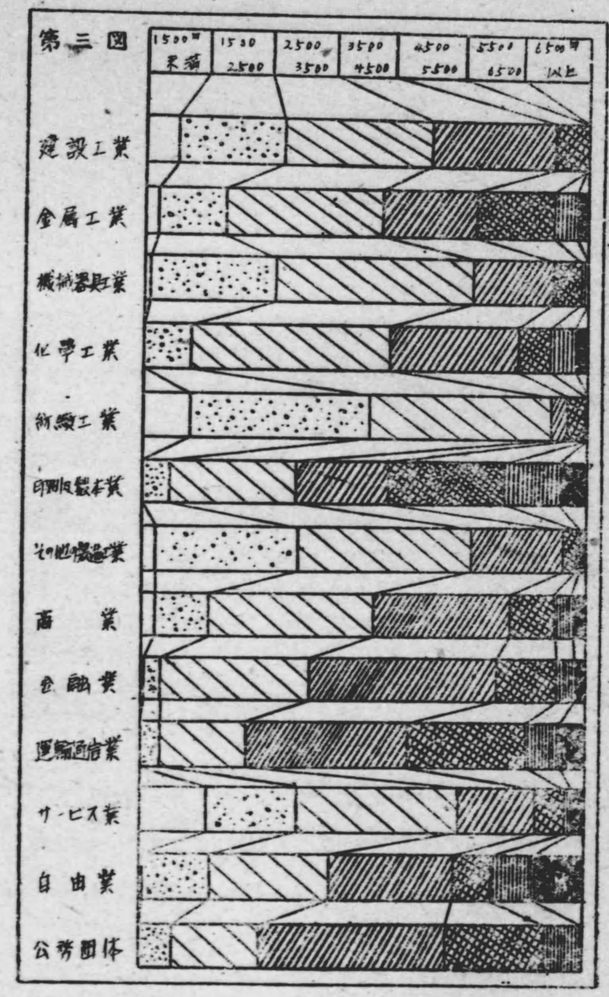

第十五表　産業別にみた賃金

賃金別＼産業別	建設工業	金属工業	機械工業	化学工業	紡績業	印刷製本及業	その他の製造工業	商業	金融業	運輸通信業	サービス業	自由業	公団公務体及業
1,500円未満	7.7	2.8	1.2	0	10.5	0	2.3	2.6	0.7	0	14.6	0.7	0
1,500～2,500	23.1	15.1	27.0	10.6	50.4	6.1	32.3	12.3	4.1	4.5	20.6	15.0	7.0
2,500～3,500	33.3	24.9	45.2	44.1	30.8	28.6	39.4	37.2	33.3	19.4	36.2	26.5	19.3
3,500～4,500	28.2	21.7	18.3	29.4	4.5	30.6	19.7	30.5	42.4	35.8	17.6	27.9	42.1
4,500～5,500	7.7	17.9	7.5	7.6	3.8	16.3	3.9	10.3	13.6	26.9	6.5	8.8	22.8
5,500～6,500	0	5.7	0.8	5.9	0	12.3	1.5	4.0	4.5	8.9	2.0	10.2	8.8
6,500円以上	0	1.9	0	2.4	0	6.1	0.9	3.1	1.4	4.5	2.5	10.9	0
計	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

職種別にみた賃金

第十六表をグラフにしたのが第四図である。

第四図

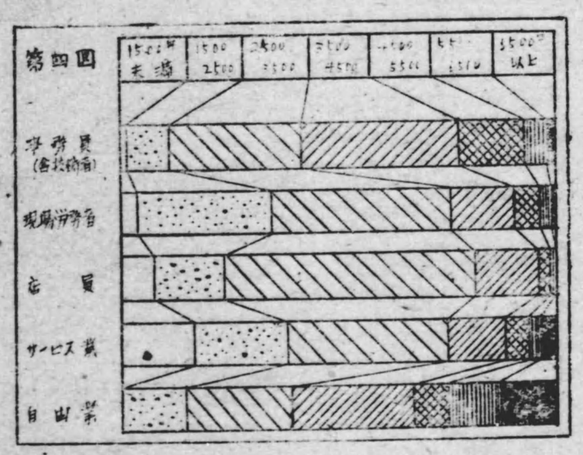

第十六表　職種別にみた賃金（比例数のみ）

賃金＼職種	1,500円未満	1,500円—2,500	2,500—3,500	3,500—4,500	4,500—5,500	5,500—6,500	6,500円以上	計
事務員	1.4%	9.0	31.0	36.6	15.1	5.0	1.9	100%
現場労務者	3.5	30.6	40.5	15.1	6.6	2.4	1.3	100
店員	7.2	16.0	58.0	14.5	2.9	1.4	0	100
サービス業	16.1	21.7	33.5	16.8	5.0	3.1	3.8	100
自由業	0	13.7	25.6	27.4	8.5	12.0	12.8	100

學歷別にみた賃金

第十七表をグラフにしたのが第五図である。

第五図

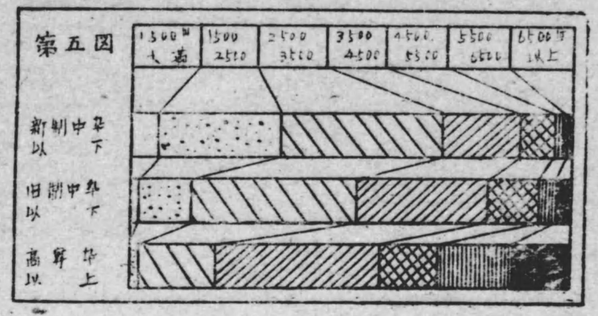

第十七表　學歷別にみた賃金　（実　数）

賃金＼学歴	1,500円未満	1,500円—2,500	2,500—3,500	3,500—4,500	4,500—5,500	5,500—6,500	6,500円以上	計
新制中卒以下	48	225	296	144	64	17	11	805
旧制中卒以下	15	95	290	243	92	35	18	788
高専卒以上	0	2	20	42	15	19	14	112

比例数

新制中卒以下	6.0%	27.9	36.8	17.9	7.9	2.2	1.3	100%
旧制中卒以下	1.9	12.1	36.8	30.8	11.7	4.4	2.3	100
高専卒以上	0	1.8	17.8	37.5	13.4	17.0	12.5	100

學　歷

最後に學歷は第十八表の如くである。新制中卒以下には旧小学校、高等小学校をふくむ。

旧制中卒以下とは中退をふくむ旧高等女学校卒業者である。東京の職業婦人の学歷が割合に高いことがわかる。

第十八表　学　歷

総　数	1,705	100%
新制中卒以下	805	47.2
旧制中卒以下	788	46.2
専門（中退）以上	112	6.6

學歷別にみた職種

（第十九表、第六図参照）

職種を学歷別にみると、現場労務者の主力は義務教育の新制中卒以下であり、事務員は旧制中卒以

第十九表　学歴別にみた職種

	新制中卒以下	旧制中卒以下	高専卒以上	計
事務員	21.5%	71.6	6.9	100%
現場労務者	79.9	19.3	0.8	100
店員	31.8	44.9	23.3	100
サービス業	60.2	38.4	1.4	100
自由業	18.8	47.0	34.2	100

第六図　学歴にみた職種

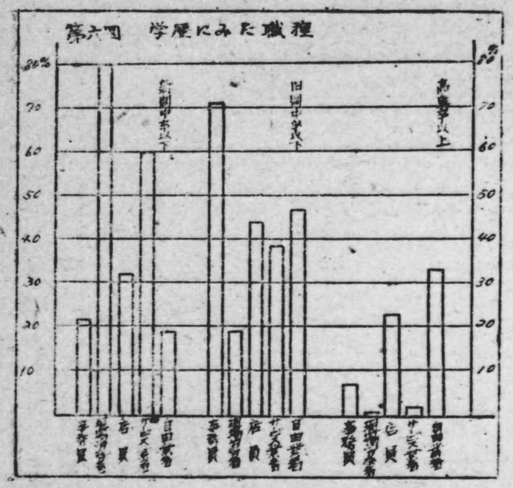

下の高女出身者である。自由業は旧制中卒と高専が主力になつている。店員は大体学歴別では平均がとれている。この学歴は調査結果の分析、特に意識測定の質問には大きく影響をしている。

四、分　　析

I　職業について

今は女も台所におさまつていられない時代である。女が社會人として一人前になるために、まず自分の力で生活する能力を職業から獲得しなければならない。そのためには婦人の職業がいまどんな社會的條件におかれているかを知らなければならない。その意味から各人がはたして適した仕事をしているか、就職に先立つて雇傭條件、給与條件を充分知つての上で就職したのか、何故に職を求めたか、これらの諸点を明らかにすることによつて職業婦人の「仕事」に対する意欲度を測定した。その前にまず「どういう傳手でここへ就職したか」を尋ね、就職經路を明らかにしよう。

第一図　就職の傳手

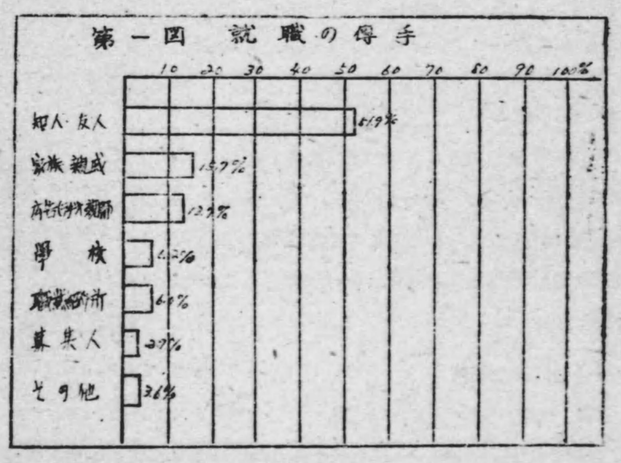

①　就職の傳手

第一図は就職の傳手の一般

的傾向である。知人、友人関係を通じて就職する者が半数以上である。これに家族親戚の仲介をふくめると、縁故関係で就職の機會をつかむ者が実に65%に及んでいる。これに反して職業紹介所の利用は極めて低い。公共機関の設備が充分でないことも職業紹介所の利用度の低い原因でもあろうが、職業の民主化はまず万人に平等なチャンスを与えることにはじまるのではなかろうか。なお廣告（特にラジオ、新聞）の宣傳力は相当なものである。では更に職種別と産業別から就職の傳手をながめてみよう。

第二図(職種別)　就職の傳手

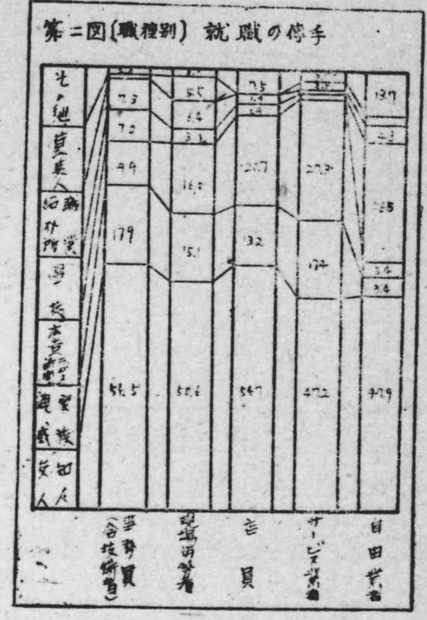

(イ)　職　種　別

第二図は職種別に見た就職の傳手を示すグラフである。勿論、何れの職種も縁故関係が半数以上を示しているが、職種からみた就職の傳手にも一つの傾向があることがうかがわれる。

1. 全職種を通じて知人、友人及び家族、親戚の縁故関係が大部分を占める。
2. 事務員は縁故関係以外は大体平均していろいろの傳手を利用している。
3. 現場労務者では廣告、職業紹介所、募集人の比率が高い。募集人の5.5%は注目される。
4. 店員は廣告が大部分であり、募集人は皆無になつている。
5. サービス従業者は廣告が他の職種にくらべて一番多くなつている。
6. 自由業ではさすがに学校の斡旋による就職が極めて多い。

(ロ)　産　業　別

産業別に縁故関係以外の就職の傳手について説明すると、

1. 各産業を通じて廣告が平均して多い。廣告の少い所では、職業紹介所の比率が多くなつている。但し印刷、製本業は例外をなし、募集人が比較的高率を示す。
2. 学校を仲介して行くのは金融業及び自由業である。
3. 製造工業部門には募集人が相当多いような印象を受ける。

以上の考察の結果を傳手について要約すると

1. 一般的に就職の傳手は縁故関係が壓倒的に優勢である。
2. それ以外に職種別では、事務員は特に偏向ある傾向を示さないが、現場労務者、店員、サービス業では廣告の力が相当ある。学校が就職に強い発言権を持つているのは自由業である。

第一表〔産業別〕就職の傳手

産業＼傳手	職業紹介所	学校	廣告（ラジオ新聞）	知人友人	家族親戚	募集人	その他	計
	%							%
建設工業	7.7	0	10.2	56.4	23.1	0	2.6	100
金属工業	12.3	3.8	6.6	46.2	22 6	5.7	2.8	100
機械器具工業	9.6	2.5	16.6	48.1	19.5	2.9	0.8	100
化学工業	4.7	5.9	5.9	54.7	20.0	5.9	2.9	100
紡績工業	7.5	3.0	27 8	39 1	12.1	7.5	3.0	100
印刷及製本業	6.1	6.1	4.1	57.1	14 3	8.2	4.1	100
その他の製造工業	3.2	2.4	16.5	53.5	15.7	3.2	5.5	100
商業	4.5	2.7	13.5	58.3	15.2	1.8	4.0	100
金融業	1.4	18.4	12.9	58.5	6.8	0	2.0	100
運輸通信業	13.4	6.0	3.0	52.2	23.9	0	1.5	100
サービス業	3.0	1.5	25.6	47.2	17.1	2.1	3.5	100
自由業	4.8	22.4	3.4	51.7	5.4	0.7	11.6	100
公務及團体	8.8	5.3	10.5	61.4	14.0	0	0	100

現場労務者では募集人が比較的多い。

3. 産業別では各産業を通じて廣告が多い。特に紡績工業、サービス業に著しい。廣告の少い産業では職業紹介所が多く、たゞ印刷製本業では募集人が多くなつている。

4. 学校の仲介で就職する産業は自由業と金融業が著しい。

傳手と雇傭條件

傳手と問題〔2〕の雇傭條件とを調べてみると、職業紹介所と学校を通じ就職したものが、給料も仕事の内容も両方とも45%までがはつきり知つて就職している。その逆に募集人を通じて就職したものはわずか1%しか雇傭條件を完全に知つていない。

給料だけ知つていたのは募集人によるものが4%で、他の傳手の者が平均5%位しかないのにくらべると驚くべき数である。募集人によるもの。半分まで仕事の内容も知らずに金につられて就職していることになる。給料も仕事も知らずに就職した者は縁故関係による者が一番多い。

② 職業意欲の分析

第二表、第三表、第四表は次の質問に対する答である。

1. あなたはここに就職なさる時御自分の給料と仕事の内容を両方とも前以つて御存知でしたか。
2. 現在あなたはどんな理由でお働きになつているのですか。
3. 今のお仕事に興味を持つておいでですか。

縁故関係の就職が大部分であることは、雇傭條件即ち従事する仕事の内容と給料について前もつてはつきりした知識をもつていたとは思われない。第二表によれば「両方とも知らなかつた」者42.0%で、それにどちらか一方のみしか知らなかつた者を加えると実に63%に達する人達が、不充分な知識か或は全然知識なくして職業生活に入つてしまつたことになる。「仕事の内容だけ」知つていた者に比し「給料だけ」知つていた者の比率が遙かに下廻るのは興味ある現象である。「金のことを口にする」のを嫌う日本人の面目か、それとも職業婦人が本当に苦しい生活の要求から職業につくことが比較的少いからではなかろうか。

第二表

仕事の内容と給料を両方知つていたか		
	両方知らない	42.0%
	両方知つていた	37.1
	仕事の内容だけ知つていた	16.1
	給料だけ知つていた	4.8
	計	100%

第三表を見よう。

第三表

どんな理由で働いているか		
	家計の補助	37.6%
	自分の小遣かせぎ	16.2
	一家を養うため	15.8
	家計補助と小遣と半々	14.3
	世間を知るため	5.2
	仕事を通じて社会につくす	3.0
	その他	5.6
	理由なし	2.3
	計	100%

就業の理由は経済的な理由が壓倒的な数字を示すとは言え、「家計補助、自分の小遣かせぎ、一家を養うため、家計補助と小遣かせぎ半々とを合すと83.9%になる）「一家を養うため」に就職し家計の中心をなしている人は15.8%で、その他の人達は多少とも経済的な負担からは免れているわけである。これは上述の第二表の分析を裏づけるものである。しかしそれにも拘らず経済的な理由が80%以上を占めることは今の世相を反映するものであり、生活の苦しさが婦人を職業戦線にかりたてたものと断定出來よう。

「仕事を通じて社会につくすため」3.0%「世間を知るため」5.2%にしか過ぎないのは、やはりきびしき世相が婦人を現実主義者にするのであろうか。

では就業時に於ける雇傭條件も漠然としか知らず、しかも経済的な理由から職業戦線にかりたてられた婦人は自分に適した職業を選んでいるのだろうか。65%が「興味あり」と答えている（第四表参照）しかし「興味なし」24.3%「なんとも言えない」9.8%これを合せると34.1%——この数字は決して少くない。少くとも自分の職業に対して否定的な或はあいまいな態度を抱いている者が3割をこえているのは見逃し得ないであろう。

第四表

仕事に興味があるか		
	興味を持つている	65.9%
	興味なし	24.3
	なんともいえない	9.8
	計	100%

以上を要約すると次のような結論が出ると思う。

1. 職業婦人の大部分の者は経済的な理由から働いているが、一應生活の負担からは免れている。本当に働かねばならぬ人達は極く少数である。
2. 仕事に対する気持も、すなおであるというべきであろう。

(イ) 年令別分析

次に年令別に職業婦人の職業意欲を考察してみよう。

第三図、第四図、第五図は年令別の結果を示している。第三図の如く年令が高くなるにつれて「仕事の内容と給料の両方を知つていた」人は次第に多くなる。17才以下の22.2%を最低に、40才以上の51.2%を最高にして美しい傾斜を示している。

「仕事の内容だけ知つていた者」と「給料だけ知つていた者」との比は大体一様になつていて、年令層によつて全体の傾向はこわされていない。

就職の時の雇傭條件については年令層の高いもの程はつきりしていたが、これは第四図の『どんな理由で働いているか』を分析すると、更に明らかになつてくる。

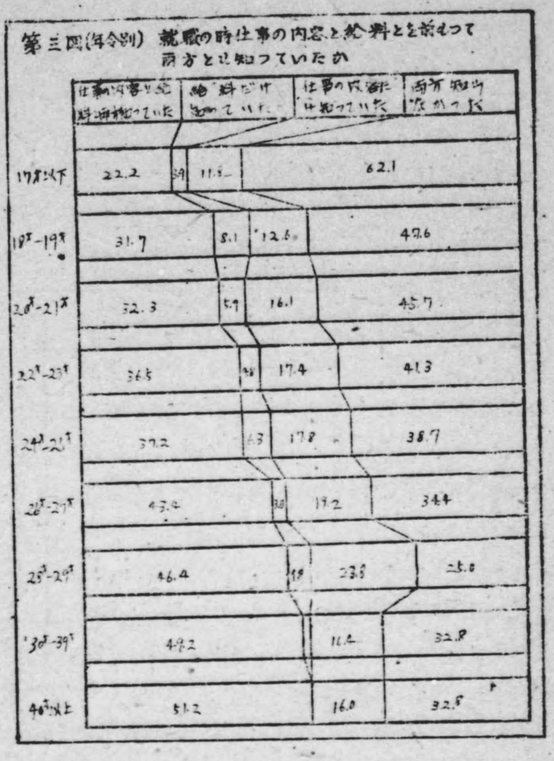

何故なら、一家の経済的な中心として女の細腕でこのインフレの世を乗り切つてゆかねばならない「一家を養うため」という理由が、年令が高くなる程急激に増している。特に30才以上の人達は半数が一家を養うために働いている。それにくらべると、24～25才までの人は幸福だと言わねばならないだろう。まことに25才までの人の中には少数ではあるが「仕事を通じて社会につくす」或は「世間を知るため」の理想主義者もあるが、それより高令になると理想主義者は影をひそめ、40才以上の人達の中には皆無である。但し「別に理由はない」と、あいまいな答をした人がこの5年令層でも6.4%占めているのは、どうしたわけであろうか。

仕事に対する興味については第五圖が教えてくれる。若い年令の人達に仕事に対する批判的態度が比較的多く見える。この現象も「雇傭條件についての知識の度合」及び「就職理由」と無関係に考えることは出来ない。

雇傭條件についての知識度は年令の高い者に強かつたが、それは家計の負担者たる立場がそうさせたのであつた。「仕事に対する興味」の場合もこのことが言えるであろう。家計の負担者にとつては職場が生活の全部である。職業生活は真剣勝負なのだ。仕事を批判する前にまず仕事と取組さ

なくてはならないだろう。このような真剣さが、第五図のような「興味なし」が年令と共に減つている結果を与えたものと思われる。

以上のことを結論すると

1. 職業意識は年令に比例する。特に17才以下の者は職業意識が明確でない。
2. 現在の社會経済状態の下では婦人の経済的負担は25才を越すと漸次生じてくるようである。

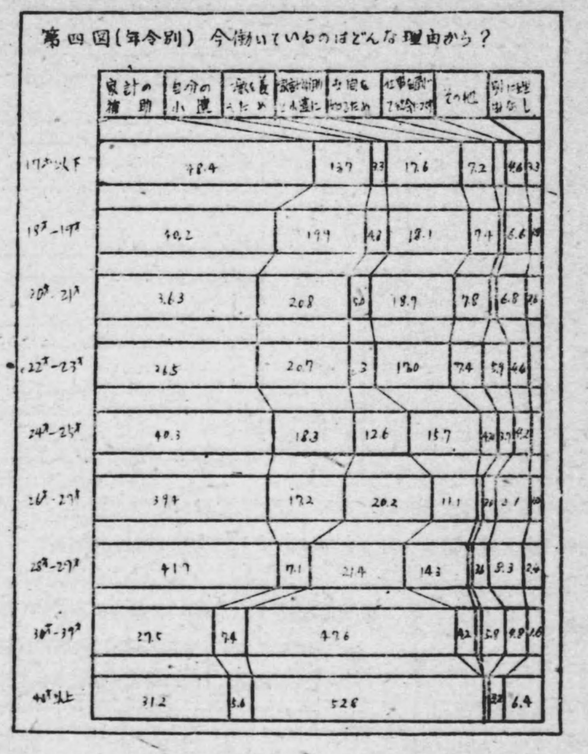

(ロ) 學　歷　別

さて学歴別に見てみよう。雇傭條件についての知識はさすが学歴の高い者ほど良く知つている。但し「仕事の内容だけ」知つていた者は高専卒以上の学歴の高い者が最も多いのに反し、「給料だけ」知つていたのが新制中卒以下と低位を争つて余り大差ないことは注目すべきである。

第六図（学歴別）　就職前に仕事の内容と給料を両方とも知つていたか

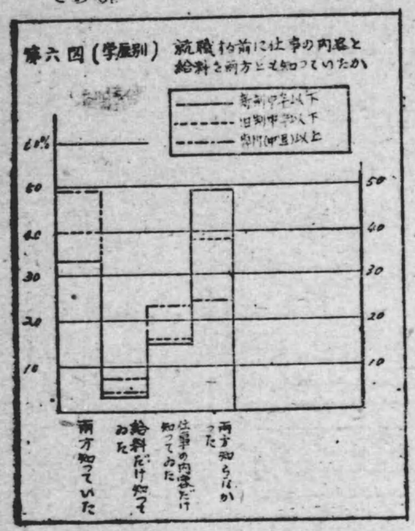

第五図（年令別）　今の仕事に興味を持つているか

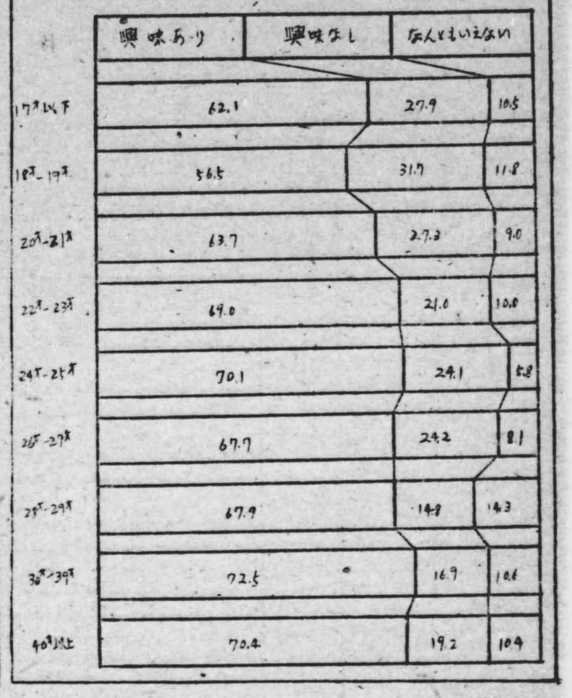

就職の理由は第七図の通り学歴の低い者ほど経済的な理由が強くなり、逆に自分の仕事に意義を見出そうとする積極的な態度は、さすがに高専卒以上の学歴の高い者に強くあらわれている。「一家を養うため」或は「家計の補助」の比率が、学歴が低いほど多くなつているのに、学歴の高い者ほど経済的に恵まれた家庭に育つたことがはつきりあらわれている。

第七図（学歴別）今働いているのはどんな理由からか？

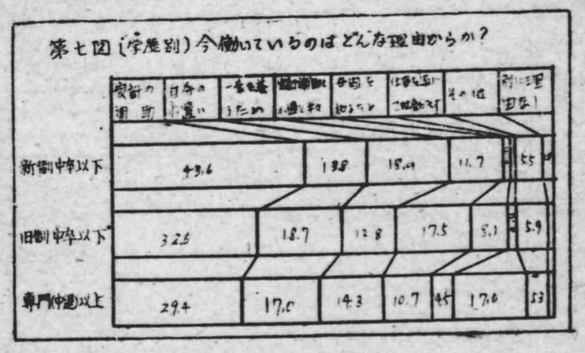

従つて学歴の高い者は興味のある仕事を選擇する機会に比較的恵まれているとすれば、第八図に示すところは当然の結果と言えよう。

(ハ) 職　種　別

「仕事の内容と給料とを両方とも知つていた」と答えた者は自由業者、店員に多く、現場労務者、事務員が低い。就中、自由業者に最も高いのはこの職種の内容が教員、医師、看護婦などで、比較的教育程度の高い者が多数をしめる職種だからであろう。

現場労務者は「就職の傳手」の項で明らかにしたように、募集人のような商賣人の傳手による者が5.5%もあつたし（就職の傳手第二図参照）学歴も他より低い者が多い結果か、雇傭條件では兩方とも知らないで就職した者が一番多い。

就職理由は第十図の如く自由業者、現場労務者、サービス従業者に「一家を養うため」という深刻な理由が多い。それに反し事務員と店員は比較的恵まれているといわなくてはなるまい。なお自由業者に「社會のために盡す」と答えたものが17.1%あるがこれは自由業者の仕事の性質上当然の結果とはいえ、仕事に対する意欲を示すものとして、注目すべきであろう。

第八図（学歴別）今の仕事に興味を持つているか

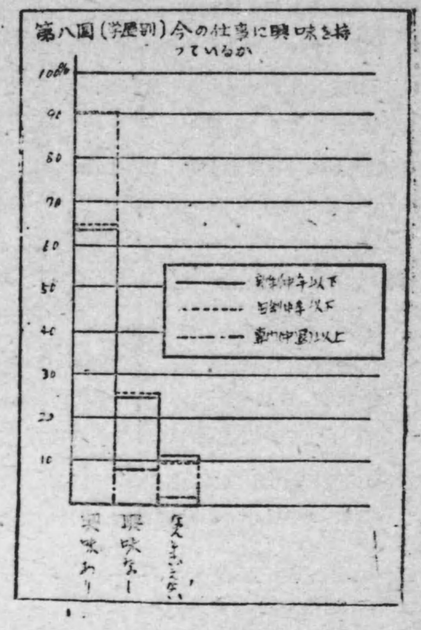

第九図（職種別）　就職前に仕事の内容と給料を両方とも前以つて知つていたか

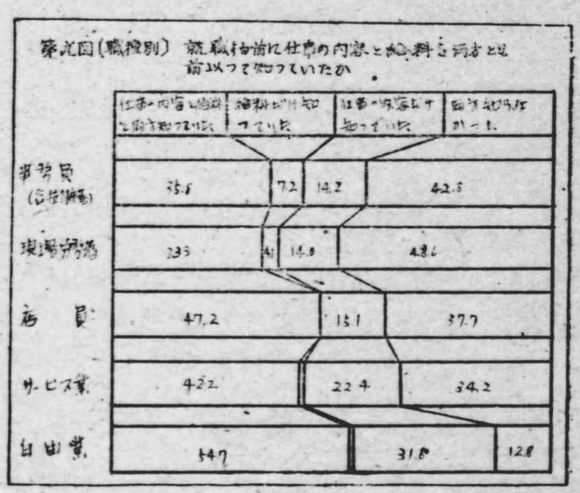

このことは次の「仕事に対する興味」にも如実に反映され、自由業者は82.1%の者が「興味あり」と答え、最高である。（第十一圖参照）

他の職種については特に著しい傾向は見られないが、ただ現場労務者の「なんとも言えない」の11.5%はとびぬけた数字であり、労務者の意識内容をある程度暗示しているのではないだろうか。

以上を要約すると

1. 凡ゆる点に於て現場労務者が特異な性格を示している。経済的な理由から職業につき、し

かも仕事に対する氣持はあいまいである。

2. 店員は比較的恵まれた條件下にあり、雇傭條件も仕事に対する興味もはつきりしている。

3. 自由業者は經濟的な責任には切実なものがあるが、自分の仕事に対する態度は明確というより、むしろ積極的に意義を見出している。

第十圖（職種別）今働いているのはどんな理由か

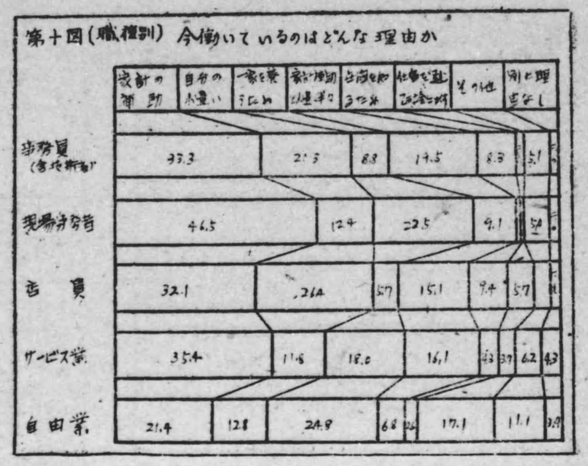

第十一圖（職種別）仕事に興味を持つているか

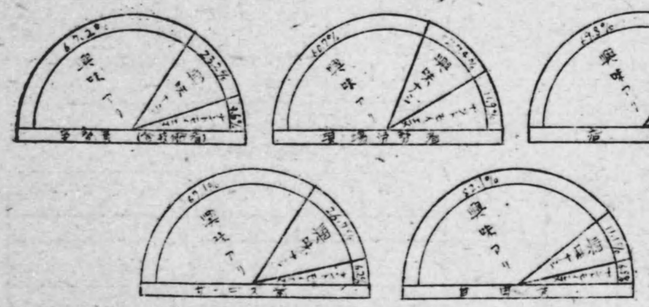

（二）産　業　別

産業別にみると第五表が示すように雇傭條件を比較的よく理解していたのは運輸通信業、サービス業、自由業、公務団体のわずか四産業にすぎない。他の九産業の女子従業員は雇傭條件に無関心である。工業部門では一般にこの点がよく現われている。しかし自由業においては給料だけ知つていた者は皆無に近い。（自由業に含まれる職種は、自由業者が大部分であることは、「どんな人達が調査されたか」の項の第五表を参照されたい。）

第五表〔産業別〕就職する前に仕事の内容と給料を兩方とも知つていたか

	建設工業	金属工業	機械器具業	化学工業	紡織工業	印刷製本及業	その他の製造工業	商業	金融業	運輸通信業	サービス業	自由業	公務及團体
兩方知つていた	38.5%	34.0	36.9	31.8	32.4	24.5	33.1	30.0	32.0	43.3	45.2	56.4	45.6
給料だけ知つていた	7.7	8.4	7.5	4.1	2.2	2.0	1.6	6.3	11.5	1.5	1.5	1.4	3.5
仕事の内容だけ知つていた	23.1	14.2	10.4	14.1	20.3	22.5	11.8	10.8	10.9	6.0	24.6	30.6	19.3
兩方知らない	30.7	43.4	45.2	50.0	45.1	51.0	53.5	52.9	45.6	49.2	28.7	11.6	31.6
計	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

就職理由を見れば（第六表）工業部門にパンのために働く現実主義者が多く、自由業者に理想主義者が多い。また金融業及び運輸通信業の示す数字から、この産業に働いている女子はお嬢さん達という印象をうけないだろうか。

第六表〔産業別〕今働いているのはどんな理由か

	建設工業	金属工業	機械器具業	化学工業	紡織工業	印刷製本及業	その他の製造工業	商業	金融業	運輸通信業	サービス業	自由業	公務及團体
家計の補助	41.0%	38.7	42.3	43.0	35.3	57.1	49.6	28.7	35.4	32.8	38.2	21.8	43.9
自分の小遣	10.2	19.8	12.5	12.9	22.6	8.2	17.3	17.0	23.8	17.9	13.1	14.3	21.0
一家を養うため	15.4	17.0	17.4	24.7	14.3	26.6	17.3	13.0	0	11.9	17.1	21.1	8.8
家計補助と小遣と半々	28.2	16.0	16.6	9.4	6.3	6.1	11.0	18.4	19.7	22.4	15.1	8.1	12.3
社會を知るため	2.6	3.8	2.5	1.8	5.3	2.0	0.8	8.5	15.7	4.5	4.5	4.1	8.8
仕事を通じて社会につくす	0	1.9	0.4	0.6	0.7	0	0.8	3.6	0.7	0	4.0	17.7	3.5
そ の 他	0	2.8	5.4	4.1	10.5	0	3.2	8.1	2.7	6.0	5.0	11.6	1.7
別に理由なし	2.6	0	2.9	3.5	4.5	0	0	2.7	2.0	4.5	3.0	1.3	0
計	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

工業部門については「仕事に対する興味」は建設工業、金属工業の如く現場労務者の少い所（どんな人達が調査されたかの第五表参照）では「興味のない」者が比較的多く出ている。（第七表参照）その他、化学工業を除いては、大体仕事に対する態度に——良いにつけ悪いにつけ——明確さがかけている。

また非工業部門では、商業が「なんとも言えない」という答の比率が高い。

第七表〔産業別〕今の仕事に興味を持つているか

	建設工業	金属工業	機械器具業	化学工業	紡織工業	印刷製本及業	その他の製造工業	商業	金融業	運輸通信業	サービス業	自由業	公團務及体
興味あり	51.3%	50.9	61.4	69.4	59.4	63.3	63.0	61.5	72.8	83.6	68.9	80.9	68.4
興味なし	38.5	34.9	29.1	22.9	27.1	24.5	22.0	27.8	21.8	13.4	23.1	11.6	19.3
なんともいえない	10.2	14.2	9.5	7.7	13.5	12.2	15.0	11.7	5.4	3.0	8.0	7.5	12.3
計	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(ホ) 規　模　別

製造工業部門のみ規模別にみれば、第八表の示す如く雇傭條件について全然無知であつたものは、大規模の所に多く意外であつた。これは後述の質問第十七に於ても、工業部門の規模別をみると「良い地位につけない」が、規模の大きい程多くなつているのとくらべると、何か共通した意味がありそうである。

第八表〔規模別〕　就職する前に仕事の内容と給料と兩方とも知つていたか

	兩方知つていた	給料だけ知つていた	仕事の内容だけ知つていた	兩方知らなかつた	計
大規模	27.1%	4.4	12.9	55.6	100%
中規模	35.9	6.2	17.2	40.7	100
小規模	35.3	4.6	12.2	47.9	100
総計	33.3	5.1	14.0	47.6	100

第九表〔規模別〕　今働いているのはどんな理由か

	一家を養うため	家計の補助	自分の小遣	家計補助と小遣と半々	世間を知るため	仕事を通じて社會につくす	その他	別に理由なし	計
大規模	18.7%	44.9	20.9	9.8	2.6	0.9	1.8	0.4	100%
中規模	16.1	43.2	12.5	12.8	2.5	0.4	0.2	3.3	100
小規模	21.0	41.2	15.0	12.8	2.7	0.9	5.5	0.9	100
総計	18.7	42.9	15.7	12.0	2.7	0.7	5.7	1.6	100

就職理由は殆んど経済的理由である。「一家を養うため」に就職したものが小規模の所に稍々多い。(第九表參照)

「仕事に対する興味」(第十表參照)は、大規模の所にかえつて「興味のない者」が多いのは注目される。しかし全体的に仕事に対する態度の明確さという点からいうと、中小規模に明確さが欠けていることがわかる。(なおこの規模別分析の母体は製造工業のみであり、その意味からも第八表、第九表、第十表に各「總計」をそえて製造工業の全体的傾向を知る參考とした。)

第十表〔規模別〕　今の仕事に興味をもつているか

	興味を持つている	興味なし	なんともいえない	計
大規模	60.4%	30.7	8.9	100%
中規模	63.0	24.2	12.8	100
小規模	61.9	26.2	11.9	100
総計	61.9	26.7	11.4	100

あとがき

1. 全体的に見ると、職業婦人の職業に対する氣持はすなおであり、生活態度も比較的のんきで、經済的責任からも一應免れている。
2. 年令別にみると、年令の高くなるほど職業に対する氣持が眞劍になつている。17才以下の者は職業に対する態度は確立されていない。

現在の社会經済狀態の下では、婦人も25才を越すと經済的責任と負担が何等かの形で負わされてくる。

3. 学歴の低い者ほど經済的な負担が大きく、また職業に対する態度もあいまいである。
4. 職種では、この調査から見る限り現場労務者に最も多くの問題がある。經済的負担も重く、仕事に対する態度も不明確である。

事務員、店員は比較的惠まれた家庭に育ち、仕事に対する態度も明確であり、自由業者は經済的には苦しいが、積極的に自分の仕事に意義を見出そうとしている。

5. 産業別に見れば、工業部門は非工業部門に比し經済的な理由が大きくあらわれている。

職業に対する態度は工業部門においては、化学工業をのぞいた外は不明確であり、非工業部門では、商業をのぞいて一般に明確性が強い。

6. 製造工業部門を規模別に見れば、個々の点はともかく、全体として中小規模に、職業に対する態度は明確さを欠いている。

Ⅱ　職業と生活について

職業と家庭生活——これは婦人が職業戰線に進出し始めた時から常に論じられてきた問題である。古い歴史と共に常に新しい内容をもつて語られる。

現在の職業婦人にとつて職業生活、日常生活を通じて、いかなることが問題となつて仕事の遂行がさまたげられているか。そして、それらの阻害條件の下に、現在の社會狀態では家庭生活と職業生活がはたして兩立すると考えているのか、もし不可能なら何故か、これを明らかにするために次の質問がなされた。(労働科学研究所の調査によると働く婦人の生活と職業の時間割標準は次のようになつている。実態を知るために參考までに示す。第一表參照)

第一表〔時間割標準〕

睡眠	7.時7
食事	0.8
身仕度	1.2
勤務	8.6
通勤	1.2
休息	1.3
教養	1.0
團欒	0.3
家事	1.4
交際	0.2
その他	0.3
計	24.時0

1. 日常生活やお勤めのことその他いろいろのことで御不満なことがあると思いますが、ありましたらどんなことでもかまいませんから遠慮なくお聞かせ下さい。

(「不満なことがある」と答えた者のみに対して)

2. それがお勤めにさしさわり(支障)になりますか。
3. あなたは職業婦人としての生活を何時まで続けたいと思いますか。
4. 現在の社會狀態では家庭に入つても婦人が勤めに出ることが出來るでしようか。

調査結果は次の如くになつた。まず第一の質問の答は第二表の如くである。不満のあるものと

第二表　不満なことがあるか

不満がある	48.7%
不満なし	51.3%
計	100%

ないものは大体半々であるが、不満のある者は、それではどのようなことに不満を持つているのであろうか。

不満の内容を次の如くに分類した。

勤務先のこと……例えば仕事、賃金、厚生施設等がないの如く職場のこと。

社會的なこと……衣、食、住、交通難など一般社会的に共通に困つていると思われること。

家庭的なこと……不和、無理解、育兒、家事等が出来ないなど。

個人的なこと……体が弱い、能力がないなど。

第一図に示されるように勤務先のこと、社会的なこと、家庭的なこと、個人的なことの順になる。しかも勤務先と社会的な不満が8割以上を占めている。言いかえれば職業婦人としての不満は終戰後の一般家庭生活の共通現象である家庭婦人としての不満と、勤労者としての社会人共通の不満が大部分で、家庭のいざこざや個人の特有の不満は極めて少い。

第一図　不満とはどんなことか
（不満のある者を100とする）

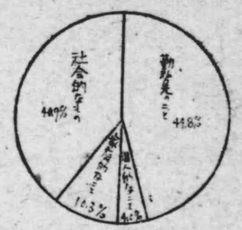

それでは、そのような不満は毎日の仕事に何らかの障害を与えているだろうか。不満がある者のみを100としたとき、支障のあるものは39.9%で、職業婦人全体の比率では19.5%となり、現実に仕事の能率をさまたげるということは少いと言うべきであろう。

職業婦人は仕事に関する限り、比較的わずらわしさのない生活を送つているが、では婦人における職業の意義を、一体どのように考えているのだろうか。

第二図　職業婦人の生活をいつまで続けたいか

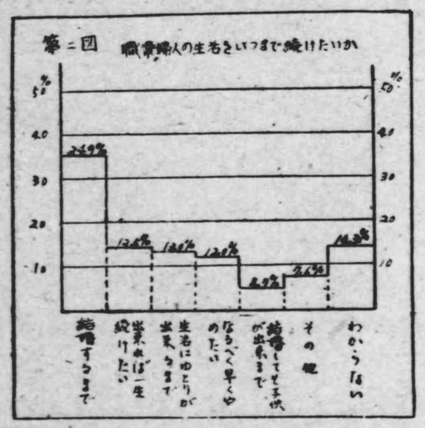

第二図によれば、職業生活を結婚までの一つの道程と考えているものが多い。

しかし比率はグット下るが、「出来れば一生続けたい」の極めて意欲の強い答が第二位にきているのは注目されてよい。

だが大勢は、何等かのチャンスをつかんで職業生活に別れをつげたいという氣持が強い。即ち「結婚するまで」「生活にゆとりが出来るまで」「出来るだけ早くやめたい」を合せると59.9%と6割に達しようとするに対し、「出来れば一生続けたい」「結婚しても子供が出来るまで」と職業生活に対して積極的意欲を持つものは18.2%で、約2割足らずである。

職業婦人が一生を職業にかけるか、家庭に還るかは、以上の説明から両者を秤にかけるとき、婦人は家庭生活に重さをかけることになる。

第三表
家庭に入つた婦人が勤めに出ることが出来るか。

出来る	38.4%
出来ない	41.0%
わからない	20.6%
計	100%

これは職業婦人の現実の氣持であるが、それとは別に、一般的に現在の如き社会状態に於ては、職業生活と家庭生活が『両立するかどうか』をどのように考えているかを知るために、第四の質問がなされた。これは又とりもなおさず、職業婦人の生活を何時まで続けたいかの婦人としての特殊な立場や理由を明らかにすることにもなる。結果は第三表の如く否定と肯定とが略々伯仲している。「わからない」の20.6%は少い数ではないが、これは未婚の婦人が職業婦人の8割をしめるのに原因するのであろう。「出来ない」という答の内容は第三図の如くになる。「配給等家事のため」の63.2%は、今のような配給機構における主婦の仕事のわずらわしさを端的に示しているのではなかろうか。これに「育兒のため」を加えると8割に近い人達が主婦としての家庭生活の負担が「職業と家庭」の両立を阻むと考えているわけだ。

第三図　勤めに出られない理由内訳
（出来ないと云つた者を100とする）

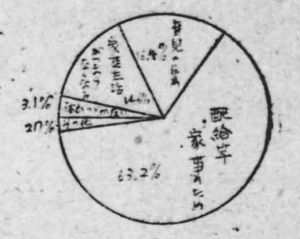

しかし「現在の如き社会状態」ですら家庭と職業は両立しうると考えている人達が全体の4割近くなつていることは、この問題に対する職業婦人の考え方は比較的明るいといえるであろう。

以上の要點を摘記すれば

1. 日々の生活において不満を抱いている人の数は決して少くないが、それにもかかわらず職業婦人としての生活は仕事に関する限りスムーズに行われている。
2. しかし職業生活に対する氣持は、大部分の者が「結婚するまで」の一道程としか考えていない。
3. 「家庭」と「職業」の両立の可能性については、肯定と否定が伯仲し、否定の根據とするところは壓倒的に主婦に対する家事の過重である。

(イ) 年　令　別

各年令層による「職業と生活」の関係について分析をしてみたい。

第四図は不満があるものの割合を示しているが、17才以下が他をはなして低くなつているのを除くと、24～25才を三角形の頂点として、ほぼ同じような傾斜を以て両側が低くなつている。不満の有無を社会、勤務先、あるいは自分自身を対象とする何らかの批判のあらわれとすれば、17才以下はまだ充分に批判的となつていないのではなかろうか。このことは「雇用につかわれるか」どうかの後述

の質問の時に更に、職業婦人の意識的なものから明らかにされる。

では「不満」とはどんなことであろうか。第五図をみれば分るように「勤務先のこと」が年令の若いものに多く、「社会的なこと」は逆に年令の高い者に多くなつている。この相違は24～25才が轉機となるようだ。家庭的な責任が加わつてくるからであろう。

不満のあるものに対して「それが仕事の支障になるか」と不満の度合をたすねると、第六図の如き結果になつた。

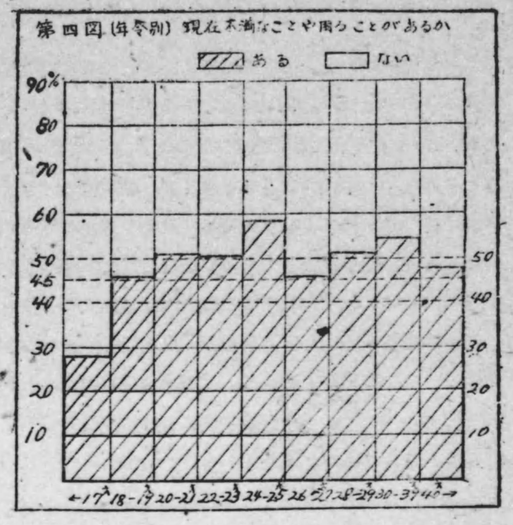

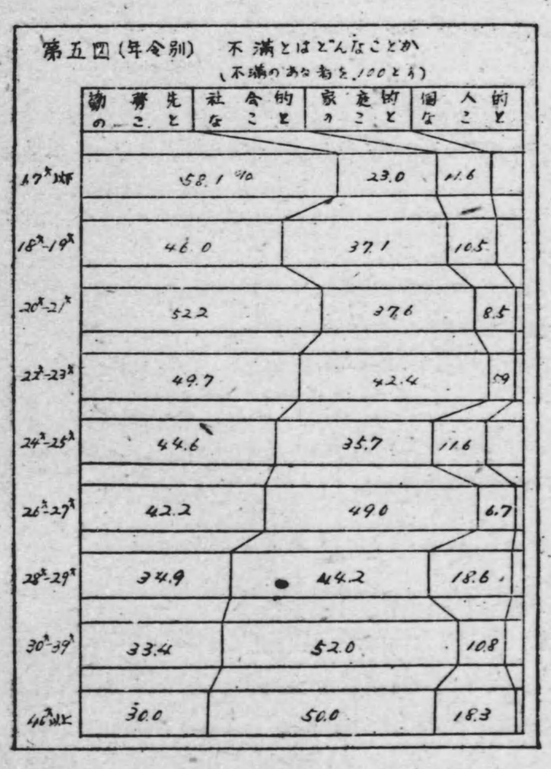

年令の高くなるにつれて「支障になる」と答えた比率が実に美しく上昇している。不満があると答えたものが24～25才を頂点として三角形になつているのに対して、支障になるのが年令層の高いものほど多くなつているのは、やはり年と共にあらゆる問題が切実なものとして身にしみて実感されるようになるのかも知れない。特に30才以上のものが「不満」はほとんど仕事に対して「支障」になると強く言い切つているのは、注目すべきものがある。

不満のあるものを更に年令別に職業婦人全体からみれば、第四表の如き結果になつた。

第七図は「職業婦人の生活をいつまで続けるか」という質問に対する結果であるが、「わからない」が年令の増すと共に少くなる。特に18～19才を境に急激に減少するが、20代ともなれば自分の職業生活について一應の考え方を持つようになるのであろう。

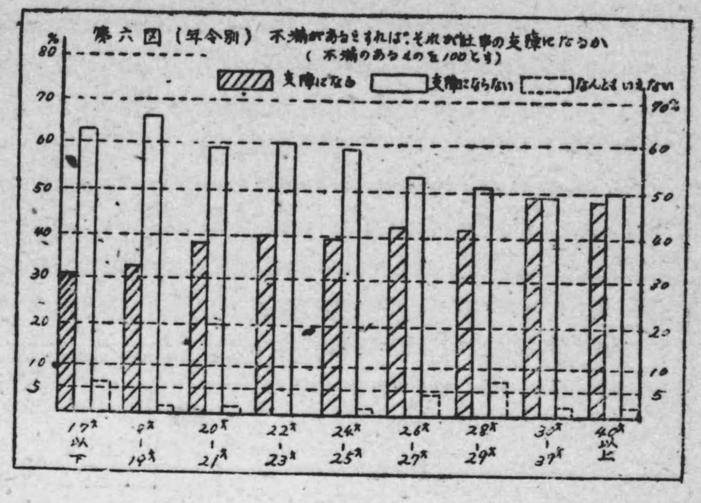

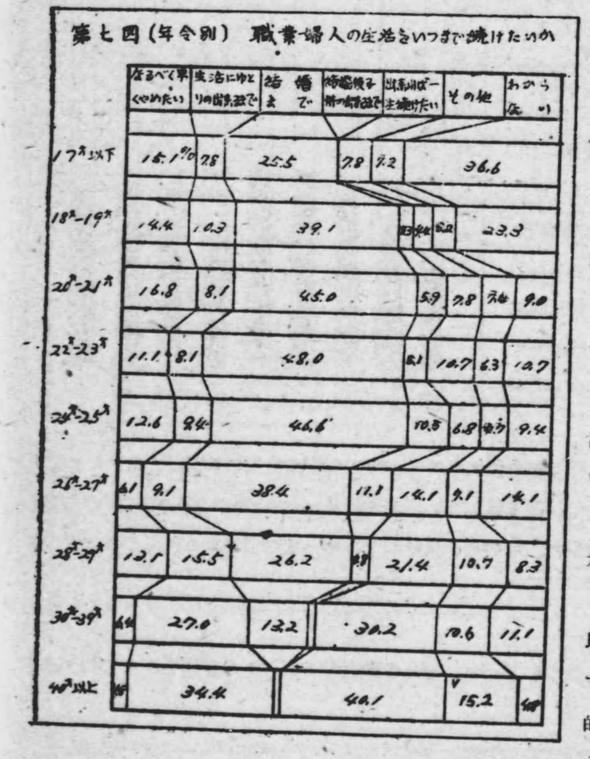

第四表〔年令別〕

支障になる者の全体に対する割合	17才以下	8.5%
	18才—19才	14.5
	20才—21才	19.9
	22才—23才	20.3
	24才—25才	23.0
	26才—27才	19.2
	28才—29才	21.4
	30才—39才	26.4
	40才以上	23.2

「結婚まで」と「生活にゆとりが出来るまで」「出来れば一生続けたい」この三つの増減が年令層と共にある一つの規則性をもつてはつきり示されている。

今までの分析と考え合せても、17才以下のものはまだ職業意識も不充分である。18～19才ともなれば比較的しつかりしたものの考え方をするようになるが、なんと言つても20才

になると、凡ゆる意味に於て、よりはつきりした態度をとるようである。「結婚」これが職業生活におけるあらゆるものの考え方の目標となる。25才を越すと、結婚に対する氣持は幾分色あせてくる。更に20才台の最後の年28～29才の人達は、結婚よりもむしろ職業へ一生を打ち込みたいという氣持が強くなつてくる。30才、40才となるにつれて、結婚は全く過去のものとなつてしまう。

また28～29才以上になると「生活にゆとりが出來るまで」が大きな率を示して増していることは、現在の生活苦が婦人を職業戦線へかりたてるのであつて、平靜な世なれば幸福な家庭の主婦であつたかも知れない。しかし「出來れば一生続けたい」というのが年令層が高くなるにしたがつて多くなつているのは、若い人達よりも年令の高い人達の方が職業意欲が高いと言わねばならない。特に40才以上の人が40%以上も「一生続けたい」と答えているのは注目すべきことである。

「家庭生活と職業生活」これに対する結果は第八図に示されているが、極めて面白いことには、これと第四図の「不満や困つたことがあるか」との質問に「ある」と答えたものとが同じようなグラフを画いている。この理由は職業と家庭生活が両立することが「出來る」という者と「出來ない」という者との割合は各年令層を通じて略同じ様であるが、「わからない」という答が年令層の老若両端に於て増加しているからである。このことは、最初に説明した如く、職業婦人としての意識的なものが年令の高い者と低い者が低調であることが、同じようなカーブを画いた大きな原因ではなかろうか。これは後述の「雜用に対する不満」並びに「社会的関心について」も常に同じような意識状態が出ている。

第八図（年令別）現在の社会状態では家庭に入つた婦人が勤めに出ることは可能か

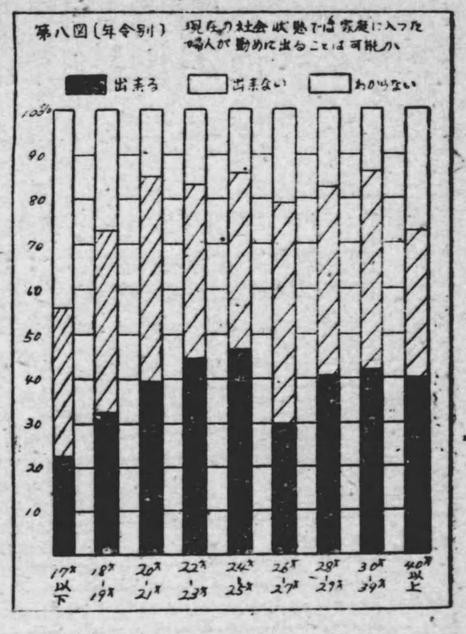

ではなぜ両立出來ないかという論據を年令別にみると、大部分家庭生活の重荷にある。これは凡ての年令層に等しくみられるところで、余り差はない。老若にかかわらず婦人は如何に配給に追われ、それを痛切に感じているかがわかる。その他、育兒のためというのが年令の高くなるに從つて増している。

以上を要約すると

① 不満は年令と共に多くなるように思われ、それの職業婦人に与える影響も年令の高いほど強くなつている。

② 25才を境としてそれより若い者は、職業に対する考え方は「結婚までつとめる」が強いが、

25才以上のものは「仕事」と「生活」が密接になつてきて、仕事即生活になつてくる者が増加する。

③ 「家庭生活と職業生活」の両立については22～25才の所が肯定的であるが、各年令層を通じて大体肯定、否定は伯仲している。しかし何れにしろ、この問題に比較的はつきりした態度を持つているものは20～30才といえる。

否定の根拠は「家事の重荷」ということに盡きる。

第九図（年令別）出来ない理由
（出来ないと云つた者を100とする）

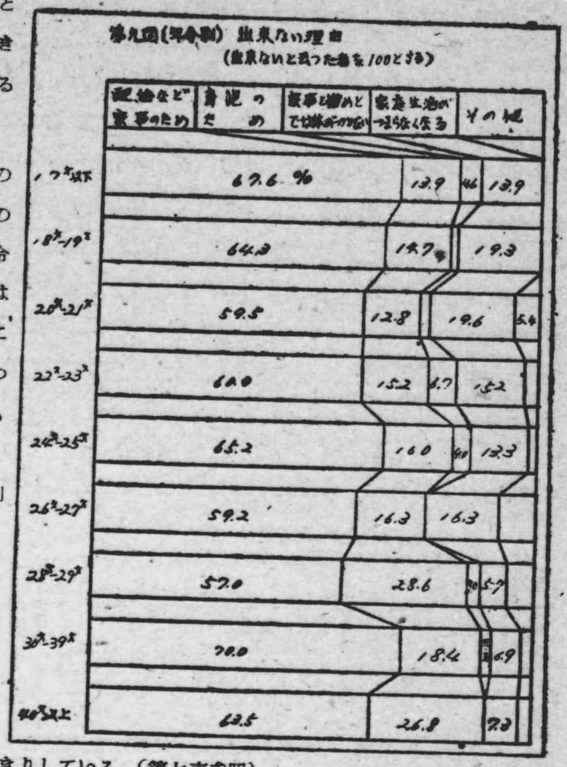

（ロ）學　歴　別

学歴別には教育程度の高い者ほど「不満がある」者が多いし（第五表）支障になる者も多い。（第六表参照）これを全体数からみれば、更にはつきりしている。（第七表参照）

これは一に職業意識の問題であつて「雜用に使われるか」「困るか」の質問において、更にはつきり詳細に説明する。

第六表〔学歴別〕
不満のある場合それが仕事の支障になるか（不満のある者を100とする）

	新制中卒以下	旧制中卒以下	専門（中退）以上
支障になる	46.1%	33.9	50.0
支障にならない	51.4	64.1	48.6
なんともいえぬ	2.5	2.0	1.4
計	100%	100	100

第五表〔学歴別〕
現在不満と思うことがあるか

	新制中卒以下	旧制中卒以下	専門（中退）以上
不満なことがある	39.9%	55.8	62.5
不満なし	60.1	44.2	37.5
計	100%	100	100

第七表〔学歴別〕
支障になる者の全体に対する割合

新制中卒以下	18.4%
旧制中卒以下	19.1
専門（中退）以上	31.2

なお不満の内容は，学歴別により余り差は認められないが，たゞ「家庭的なこと」に於て学歴の低い者ほど多くなつており，特に新制中卒以下の14.3%は注目に値するものがある。（第十図参照）

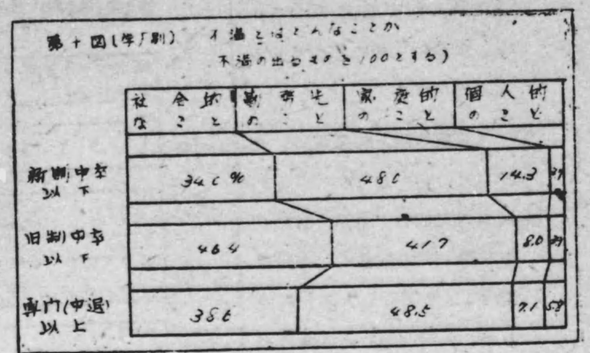

職業生活の意欲は専門卒以上が最も強い。（第十一図参照）「一生続けたい」というのが専門卒に於て27.7%もあるに比し旧制中卒以下は断然「結婚するまで」が多い。専門卒以上の者が高いのはその能力とか，専門知識とか意欲度が，そういう結果にしからしめたのであろう。

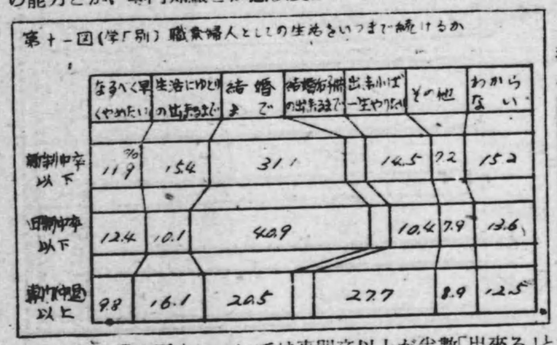

第八表〔学歴別〕
現在の社会状態では家庭に入つた婦人が勤めに出ることが出来るか

	新制中卒以下	旧制中卒以下	専門（中退）以上
出来る	36.1%	39.1	50.0
出来ない	36.7	45.4	41.1
わからない	27.2	15.5	8.9
計	100%	100	100

家庭と職業の両立については専門卒以上が半数「出来る」と肯定的態度を表明している。（第八表参照）これは上述の職業意欲に於て高専卒以上が最も強かつたのとくらべてみると，「家庭生活」と「職業」の両立は職業意欲に正比例する結果があらわれている。『やる氣があるなら出来る』という注目すべき結果ではなかろうか。第八表の「わからない」の数字は学歴の比重を如実に示している。

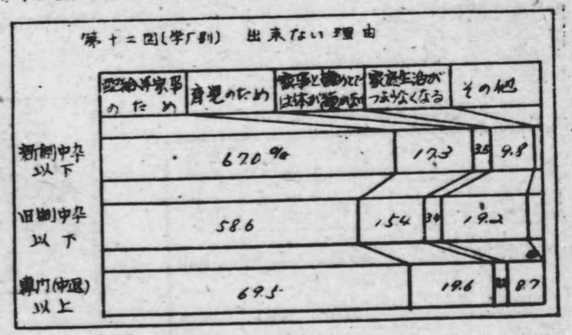

出来ない理由は，第十二図の如く学歴による差異は余りなく，一般的な傾向がそのまま出ている。但し旧制中卒以下で「家庭生活がつまらなくなる」という答が他より多いのは，上述の職業生活の意欲に於て「結婚するまで」が他より多かつたのと対比して考えると，何か職業よりも結婚と家庭生活への意欲が強いように思われる。

以上を要約すると

1. 学歴の高い者ほど不満のある者が多く且つその度合も強い。
2. 学歴の低い者ほど職業に対する氣持は浮動的である。専門卒以上の者は職業に対する氣持は強い。
3. 「家庭と職業の両立」に対しては，学歴の高い者ほどはつきりした態度を示し，しかもむしろ「可能である」という肯定的態度を示している。

「両立出来ない」論拠は学歴別に於ても特殊な差異はなく，一般的な傾向そのままである。

（ハ）職　種　別

職種別にみると「不満のある」者は自由業，サービス業，事務員が高く，店員が低い。（第十三図参照）

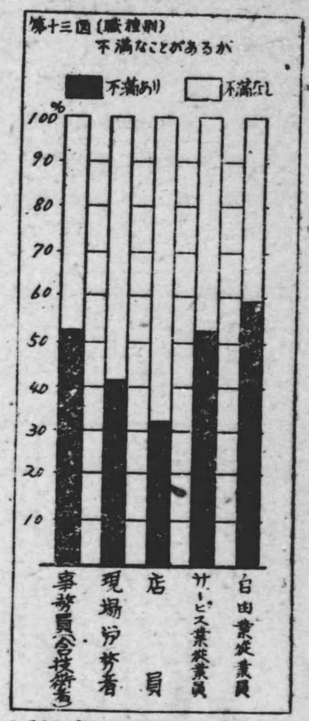

不満の内容で「勤務先の不満」を訴えるものが自由業者，現場労務者に多く不満の半数までがそれである。それに対して「社會的な不満」をサービス業者が半数以上訴えていることは注目に値する。家庭的な不満は現場労務者が多い。これは学歴別の場合，新制中卒以下が他より「家庭的不満」が多かつたのと相関々係にあつて，現場労務者に学歴の低い者が多いからである。事務員は「勤務先の不満」と「社会的な不満」が相伯仲している。

その不満をどの程度に感じているかは「仕事に支障になる」が自由業にやゝ高く，次いで現場労務者，サービス業者になつている。最も少いのは事務員である。

これを職業婦人全体の数からみると次の第九表の如くなる。不満のある者が多いにかかわらず，事務員に支障の少いのは興味ある問題である。全体からみても自由業者，サービス業者が他をはなして支障になる者が多いのは，その生活にいろいろ問題のあることを予想させる。

では職業生活を『何時まで続けるか』第十六図によると店員並びに事務員は大半が「結婚するまで」の腰かけ的な観念か強い。現場労務者に「一生続けたい」という者が事務員、店員に比して多くあらわれていることは極めて注目すべきことである。しかしそれと同時に「生活にゆとりが出來るまで」も現場労務者が最高である。これは生活に困つたものが他の職種の従業員よりも多い証拠である。ただし「一生続けたい」という積極的な態度は群をぬいて自由業者が多い。

第九表〔職種別〕
支障になる者の全体に対する比率

	支障になる
事務員(含技術者)	64%
現場労務者	19.8
店員	13.2
サービス業	24.9
自由業	32.4

第十五図(職業別) 不満があればそれが仕事の支障になるか (不満のある者を100とする)

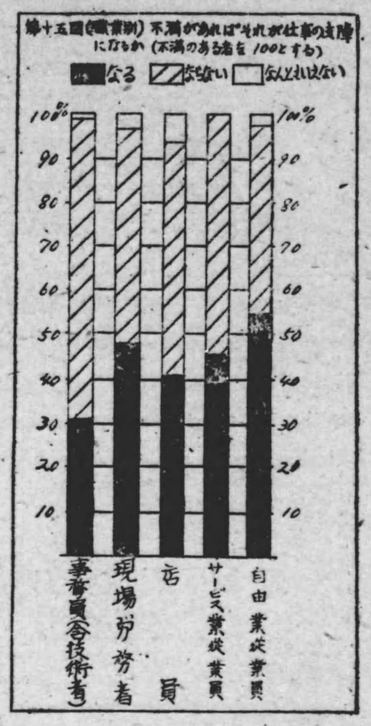

第十七図 現在の社会状態では主婦が家庭に入つても働きに出ることが出來るか

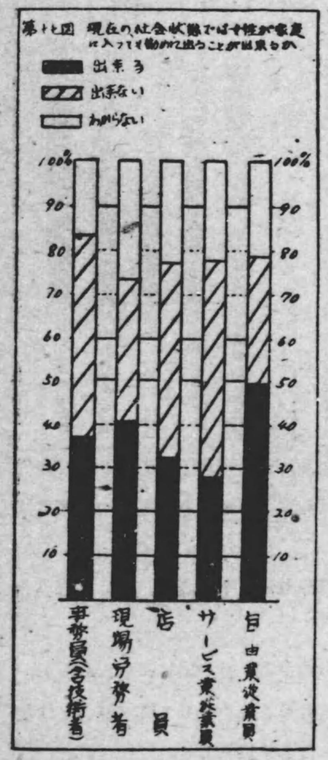

更に「職業と家庭」の問題について、両立するというのは自由業者が最高で、次いで現場労務者、事務員が同じグループである。最低はサービス業者である。自由業者が最高なのは職業意欲が高いからであり、サービス業者が最低なのは「不満が支障になる」と答えた者が多い結果と相関々係にあるからである。(第十五図参照)

第十六図(職業別) 職業婦人の生活をいつまで続けたいか

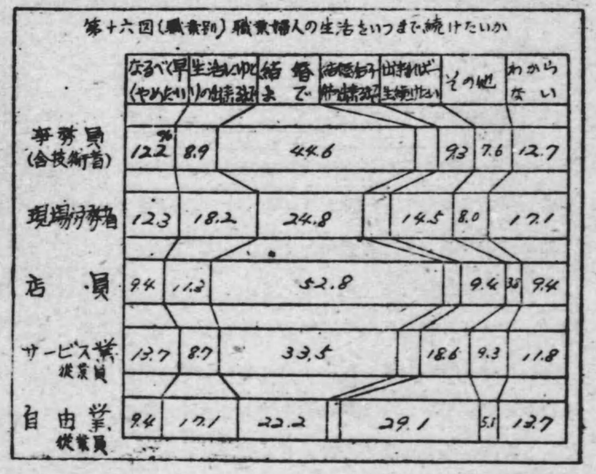

〔職種別〕

第十八図 出來ない理由
(出來ないといつた者を100とする)

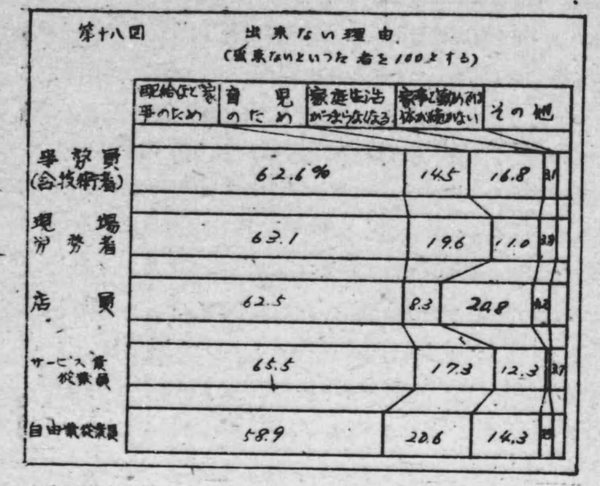

殊に両立出來ない理由を第十八図でみると、「育児のため」が自由業、現場労務者にやや高いが、配給等の方が更に職業生活に大きな障害をあたえていることが解る。店員と事務員の「家庭生活がつまらなくなる」と答えたものが他より多いが、これは第十六図の『結婚するまで勤める』が多いのと相関々係にあつて、やはり職業より家庭への意欲が強いからであろう。

以上を要約すると

① 事務員、店員の職業に対する氣持は割合に安易である。

② 自由業者は最も態度が鮮明であり、それは積極的に職業生活と家庭生活の両立を肯定している。

③ 現場労務者の職業に対する氣持は事務員、店員よりは強い。

子供の有無と職種

ここで話は変るが、子供のある者はどんな職種についているかを第十九図で調べてみると、現場労務者が他を壓して多くなつている。ぐんと落ちるが次に自由業、事務員、サービス業が同じようなグループをなしている。第十七図で「職業」と「家庭」の両立を強く肯定していたのが自由業と現場労務者であつたのとくらべてみると、子供の有無は余り影響はないような感じを受ける。

第十九図 子供のある者はどんな職種についているか

(二) むすび

① 全体的にみれば職業婦人の生活は、仕事に関する限り比較的スムーズに営まれていると思われるが、職業を結婚までの腰かけのように考えている。眞剣に職業にとりくんでいないと言つても言いすぎではないだろう。

職業を結婚までの一過程と考えているにもかかわらず、しかも「家庭」と「職業」の両立に

ついては否定、肯定の態度が略々伯仲している。否定の理由は「主婦に対する家事の重荷」に盡きるが、これは年令、学歴、職種別によつても殆んど変らない。

② 年令別にみると、年令の高いものほど職業婦人の生活に支障が出來てくる。しかし一方、職業を一生続けたいという意欲度も高くなる。それと共に、生活のために職につかざるを得ないのも、年令の高い人に多くなつてくる。この轉機をなすのは24～25才と思われる。

「職業と生活」の兩立についてみると、否定、肯定の態度は各年令層を通じて大体同じようであるが22～25才の所が肯定的である。この問題に対し比較的はつきりした態度を持つているのは20才台の前半と30才台であるといえよう。

③ 学歴の高い者ほど不満もあり、その程度も強く現われている。

「職業生活」に対する氣持は、旧制中卒以下の学歴のものが浮動的であり、高専卒以上の者は極めて強くなつている。

「家庭と職業」の兩立については、学歴の高い者ほど肯定的で「わからない」が少くなる。言いかえれば、学歴の高い者は不満があり、その度合も強いにかかわらず、職業に対する氣持は積極的で、しかも職業婦人と家庭生活についても明るい見通しを持つている。

④ 職種別には、事務員、店員は職業に対して割合安易な氣持を持つているが、自由業者は最もはつきりした態度を持ち、それは積極的に職業生活を肯定し、また勤労婦人の將來についても樂観的な見通しを持つている。

Ⅲ 労働基準法について

労働基準法が施行されて半年以上になるが、じつさいに職場で働いている婦人にどれだけゆきわたつているか、どれだけ理解されているか、どんな態度でうけいれられているか、を調べるために次の質問をした。

1. あなたは労働基準法の名前をお聞きになつたことがありますか。
   (あると答えた者に)その内容を御存知ですか。
2. (知つている者に)基準法は特に女性についての規定が色々ありますが、それにはどんな規定があるか知つているだけお聞かせ下さい。
3. (質問2で何れか一つでも答えた者に)
   (イ) では労働基準法は働く婦人にとつてよい結果をもたらすでしようか。
   それとも悪い結果をもたらすでしようか。
   (ロ) (良い点もあれば悪くなる点もある、或は悪くなると答えた者に)
   悪くなるのはどういう点だとお考えになりますか。

1. **まず基準法の普及について** ——ざつと知つているもの85.4%——

労働基準法の名前や法律のあることぐらいは知つていると言うもの85.4%、なんにも知らなかつたもの14.6%である。一應普及されていると思われる。(第一表参照)

第一表 労働基準法の名前を聞いたことがあるか	
ある	85.4%
ない	14.6%

2. **どれだけ理解されているか**

(イ) 内容では ——名前も内容も知つていると言つたもの47.9%——

なんにも知らなかつた者を除いて、知つているもののみについて『では内容を知つているか』と聞くと、知つているものはぐんと減つて56.1%、知らないが43.9%である。すると内容まで知つているものは、ここで全体からみると47.9%になる。(第二表参照)

第二表 (名前を知つているものに)内容を知つているか	
知つている	56.1%
知らない	43.9%

(ロ) では實際にテストをしてみると ——ほんとに理解しているもの44.2%——

婦人は基準法によつて毎日の職場でいろいろと保護されて働いているのであるが、保護されていながら何によつて保護されているのか知らない者を除いて、少くも基準法のこういう規定が出來て『わたし達は保護されているのだ』と身近かな例を一つ二つ言い得る者でなければ、眞の意味で基準法を理解しているものとは言い得ないであろう。

第三表 (内容を知つているものに)女性に関する規定をお聞かせ下さい	
答へられないもの	17.7%
一つ以上答へたもの	82.3%

この意味から、手近かな婦人のための保護規定を例にとつて、被面接者に充分に考える時間を与えて、内容を知つていると答えた者のみに、ほんとに知つているのか試驗をしてみた。その結果内容を知つていると言つて、しかも答えられなかつたものが7.7%あつた。(第三表参照)

名前も内容も知つており、しかも具体的に保護されている規定を一つ以上答えたものは全体の44.2%であつた。このグループの人達がほんとうの意味で基準法を知つている者であり、理解している人と言い得るであろう。

第一図は以上を要約した基準法のものさしである。

第一図 基準法の滲透度

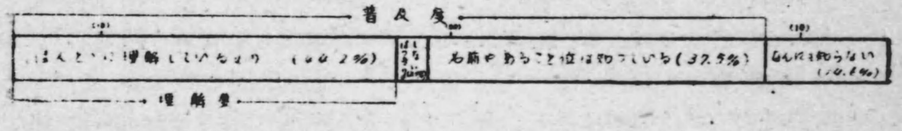

3. 次にこれを産業別から更に詳細に分析してみよう。

(イ) 産業別

産業別に基準法がどれだけ普及しているかは第二図によつて明らかであろう。余り大きな差

はないが、最高の金融業（97.3%）と最低の紡績業（74.4%）との差は22.9%もある。名前を知つているもののみに内容を知つているかと聞くと、金融業はぐんと低くなつて、自由業がトツプになり、金属工業、公務団体業の順となり、最下位は依然紡績業である。

第二図（産業別）基準法の滲透度

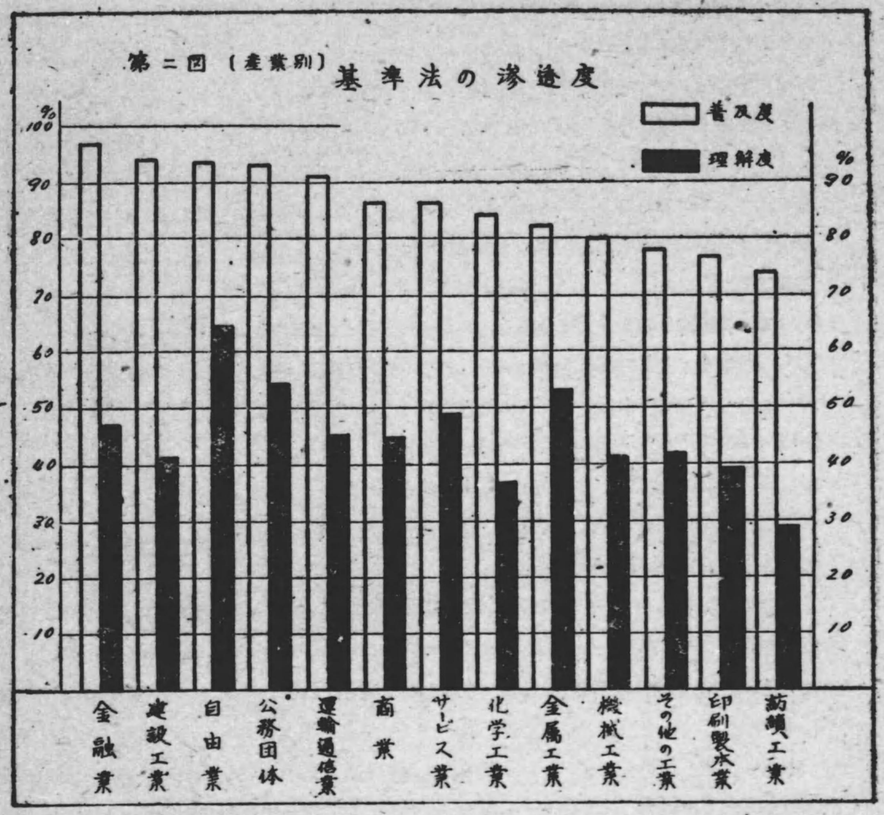

更にほんとうに知つているのか試験をやつて、一つ以上答えられた者の%を各産業別に出すと（理解度）、第二図の黒線の如きグラフが出来た。基準法の名前を知つているものの多い産業、必ずしもそれに比例して理解しているとは言い難い結果をしめしている。全員の半数以上が理解していると判定される産業は、わずかに自由業に従事しているものと、公務団体、金属工業の三つにすぎない。紡績業は最も少く、28%しか理解していないことになる。

(ロ) 規模別

製造工業部門のみを規模別にみると、規模の大きいほど名前も内容も良く知つている結果になつている。

(ハ) 職種別

名前からみた普及度は第三図の如く自由業従業者の99%、ついで事務員の94%になり、最低

は現場労務者の73%である。内容を知つていると答えた者と名前を知つているものとはほぼ比例した結果を示している。

一つ以上答えられた者を各職種別総数からみた理解度は第三図の黒線に示されている。総数の半分以上の者が理解していると思われるものは、自由業の従業者と事務員のみで、現場に働く者は28%しか理解していない結果になる。

(ハ) 學歴別

知つているとか、知らないとかは、学歴別で更に明らかて出ている（第四図参照）。名前を知つているというものは、高専卒以上ではほとんど100%近くである。高専卒と旧制中卒、旧制中卒と新制中卒以下との差をみると、前者は6.2%、後者は16.8%になる。最後の社会的関心に於てもみられるのであるが、女子の知識度の測定は常に中等教育を受けた者と受けない者ではつきりした区別がみられるが、高女卒と専門卒以上では、意識的なものを除いた知識度のみでは余り大した差が出て来ない。

第四図（学歴別）基準法の滲透度

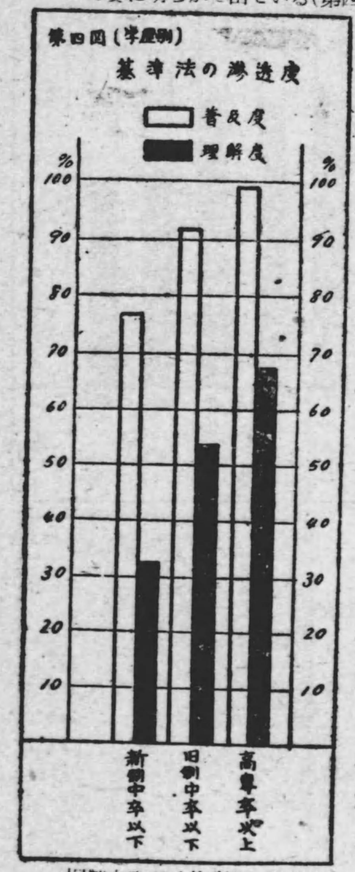

第三図（職業別）基準法の滲透度

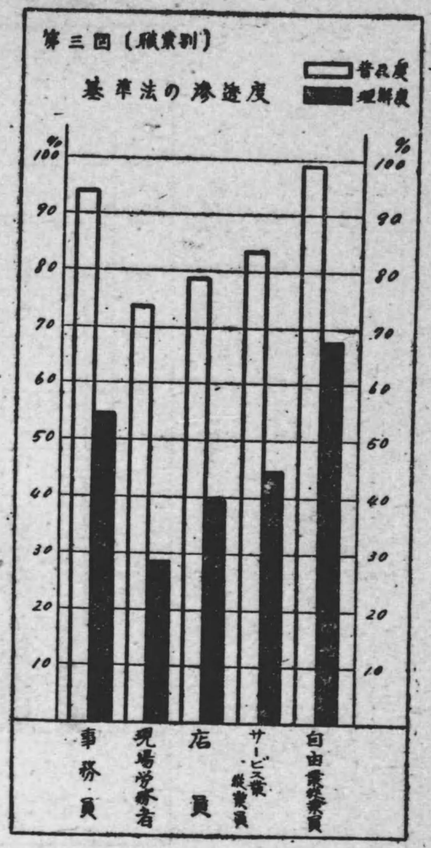

更に内容を知つているかと聞くと、新制中卒以下では半数以上の者が内容を知らない。具体的な例を一つ以上答えられた者を各学歴別の総数からみた理解度は、第四図の黒線に示されているが、要約すると、高専卒以上では約7割近くまで、旧制中卒では約半数、新制中卒では約$\frac{1}{3}$のものが理解していることになる。

(ホ) 年令別

名前を知つていたという普及度と、内容を理解していたものを各年令別にグラフに図示すると第五図の如くになる。

普及度については余り差はないが、17才以下の低率なのが目につく。理解度は実にはつきりしたものが出ている。22～29才までの20才台が丁度山の頂点をなし、年令の若いもの、年とつたものほど理解していないことになる。

特に次の時代の中心をなす10才台の低率なのは極めて注目すべきものがあろう。

第五図（年令別）　基準法の滲透度

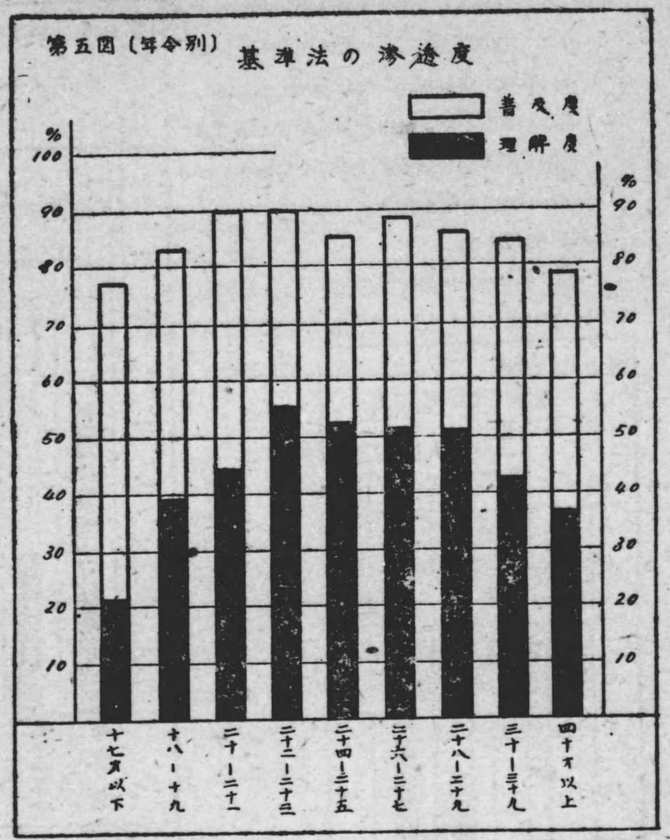

4. いくつ、どんな規定を答えたか

いくつ答えたかを「内容を知つている」と答えたもののみについて説明してゆこう。内容を知つていると答えたものの実数は817名、その全解答数は1460で、一人平均1.8(弱)答えたことになる。全総数からは一人平均0.85答えたことになる。**一人がいくつ答えたかは**一つ解答したものが最高で、順次減少している。一つと二つ解答した者の差は僅少であるが、三つ解答したものは二つ解答したものにくらべると半減している。二つまで解答したものが全体の70%を

第四表

いくつ答えたか

（内容を知つているといつたものを100とする）

答えられないもの	7.7%
一つ答えたもの	39.2%
二つ	31.3%
三つ	14.8%
四つ	3.8%
五つ	2.2%
六つ	0.8%
七つ	0.1%
八つ	0.1%
計	100%

しめ、三つまでのものが85%になつている。（第四表、第六図参照）

（〇が17.7%と図示してあるのは7.7%の誤り）

(ロ) どんな規定が答えられたか（第七図参照）

実際にどんな規定を答えたかというに、他を引き離して労働時間及び休日就業の制限を知つている。労働時間の制限は職業婦人にとつて最も身近な問題だからであろう。ついで女子特有の生理休暇となつている。最も大事な基本原則の男女同一の賃金は19.0%しか知らない。坑内労働の禁止が最低なのは東京だからであろう。

第六図　一人がいくつ答えたか

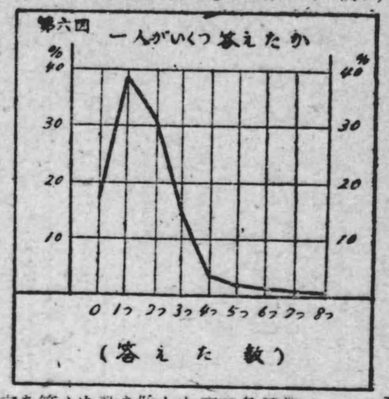

(ハ) 産業別

各産業別にいくつ答えたかを分析してみよう。まず各産業別の総人員で、各産業別に女子の規定を答えた数を除した商＝各産業別に一人平均いくつ答えたかを計算して、第八図の如き成績表をつくつてみた。自由業、金属工業、公務団体業が一人平均一つ以上を答えたことになる。一つ答えた者より二つ答えた者が多い産業は商業、械機工業である。その他著しい特色としては、紡績業は三つ以上答えた者が皆無である。一つ答えた者が二つ答えた者より群を抜いて多いのは印刷業である。

どんな規定を答えたかについては労働時間及び休日の制限を最も良

第七図　どんな規定が答えられたか

（一人でいくつも答えているから合計100名以上になる）

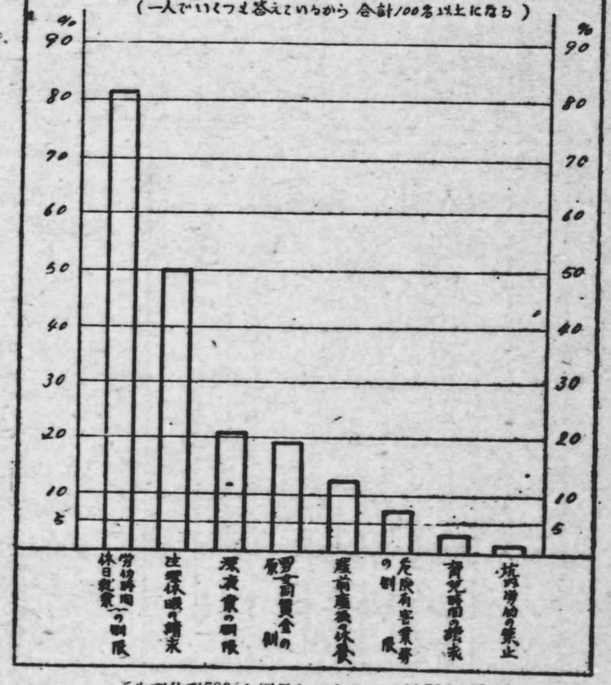

〔生理休暇50%と図示してあるのは44.7%の誤り〕

く知つていたのは商業、その他の工業、サービス業、最低は金属工業である。それに比して生理休暇は金属工業、商業が他を抜いて良く知つているが、一般に工業部門が非工業部門よ

り良く知つている。基本原則たる男女同一の賃金は自由業が他の産業より2倍以上も良く知つている。次いで金属工業、公務団体、金融業であり、最低は印刷、機械、紡績、その他の工業が一団をなしている。危険有害業務の制限はさすが製造工業部門が他よりよく知つている。

第八図〔産業別〕-いくつ答えたかの成績表

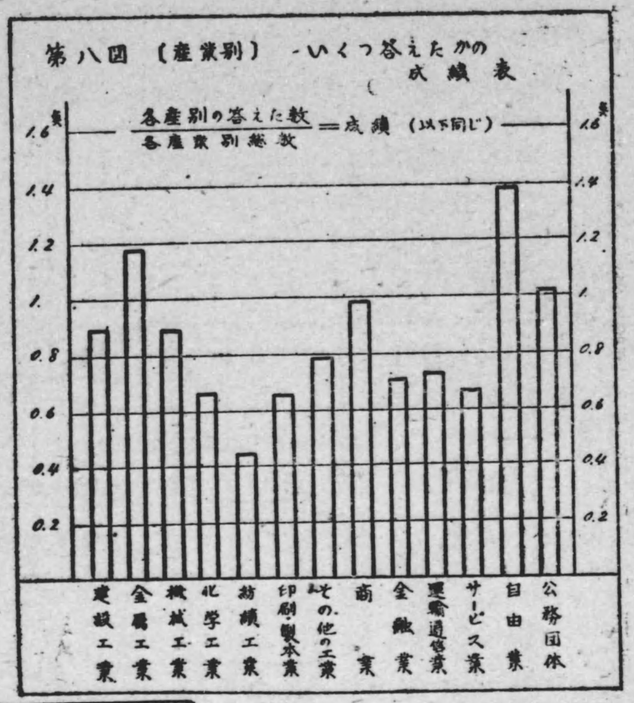

(二) 規模別

製造工業部門のみを〔職種別〕

第九図 いくつ答えたかの成績表

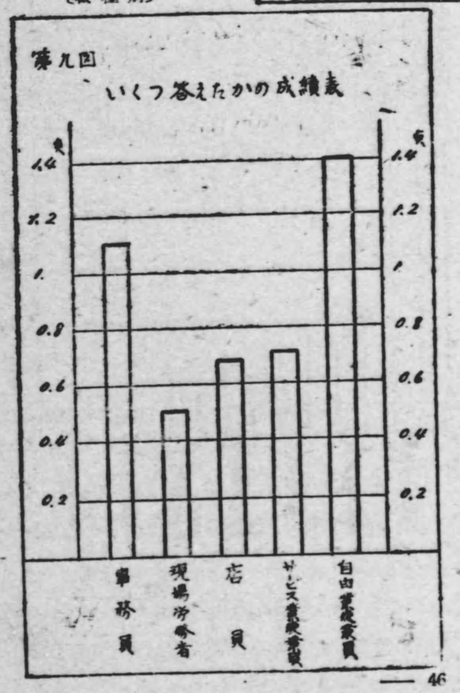

規模別にみると、一人平均大は0.45、中は0.40、小は0.32答えたことになり、大中小の順に良く答えられたことになる。その他の特色としては大中の規模では二つ答えられた者が一つ答えられたものより多い。

(ホ) 職種別

各職種別に一人平均いくつ答えたか。（第九図参照）自由業の従業者が1.4、事務員が1.1で一人平均一つ以上を答えたことになり、他をはなしている。その他は大体同じグループをなしているが、最低は現場労務者で自由業者の約$\frac{1}{3}$(強)しか答えなかつたことになる。現場労務者の基準法に対する関心度の極めて低いことがはつきりあらわされている。

どんな規定を答えたか。（店員は実数が少

い為に除外す）

勞働時間の制限はサービス業が最も良く知つて居り、現場労務者が知らない。生理休暇は大差はないが、逆にサービス業が一番知らない。男女同一賃金の基本原則は自由業者が他の2倍以上も良く知つて居り、つづいて事務員となり、現場労務者が最も知らない。その逆に危険有害業務の就業制限は現場労務者が一番良く知つている。

深夜業の制限は事務員が良く知つている。

一般的に、職場に於て直接身にひびく規定ほど良く知つていることになる。

第十図（学歴別）いくつ答えたかの成績表

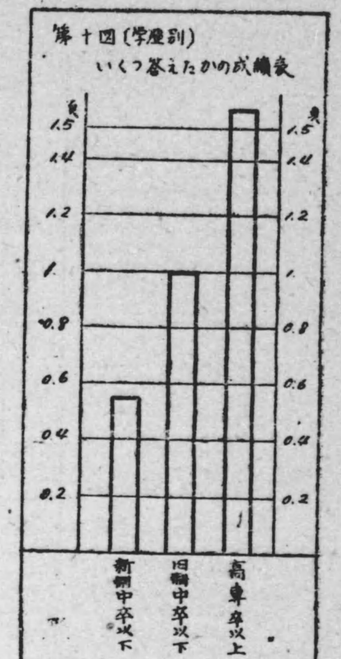

(ヘ) 學歴別

各学歴別にみると新制中卒以下は二人で一つ答えられたことになり、旧制中卒以下は一人で一つ答えられたことになり、高専卒は二人で三つ答えられたことになる。（第十図参照）一つ答えられた者は新制中卒以下に最も多く、且つ二つ答えられた者が一つにくらべて半減するに反し、学歴が高いほど一つ答えられた者の数が二つ三つと段々幅をもつて漸減している。（第十一図参照）どんな規定を答えられたかは学歴の高いほど、まんべんなく良く知つているが、著しい特色としては男女同一の賃金の基本原則を高専卒、旧制中、新制中と各10%の差をもつて減つていることである。危険作業の制限は新制中卒が最も良く知つている。

第十一図（学歴別）

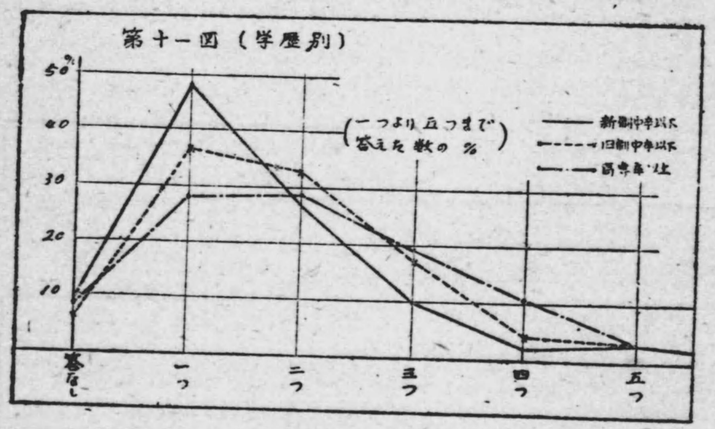

(ト) 年令別

年令別にいくつ答えられたかを分析すると、22～29才までが二人で一つ答えられたことになる。21才以下は30才以上の高令者より女子の規定を知らないことになり、特に17才以下は5

人で一つの規定しか答えられていない。どんな規定を答えたかは、著しい特色として生理休暇を知つている者が26～29才で急激に多くなつていることである。20才以下になると他の年令層よりも10%以上も知らない。男女同一賃金は高令者ほど良く知つている。その逆に危険作業の制限は年令の若い者ほど良く知つている。その他の特色としては産前産後、育児時間の要求は矢張り年令層の高い者が良く知つている。

第十二図（年令別）
いくつ答えたかの成績表

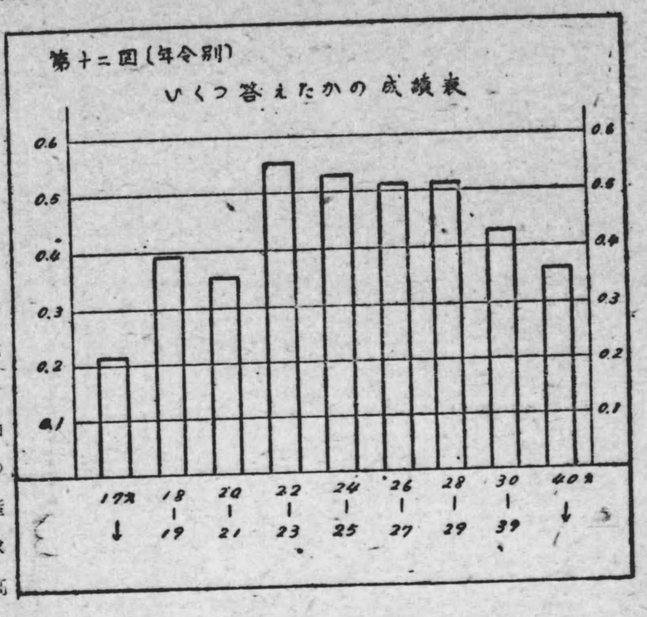

5. どんな程度で基準法をうけいれているか ——良い結果を及ぼすと答えたもの76.5%——

名前も知つている、内容も知つている、しかも具体的に保護規定を一つ以上答えられた者のみに、基準法は働く婦人に良い結果をもたらすか悪い結果をもたらすかをたずねた。第五表の如き結果を得た。

第五表	1.	良い結果になる	76.5%		2.	良い点もあれば悪い点もある	12.3%		
	3.	悪い結果になる	1.1%	4.	変らない	4.8%	5.	わからない	5.3%

更に「良い点もあれば悪くなる点もある」と答えた者、ならびに「悪くなる」と答えた者に具体的に、では『悪くなるとはどんな点が』をたずねた。（第六表参照）

第六表	1.	職場が狭くなる		11.1%
	2.	時間外勤務が制限されて手当が少くなる		26.9%
	3.	仕事が制限されてかえつて男女平等でなくなる		20.4%
	4.	その他		22.2%
		内訳（めぼしいもののみ拾つてみると）		
		1, 特権（生理休暇をふくめて）の乱用		6（実数）
		2. かえつて仕事の熱意をさまたげる		3
		3. 法をたてに女性らしさがなくなる		3
	5.	わからない		19.4%

大多数の者が良いと是認し、悪いと答えたものはわずか1.1%にすぎない。悪い点としては最も現実的な答であるが、賃金手当が少くなるが最高である。これは現在の苦しい生活に於ては止むを得ない現象であろう。

次いで「仕事が制限されてかえつて男女平等でなくなる」とは、一見逆説的なことであるが、婦人を保護するために基準法が出来たのであるが、かえつてこれが逆効果を来し、本質的には男女が平等でなくなるという意味で、最も否定的な注目すべき答である。基準法が施行された当時盛んに話題の中心となつた「女子の職場が狭くなる」という影響は未だぴんと来ずに案外少かつたが、失業問題が云々されるに従つて最も切実な大きな問題となつて来るだろう。

（イ）産業別（以下見本数が少くなるのではつきり言えるもののみについて分析する）

良い結果を及ぼすという答は各産業を通じて大差はないが、金属工業、自由業がやや少い。そのかわり金属工業では、良い点もあるし悪い点もあると答えた者が他をはなしている。自由業では従来と変りなしの答が多くなつている。

その他基準法に対して良い結果以外に、比較的批判的な立場に立つた者が多いと思われる産業に商業、サービス業、金融業がある。

では悪い結果とはどんな点かとの質問に対して、時間外勤務が制限されて手当が少くなるというのは、サービス業と商業にはつきりした数が出ている。かえつて逆に本質的に男女不平等になるというのは金融業が多く、自由業はその他の理由を述べている者が多い。

（ロ）職種別

良い点もあり悪い点もあるというのはサービス業の従業者、事務員に多い。変らないというのは自由業者に多い。

悪い点では時間及び休日の制限によつて手当が少くなるというのは現場労務者、サービス業の従業者に多い。

（ハ）学歴別

学歴別にみて、はつきり言い得ることは基準法が出来ても変らないというのが、新制中卒以下は2.7%、旧制中卒では4.7%であるが、高専卒以上になつて12%とぐつと上昇することである。注目すべき現象である。

（ニ）年令別

年令の若い者、年とつた者ほど良い結果になると答えている。職業婦人の主力をなす22～29才までの者は良い点もあれば悪い点もある、或は変りないと批判的な態度をとつている。

悪い結果になるとはどんな点かの質問に対して、時間及び休日制限のため手当が減るというのは24～27才台が他を圧して多い。男女平等でなくなるというのは20～25才台に多い。

6. あとがき

以上まず労働基準法の浸透度を基礎的に調べ、ついで基準法に対して如何なる態度をしめして

いるかを分析したが、著しい特色を要約して述べてみたい。

① 基準法の滲透度は現在のところでは、いまだ名前を知つているか、或は基準法のあること位は大体知つているという程度である。(普及度)

② 基準法が出來て、そのためにこういう規定が設けられて、『私達は毎日保護されているのだ』とはつきり知つているものは約半数にもみたない。(理解度)

③ 各質問を通じ自由業が最も進歩的で、はつきりした考え方をもつている。

④ 年令の10才台のものが最も無関心、無反應な態度を示し、職業婦人の眞の自覚、推進力になつているのは22～29才台の人達である。

⑤ 学歴別には学歴の高いものほど労働基準法をはつきり知つているが、一面基準法に対して態度保留―諦観的批判的な態度が強くあらわれている。

⑥ 良い結果になるか悪い結果になるかは、身近かな一つ二つの例から判断をし、眞に基準法の將來を見とおしての解答はほとんどない。総じて受身である。

⑦ このことは女子の保護規定についても、身近かな直接賃金にひびいてくるような実際上の規定を良く知つていて、男女同一賃金の如き基本原則にたいする理解は極めて低い。

以上で労働基準法そのものを中心に基本的な知識からその滲透度及びそれに対する職業婦人の態度を調べたが、更にすすんで基準法に対してそういう態度をとらした実際の環境、職場がどんなになつているか、もつと具体的に言えば、どれだけ所謂民主化されているかを調べてみたい。その目的のために次の質問をした。

4. あなたは職場で与えられた仕事以外に雜用に使われることがありますか。
5. (あると答えたものに) それはお困りになりますか。
6. (困ると答えたものに) 女だから仕方がないとお考えですか。
7. あなたの職場では男と同じ仕事をしながら男とくらべて不当に賃金が安いと思うことがありますか。
8. あなたの職場では女も実力次第で男と同じような良い地位につけると思いますか。
9. あなたは生理日でもふだんと同じように仕事をしてもさしさわりはありませんか。
10. (あると答えた者に) その時必ず生理休暇をとつていますか。(とらない者に『理由』を聞く)

最初に具体的に職場が民主化されたか否かを調べる前に、極めて身近かな『雜用』を例にとつて、職業婦人のむづかしく言えば基本的人権の自覚、やさしく言えば与えられた職務をどれだけはつきり自覚しているか、職業意識をはつきりさせたい。なぜなら次の7,8の質問の如く不平不満のようなものを聞く質問は、常に実狀からの判断と、意識的なものの判断が多かれ少かれからみあつて結果に出てくるからである。それを念頭に置いて基準法の基本原則たる男女

同一の賃金がどれだけ行われているか、婦人の地位が実力次第で向上出來るように組織が民主化されているかを調べたい。最後にいろいろと議論されている婦人に特殊の規定である生理休暇に対してどんな態度をしめしているか、その実情はどうであるかを測定して、所謂民主化を阻害しているものはなんであるか調べてみたい。

1. 与えられた職務以外に雜用につかわれることがあるか。

ついこの間まで女は家庭でも社会でも無能力者として取りあつかわれて來た。そういうれい属的な地位から制度の上では完全に解放された今日、まず職業婦人はどんな意識狀態にあるかを一應はつきりさして置きたい。

第七表	
雜用に使われる	36%
使われない	64%

自分の定まつた職務以外に雜用に使われることがあるというのは36%全体の約$\frac{1}{3}$、雜用につかわれないというのが64%、全体の約$\frac{2}{3}$である。(第七表参照)更に質問をつづけてゆくと次の結果が出た。(第八表、第九表参照)

第八表 (雜用につかわれる者に) それは困るか困らないか	
1. 困る	36.5%
2. 困らない	57.3%
3. なんとも言えない	6.2%

第九表 (困ると答えた者に) 女だから仕方がないと思うか	
1. 女だから仕方がない	61.2%
2. そうは思わぬ	37.0%
3. なんとも言えない	1.8%

(イ) 學歴別

与えられた職務以外に雜用につかわれるかをまず学歴別に調べてみたい。職業婦人の与えられたる職務にたいする基本的人権の自覚、職業意識の如きは学歴別に於て最も良くあらわれているからである。

第十三図は雜用に使われるか、困るか、女だから仕方がないかを学歴別に、どんなに変化してゆくかを図示したものである。

第十三図

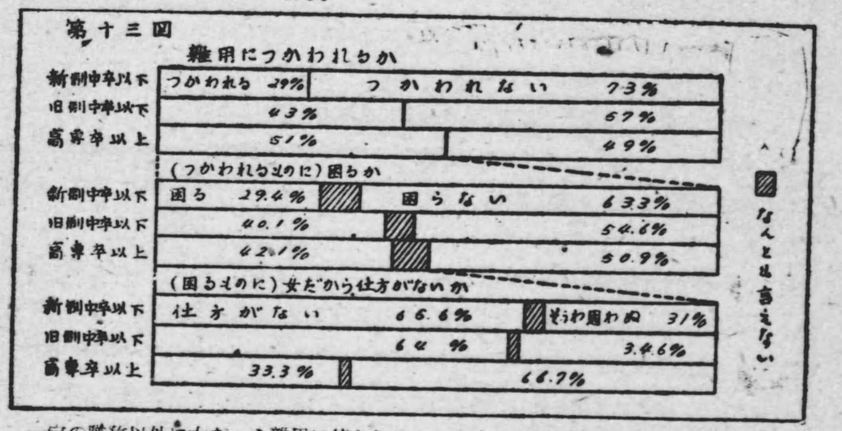

一定の職務以外に女だから雜用に使われるというものが学歴の高いものほど多い。新制中卒

以下では雇用に使われると言う者が約$\frac{1}{4}$であるに比して、高専卒では$\frac{1}{2}$以上が使われると答えている。しかし実際の社会では、高専卒以上だから新制中卒以下の者より雇用に良く使われているという理由はないのであつて、むしろ自分の与えられたる職務に対して学歴が高い者ほどはつきりした意識と自覚を持つているという証明である。高専卒以上と旧制中卒以下とは余り差はないが、新制中卒以下との差は注目すべきものがある。しかもこの意識は更に次の質問によつて明らかにされている。

雇用に使われると答えた者に『雇用に使われることは困るか』と質問をすると、困るというものが旧制中卒以下と高専卒以上では40%以上もあるに対して、新制中卒以下は29%にすぎない。

しかも次に更につつこんで困ると答えた者に『雇用に使われることは女だから仕方がないか』と質問をすると、新制中卒以下と旧制中卒以下では約64%以上の者が女だから雇用につかわれても仕方がないとあきらめている。しかし高専卒以上では仕方がないという者が33%に過ぎず、67%までの者が雇用に使われることは女だから仕方がないとは思わないと、はつきり解答している。旧制中卒以下が雇用に使われるか、困るかの二つの質問に対し高専卒と同じ様な解答を出しているのにもかかわらず、更につつこんで『女だから仕方がないか』の質問になると新制中卒と殆んど同じ解答率になつて「女だから仕方がない」とあきらめる者が64%とぐんと多くなつたことは注目すべきものがある。即ち学歴別にみると高専卒以上の者が、はつきりと職務に対する意識と自覚を持つているのに対して、旧制中卒以下は意識的には困るといふ漠然たる何等かの抗議に似たものを持つていながら、女だから仕方がないとあきらめてしまう結果が出ている。これはまだ真の自覚までに到達した段階とは言い難い。新制中卒は全くどれまでが自分の与えられた職務であるか、又それが男女同権になつた社会制度に於て、職業婦人のおかれている地位として正当なるものであるか否かを判断するだけの反省も思慮も充分でない。無自覚に近い意識状態が結局雇用にも使われないし、困らないし、又使われても女だから仕方がないとあきらめる態度をとらしめているのであろう。

(ロ) その他は産業別、規模別、職種別、年令別に要點のみ説明したい

雇用に使われることがないというのは［産業別］では紡績、印刷業で、製造工業部門、したがつて現場に働く者の多い産業である。その反対に使われるというのは建設、金属、公務団体業である。

雇用に使われても困らないというのは紡績、サービス業である。サービス業はその職業の性格がしからしめたのであろう。これを［職種別］にみると、雇用に使われないというのは現場労務者が最高で80%近くある。その反対に雇用に使われるのは事務員で、半数が雇用に使われるという。使われて困らないと答えたのはサービス業の従業者が壓倒的で、次いで店員となつている。

製造工業部門を［規模別］にみると、雇用に使われないのは規模の大きいほど多い。［年令別］にみると年令の高い者ほど雇用に使われない。その他年令別では大した相関々係は出ていない。

2. 賃金——女なるが故に不当に安い 28.3%——

婦人が男性と同一に経済力を持つことは男女同権への最も大切な根本條件である。賃金に於て婦人が男性と差別待遇をうけないように、基準法に於ても男女同一の賃金の原則を確立した。これがどれだけ実際に正しく職場でおこなわれているかは、とりもなおさず婦人解放の最も基本的な前提を明らかにすることになる。

数次の予備調査の結果、なるべく意識的な答をさけるために、所謂ただ『安いか』と問うと『安い』と答える山彦の如き、おうむ返しの答をさけるために特に『不当に安いか』という質問にした。

第十表

賃金は不当に安いと思うか

1.	安いと思う	28.3%
2.	思わない	51.8%
3.	分らない	19.9%
4.	非該当（251名は除く）	

「非該当」とは職場に男がいないとか、その他婦人特有の職業で男と賃金が簡單に比較出來ないというようなもので、すべて除外した。

では『同じ職場で同じ仕事をしながら男とくらべて不当に安いと思うことがあるかないか』の質問の結果、第十表の答を得た。

賃金は不当に安いと言うものが28.3%、不当に安いと思わないと答えたものは半数以上の51.8%で、安いと思う者の約2倍近くになつている。しかし、分らないという答が19.9%もあつた。（第十表参照）

(イ) 産業別

第十四図に示したような結果になつている。「不当に安い」という答をみると余り大差のないように思えるが、不当に安いと思わないの方を調べると最高が金融業で、自由業、公務團体業の順になつている。これらははつきりした組織をなしている所である。これは次の製造工業部門のみであるが、規模別に分析してもそうである。

言いかえれば企業形態の大きい、組合の発達している所は、賃金に於ては男女の差別がないということになる。（しかしこれは不当に安いという解答率の多い産業が低賃金であるという意味ではない。念のために）

(ロ) 規模別

製造工業部門のみであるが、不当に安いと思うというのはわずかな差であるが規模の小さいほど多く、逆に思わないというのは規模の大なるほど多い。（第十三表参照）

(ハ) 職種別

不当に安いと思うが事務員、現場勞務者では他の二倍もある。一番少いのは自由業の従業者

第十四図（産業別）

賃金で男とくらべて不当に安いことはないか

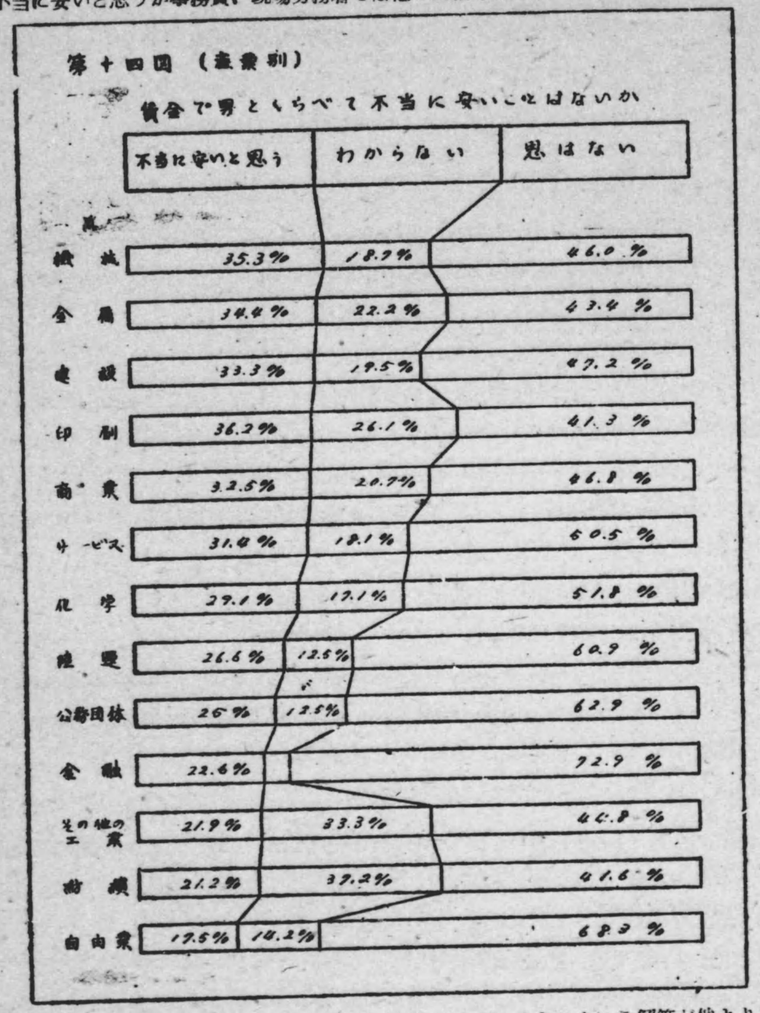

である。その他著しい特色として現場勞務者では、わからないという解答が他より二倍も多いことである。

(二) 學歷別

学歷別では不当に安いと思うが学歷が低いほど多くなつている。その逆にそうは思わないは学歷が高いほど多い。しかも旧制中卒以下と高専卒以上では半数以上が安いと思わないと解答している。学歷がいまだ賃金に対して相当なウエイトを持つていることがわかる。

(ホ) 年令別

年令別にみると、はつきりした相関々係は出ていない。たゞ18～27才までの者が半数以上不当に安いと思わないと解答している。

(ヘ) 賃金別

賃金については別表を参照されたい。安い、安いと思わないの一線を劃するのは 3,500円未満と 3,500円以上の線にあるように見える。

別　表

賃金	不当に安いと思う	思わない	わからない	計
1,500円未満	32.0%	30.0	38.0	100%
1,500 — 2,500	31.2	38.9	29.9	100
2,500 — 3,500	32.5	47.0	20.5	100
3,500 — 4,500	25.4	59.2	15.4	100
4,500 — 5,500	21.6	60.8	17.6	100
5,500 — 6,500	21.2	71.2	7.6	100
6,500円以上	15.8	73.7	10.5	100

3. 組　織（第十一表参照）——実力があつても良い地位につけない42.9%——

働く婦人の解放は経済的な独立と身分の保証が最も大切である。ここでは身分の保証即ち『あなたの職場では女も実力次第で男と同じように良い地位につけると思うか』の質問から、組織が女にとつてどれだけ解放せられているのか、その民主化程度を測定するのをねらいとした。

その結果は（第十一表参照）良い地位につける組織になつているというのが34%で、まだまだ実力があつても女なるが故に良い地位につけないと解答した者が42.9%もある。これを賃金にくらべると、女であつても賃金の上で男と差別待遇はないという者が半数以上の51.8%にもかかわらず、良い地位につけるというのは34.1%で、相当な差があると言わなければならない。現在の如き生活難の時代に於ては経営者も勞働組合も、その勞力を賃金に集中し、組織があとに残される結果であろう。

第十一表

実力次第で男と同じように良い地位につけるか

1.	良い地位につける	34.1%
2.	つけない	42.9%
3.	わからない	23.0%
	計	100%
4.	非該当（227名を除く）	

(イ) 産業別

第十五図の如き結果が出ている。良い地位につけると半数以上の者が肯定しているのは自由業と金融業である。つづいて40%以上肯定しているのは印刷製本業、公務團体業である。印刷製本業以外は賃金でも差別待遇されないと答えた産業と同じグループである。（第十四図参照）その逆に半数以上の者が良い地位につけないと否定しているのは建設工業、商業、金属工業となつている。これを賃金にくらべると、やはり不当に安いという答が多いグループである。

以上を綜合してみると、一般に賃金で差別待遇をしていない産業は、組織の面に於ても又比較的差別待遇をしない。その逆に賃金に於て差別待遇をする所では、やはり組織も民主化されていないという傾向が出ている。

第十五図（産業別）

男と同じように良い地位につけるか

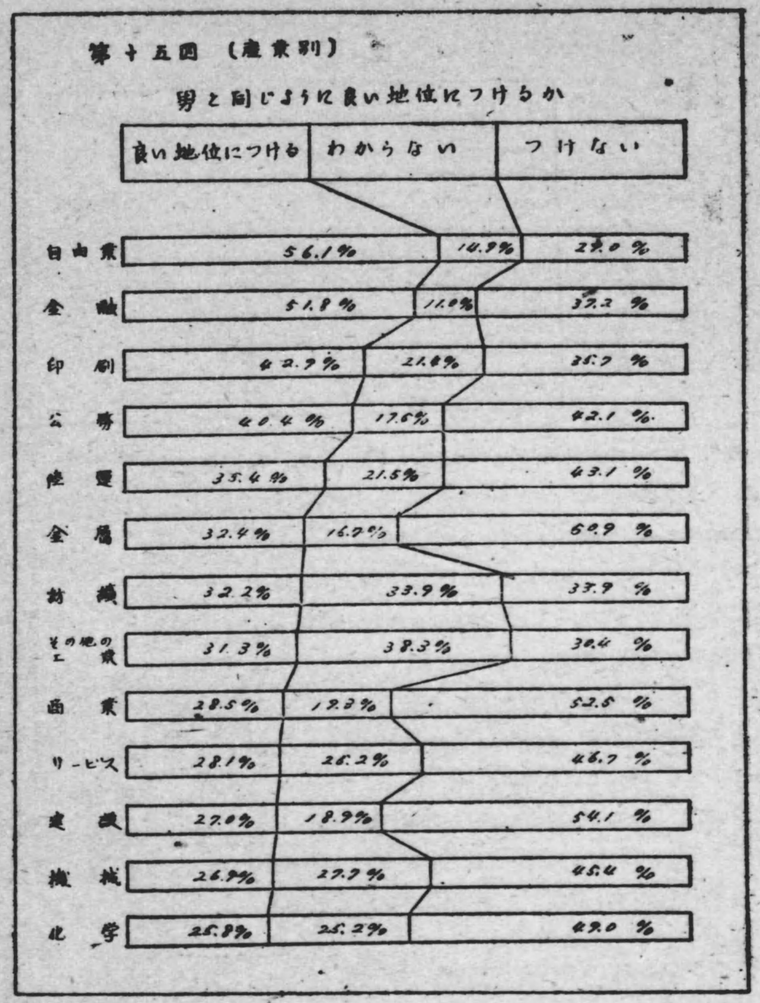

（ロ）規模別

規模別に賃金と比較して分析してみると（第十二表、第十三表参照）

第十二表　組　　織

規模	良い地位につける	良い地位につけない	わからない	計
大	32.3%	46.5	21.2	100%
中	27.1	42.6	30.3	100
小	32.7	37.4	29.9	100

第十三表　賃　　金

規模	不当に安いと思う	安いと思わない	わからない	計
大	28.5%	52.0	19.5	100%
中	30.2	51.4	18.4	100
小	29.2	36.2	34.6	100

産業別に於て賃金で差別待遇をされない産業は、又比較的良い地位につけると答えたのが多かつたが、製造工業部門に於ては逆の結果が出ている。即ち規模の大きい所ほど賃金の差別待遇がないのにかかわらず、良い地位につけないという結果が出ている。これは第十五表の生理休暇をとらない理由に、規模の大きいほど『職場の人が理解してくれない』という答が多いのと比較しても、何か製造工業部門に於ては規模が大なるほど組織に封建性があるように感ぜられる。製造工業部門の特殊性とも言うべきではないだろうか。

（職種別）

第十六図

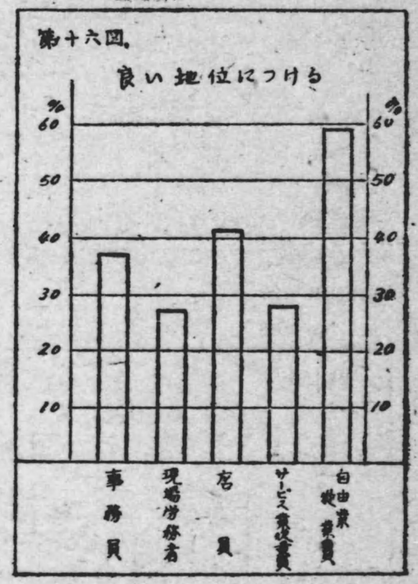

（ハ）職種別（第十六図参照）

「良い地位につける」が自由業の従業者では半数以上の59%もあるに対し、現場労務者はわずか27%である。賃金に於ても現場労務者は不当に安いというのが、事務員と同じく、他の二倍の率があつたが、まことに賃金も身分保証も現場労務者はめぐまれない環境にあると言わざるを得ない。事務員は賃金よりは相当身分が保証されていることになる。現場労務者がめぐまれないと感ずるのは、一面には学歴の低いことが心理的にも、又事実としても、大きな影響力を持つているからであろう。これは次の学歴別に於てもはつきり言い得る。

（ニ）學歴別（第十四表参照）

第十四表	良い地位につける	つけない	わからない	計
新制中卒以下	27.0%	40.7	32.3	100%
旧制中卒以下	37.0	46.7	16.3	100
高専卒以上	54.8	36.5	8.7	100

「良い地位につける」は学歴が高いほど多くなつており、高専卒以上では半数以上が「良い

地位につける」と答えている。著しい特色としては「わからない」が新制中卒以下の32.3%に対して、高専卒以上では8.7%で、はつきりした態度を示している。これはわが國に於ては、まだ学歴の高いことが地位保証の重要な條件であつた過去の学歴万能時代の名残があり、且つ個人にとつても心理的に自信を持たす結果からであろう。

(ホ) 年令別

年令別には17才以下と40才以上が「わからない」が非常に多いために、はつきりした相関々係がでていない。

4. 生理休暇

生理休暇は婦人特有の権利であり、その他必要——不必要をめぐつて、いろいろと議論されている。

まず必要であるかどうかを『生理日に働いてもさしさわりはないか』の質問で聞き、次にこれが婦人の独得の権利である特殊性をねらつて、はたしてどれだけ行われているかの実情と、その阻害原因を明らかにしようとした。

第十七図　生理休暇

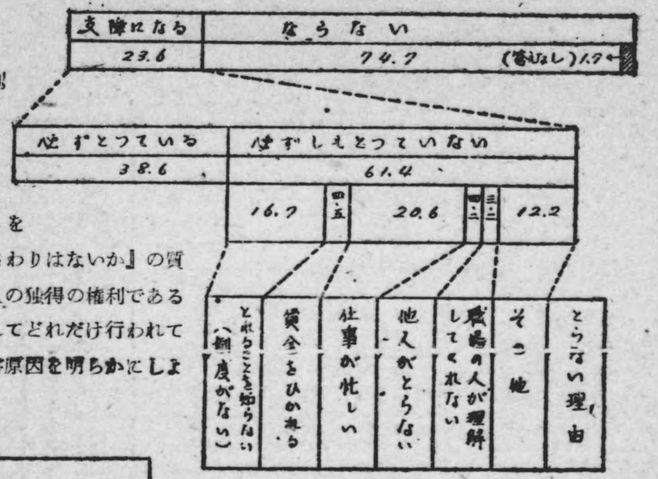

(職種別)

第十八図

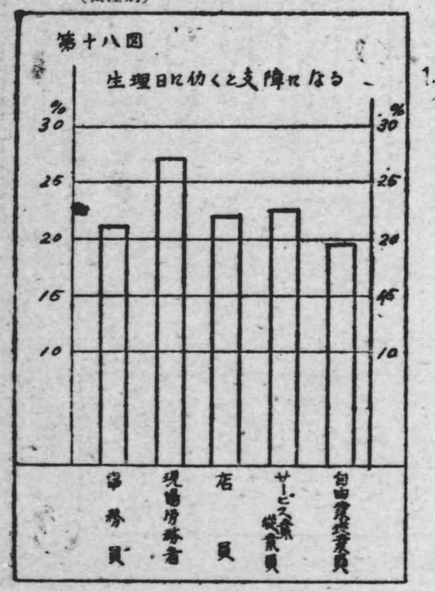

1. 必要度

生理日でもふだんと同じように仕事をしても、さしつかえなしという者が74.7%で、さしさわりになるというものが23.6%である。即ち、全員の $\frac{3}{4}$ が必要でないことになる。(第十七図参照)

(イ) 産業別

生理日に働くとさしさわりになるというのは印刷製本業と化学工業が30%以上になつており、ついで紡績の順になり、一般に製造工業部門に多い。さしさわりにならないというのは、建設工業、自由業が最高で80%以上になつている。次いでサービス業、公務團体業、運輸業、その他の工業、金融業が75%以上で一團をなしている。

(ロ) 職種別 (第十八図参照)

職種別にみると、僅かではあるが、さしさわりのある者が現場労務者に多い。他は余り差はない。

(ハ) 學歴別

さしさわりになる者が新制中卒以下は25.2%、旧制中卒以下は23.1%、高専卒以上は15.2%と順次減少している。

その他年令別、製造工業部門に於ては相関々係がはつきりしていない。

産業別にも、職種別にも、また年令別にみても、著しい相関々係のないのは、生理休暇の必要はそういう要素によつて余り影響がなく、むしろ主としてその人の個人的な体力、素質による個人差が影響すると言い得るであろう。但し学歴別に於て低学年ほど支障になるというのは、現場につとめる者が低学年ほど多い結果で、個人的な体力のほかに、やはりある程度職場も影響していることがわかる。

2. 生理休暇の實情と休暇をとらない原因

生理休暇に於て最も問題となるのは、支障になると答えた者が、実際に必ず休暇をとつているのか、それともとつていないかという事実と、なぜとらないかという原因を明らかにすることであろう。

まず支障になるという23.6% (実数402) について、必ずとつていると答えた者38.6%、必ずしもとつていない (時にとつている者も含む) 者61.4%で、6割以上の者が支障になりながら生理休暇をとつていないことになる。その原因は、仕事が忙しい20.6%、生理休暇を請求すれば休暇をとれることを知らなかつた者が16.7%で、この二つが大きな原因をなしている。

(イ) 産業別

生理休暇を必ずとつているというのは印刷製本業の88%が最高で、次いで半数以上の者がとつているというのは、公務團体業と化学工業である。

自由業、サービス業、金融業、機械工業等は70%以上がとつていない。

ではなぜ生理休暇をとらないか、その原因は「忙しいから」というのは自由業が最高で、支障になる者の50%までが忙しくてとれないと答えている。次にサービス業、商業の順になつている。

「請求することを知らなかつた」のはサービス業、公務團体業、金融業の順になつている。

「賃金がさしひかれるから」は、その他の工業が多い。

「他人がとらないから生理休暇をとらない」というのは、機械工業と金融業が最高になつている。

(ロ) 規模別

製造工業部門のみであるが、結果は第十五表のようになる。

第十五表　生理休暇を必ずとつているか，必ずしもとつていない理由は

原因	必ずとつている（三八・六%）	必ずしもとつていない（六一・四%）						計
		とれることを知らない	休暇をとると賃金がひかれる	仕事が忙しい	他人がとらないから	職場の人が理解をしてくれない	その他	
大規模	58.4%	6.7	1.1	13.5	2.3	4.5	13.5	100%
中規模	45.2	6.5	11.3	11.9	4.8	3.2	17.1	100
小規模	27.7	32.3	6.2	12.2	9.2	1.5	10.9	100

必ずとつているが，大中の規模にくらべて，小規模がぐつと減つているのが目につく。とらない原因では，著しい特色として「生理休暇の請求を知らないためにとらない」が小規模に於て大中よりも倍以上も多い数を示している。その他「他人がとらないから生理休暇をとらない」というのも小規模に多い。逆に「職場の人が生理休暇を理解してくれない」は，規模が大きくなるにしたがつて多いのはどういう原因であろうか。

(ハ)　職種別

職種別には，必ずとつているのは現場労務者が他より15%以上も多くなつている。現場につとめて仕事をしている者が，事務員などよりはより必要であるという結果が現われている。

とつていない原因は，事務員とサービス従業者が20%も「生理休暇の請求を知らないからとらなかつた」と解答している。「忙しいから」は店員が50%以上，サービス業従業者と自由業従業者が各45%近くになつている。その他著しい特色としては，現場労務者の「賃金をひかれるからとらない」というのが，他は皆無に近い率を示しながら，8.5%もある。

(職種別)

第十九図

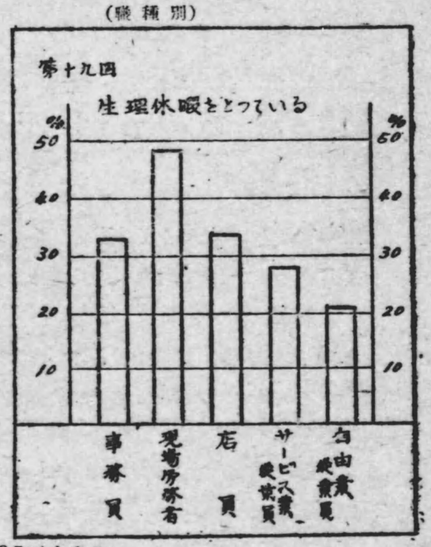

(ニ)　學歴別（高專卒以上は実数僅少につきはぶく）

学歴別にみると第十六表のような結果になつている。

第十六表	必ずとる	とることを知らない	賃金をひかれる	忙しいから	他人がとらないから	職場の人の無理解	その他	計
新制中卒以下	42.4%	15.8	7.4	16.7	3.9	3.0	10.8	100%
旧制中卒以下	35.7	15.9	1.6	24.7	4.6	3.8	13.7	100

あとがき

① 職業婦人の男女同権——基本的人権の尊重に対する意識は，いまだはつきりした自覚にまでなつていない。学歴別にみると，高專卒以上のものは（全体の6.6%）はつきりした意識があるが，旧制中卒（46.2%）では，漠然たる何等かの形はとりつゝもいまだ「女だから仕方がない」というあきらめから脱していない。新制中卒（47.2%）は全く男女同権の今日，職業婦人のおかれている地位として，自分の地位が正当なものであるかどうかの判断すら出來ないような狀態にある。職業婦人民主化の大きな阻害條件ではなかろうか。

② 婦人解放の根本條件が経済的な独立にあることは言うまでもない。その意味から賃金をながめると，男と差別待遇をされていないとはつきり答えたものが半数以上（51.8%）ある。これを身分——地位の昇進から，組織の面としての民主化を測定してみると，婦人にも平等に地位昇進の途が開かれているものが34.1%で，賃金よりも17.7%も減少している。

これは，現在の如き生活難の時代に於ては，経営者も又勞働組合も，その注意を賃金に集中して，組織があとに残された結果であろう。

③ はつきりした組織形態をとつている所ほど，賃金も又組織の上に於ても，男女平等である。

④ 生理休暇を必要とするものが23.6%ある。職種別で，わずかに現場に働くものにその必要性を見出されるが，産業別，年令別には大した影響のないのは，生理休暇の必要がむしろ個人的な体質——個人差によるためではなかろうか。

Ⅵ　勞働組合について

組合運動の組織化と活動は，日本の民主化の一つの指標であるとまで言われている。しかも終戰後四年目，ようやく組合に対する関心も深まり，その上組合活動への正しい認識も，多くの経驗から生まれ出ようとしている。

この調査では「婦人としての立場」から，組合にたいして，どのような関心と批判をもつているか，なぜそういう態度をとらしたかを明らかにしてみたい。

まず「組合員」と，組合があつても「加入していない者」と，全然職場に「組合のない者」との三つに分けて，次の質問をした。

1. あなたは組合に加入していますか。
2. （組合に加入している者に）
   （イ）組合の役員や委員をしていますか。
   （ロ）あなたはあなたの組合の活動に満足していますか。
   （ハ）あなたはあなたの組合の活動に関心を持つていますか。

(ニ) (「関心を持つている」と答えた者に)

あなたは組合の活動に積極的に参加したいと思いますか。

(「思わない」と答えた者には理由を聞く)

3. (組合に加入していない者に)

何故ですか。

(「組合に入りたくない」と答えた者には理由をきく)

4. (組合がない者に)

(イ) あなたの職場にも組合が欲しいですか。

(ロ) 組合がないために不利だと思う事がありますか。

(ハ) (「不利な点がある」と答えた者に)

では実際にどういう点が不利だとお感じになりますか。

1. 勞働組合の組織化——その有無

昭和22年10月の調べでは、わが國の勞働組合の組織化も既に55%になつている。この調査でも組合に加入している者は54.7%、組合があつても加入しない者2.5%、組合のない者は42.8%である。まず分析の基礎的な事項を以下簡單に説明したい。

(イ) 産業別

産業別にみると、金融業は92.5%、運輸通信業は89.5%が組合員で、その大部分が組織化されているにかかわらず、一方建設工業、サービス業では10~20%しか組織化されていない。

(ロ) 規模別

製造工業部門のみであるが、これを規模別にみると、大規模では94%が既に組織化されているが、中規模では62%、小規模ではわずか12.2%しか組織化されていない。

産業別にみても、規模別にみても、わが國の勞働組合の発展にはひどい差のあることがわかる。

(ハ) 年令別 (第一図参照)

年令別にみると、20才台が最も多く加入しており、年令層の低い者と高い者ほど組織化されていないことになる。

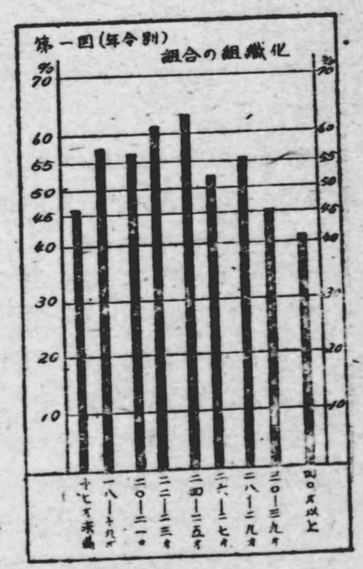

(ニ) 學歷別 (第二図参照)

第二図の如く学歷別にみると学歷の高いものほど組合に加入し組織化されている。

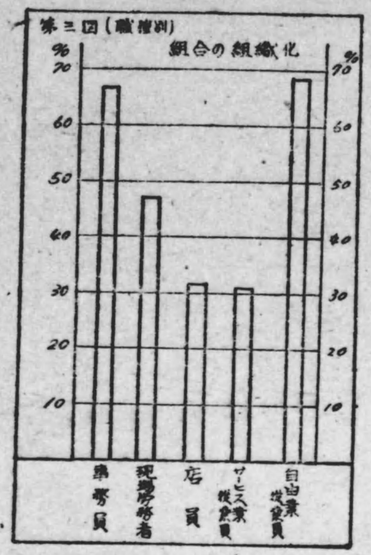

(ホ) 職種別 (第三図参照)

職種別にみると自由業、事務員の半数以上が組織化されているのに対し、サービス業者、店員はその30%しか組織化されていない。これは職種の性格の相違によるのであろう。

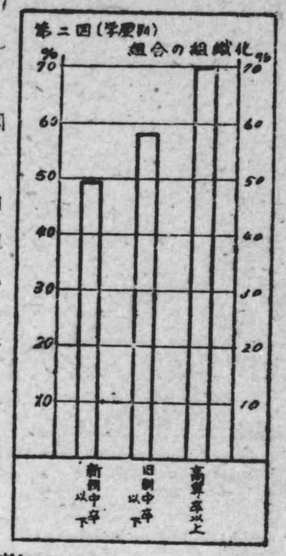

2. 組合に加入している者について

(一) 勞働組合の委員や役員にはどんな人がなつているか

職業婦人を代表して、どんな人が委員或は役員として組合の推進力になつているかを明らかにしたい。まず職業婦人で委員や役員をしている人は11.6%で、10人に1名以上になつている。その活動効果、実績とかはさておき、婦人の組合内においてしめる地位の重要性を知ることが出来る。

(イ) 學歷別

学歷別では、どんな人が選ばれるかというに、さすが高専卒以上の者が20.2%で、新制中卒(10.8%)旧制中卒(10.8%)の約二倍近くになつている。

(ロ) 職種別

職種別では、知識のレベルの高い自由業が25%、即ち10人に4名の委員か役員を出していることになる。最低は店員で、5.9%しか出していない。現場に働く人やサービス業に従事している人は10人に1名の割で委員を出している。

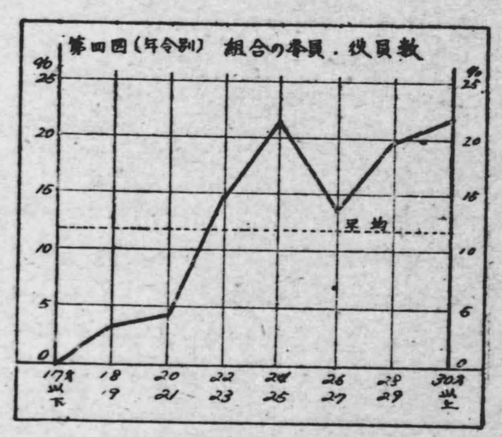

(ニ) 年令別

年令別では第四図の如く、21才以下では殆んど委員や役員をしていないが、22～23才から急増する。これ位の年令皆から職業婦人としての意識も、又組合に対する自覚も出來てくると共に、職場に長くいる人、したがつて年令の高い人が良いという、婦人の漠然たる考え方にもよるのではなかろうか。

(二) いまの組合活動に満足しているか

戰後非常な発展をしたわが國の勞働組合は未だ混沌たる搖籃期をぬけきれず、勞働組合のあり方についてはいろいろな批判もあるが、ここでは自分達の職場の勞働組合にたいし、婦人がどんな態度をとつているかを『組合の活動 満足していますか』という質問で聞いてみた。

全体的にみると第一表の如くになり、満足しているものが他よりも多いが、なんとも言えないと態度を保留している者が多いのも目立つている。

第一表

組合の活動に満足しているか	
1. 満足している	39.0%
2. 不満足だ	29.9%
3. なんとも言えない	31.1%
計	100%

第五図（産業別） 組合の活動に満足しているか

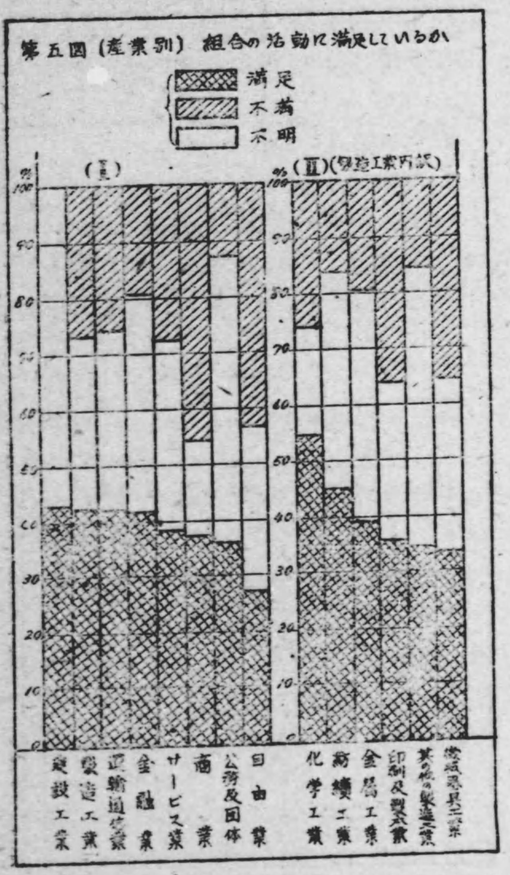

これは、ほかの組合との比較や、或はどの程度を以て満足すべきか、各人の組合意識によつて異る質問なので、態度を保留した者が多くなつたのであろう。しかし不満足と態度保留が合せて61%もあることは、現在の勞働組合の活動が婦人組合員に充分な納得と支持を得ていないと同時に、婦人の勞働組合にたいする批判力が欠けていることにも理由があると言い得るだろう。

(イ) 産業別

産業別にみると第五図の如く「満足している」がやや高い率をしめしているのは、製造工業及び運輸通信業、金融業で41%台を示している。

全般的にみると「不満足」とするものの割合は少いが、自由業に於て「満足」と答えた者は、わずか26.3%にしか過ぎないのに、逆に「不満足」が43.4%もあつて批判的な態度をとつている。更に商業では36.5%は満足しているが、不満足と答えた者が46.0%で最高を占め、自由業と共に群を抜いて批判的な態度に出ている。

公務團体業及び建設工業では「わからない」と態度を保留しているものが実に半数以上の率を占めているのは極めて注目に價する。

製造工業部門を更に詳細に檢討すると（第五図の(II)参照）化学工業の半数以上の53.7%が組合活動に「満足している」のと、機械器具工業が36.5%、印刷及び製本業の35.7%が不満を示しているのが目立つ。そのほか「わからない」がその他の製造工業でほかよりも壓倒的に多いのは、やはり組合運動の低調さを如実に示すものであろう。以上を通覽するに、組合活動に対する批判的な態度は非現業部門に強く、現業部門では満足と答えたものが多い。搖籃期に於ける組合運動の性格の相違——意識的なものがはつきり示されている。

(ロ) 規模別

第六図(年令別)
組合の活動に満足しているか

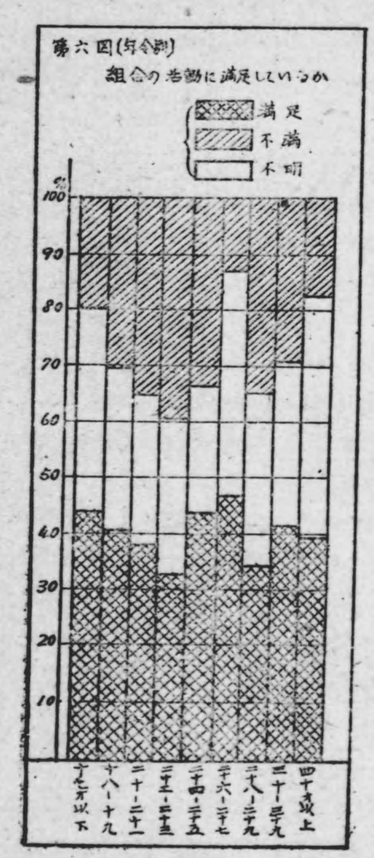

第二表〔規模別〕 組合運動に満足しているか

規模別＼質問	満足	不満足	なんとも言えない	計
大	47.6%	26.0	26.4	100%
中	34.1	29.4	36.5	100
小	42.5	22.5	35.0	100

大規模では第二表の如く「満足」が最高であり、且つなんとも言えないの態度保留が最も少いのは、他に比して組合の意識も高く、又他より順当な発展をしつつある証拠であろう。中規模と小規模には、はつきりした相関々係が出ていない。

(ハ) 職種別

職種別にみると、組合活動に満足というのは、店員の58.9%、現場勞務者の43.5%、事務員の37.7%、サービス業の27.5%、自由業の27.5%の順で現業的色彩の強いものほど組合活動に対する満足感が高くなつている。

(ニ) 年令別

年令別では、第六図の如く22～23才までは満足するものが漸減し、これを最低として27才までは急増しているが、それより年令が増すと稍減少している。不満とするものは22、23才を頂点として、年令の若くなるにつれて或は年令が増えるに從つて減少している。

年令別には22～23才に於て最も批判的であり、それより年令が減少又は増えるに従つて軟化する傾向がある。これを第四図の年令別委員数とくらべてみると興味ある結果が出ている。即ち、委員や役員が多く選出されている年令層ほど不満が多くなつている。言いかえれば、婦人組合運動の推進力になつている年令層ほど、今の組合活動に対しより批判的であると言い得る。これは次の学歴別　於てもはつきりしている。

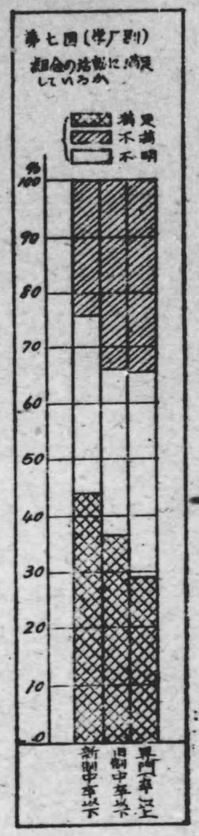

(ホ) 學歴別

組合に対する意識度に学歴別に於て最もはつきりあらわれている。第七図をみると、学歴の高いほど不満なものが多く、満足しているものが少いのは、学歴の高い者ほどより理想主義的であり且つ峻厳なる組合の批判者でもある。「何んとも言えない」と態度を保留した者が専門卒以上に一番多かつたのも、その意味に於て意見の慎重を期したと言いうるであろう。ここに於て最も恐るべきは、むしろ新制中卒の満足感が最も多いことである。これは後述の関心の有無において「関心なし」が新制中卒に於て最も多いのとくらべると、「無関心から來る満足感」なのであつて、学歴の低い者ほど現在の組合活動をより支持していると考えるのは甘い考え方であろう。学歴の高い者に不満足が多いのは、現在の労働組合のあり方に対する一つの将來への示唆であろう。

(三) 組合活　にたいする關心と積極性

職業婦人の就職理由はほとんどが経済的な理由であつた。労働組合の目的は今さら言うまでもなく労働條件の改善と経済的な地位の向上であり、その意味において少くとも働く婦人の味方の筈である。しかるに自分の組合活動に対して、肯定したもの、否定したもの、態度を保留したものが、ほとんど同じような数になつていた。では更につつこんで詳細に組合に対する態度を分析するために、組合運動に対して「無関心なるが故に満足と答えたのか」或は「組合のあり方について正しい関心の上で不満足」と答えているのか、それを明らかにしたいために單刀直入に、組合活動に関心があるか、ないかを質問した。そして更に関心のある者について積極的に参加したいかどうか、関心のない者には関心のない理由をも明らかにした。結果は第三表に示されている如く半数以上が関心を持つていると答えた。これを組合活動に満足しているもの39.0%にくらべると13.7%の差がある。関心を持つている者の割合に比して、満足している者は少いと言えるであろう。その逆に態度保留は、満足

第三表

組合活動に関心があるか	
1. 関心を持つている	52.7%
2. 関心はない	28.5%
3. なんとも言えない	18.8%
計	100%

の時よりも13%も減つて18.8%になつている。

関心を持つているもののみに、更に積極的に参加したいかというと、半数以上がしたいと答えている。組合全体からみると、組合に関心をもち、しかも積極的にこれに参加せんとする者は、わずかに26.6%となる。これを委員、役員数（11.6%）とくらべてみると、あまり差のないのは、少し寂寥の感がある。これは、まだ現在の労働組合の活動が幼稚な段階にあることも一原因であろうが、職業意識の低い日本婦人に、まだ社会的な自覚のないことにもよるのであろう。関心がないとはつきり言つたものは28.5%で約三割近くもある。

第四表（関心のある者のみに）

組合活動に積極的に関與したいか	
1. 関與したい	50.5%
2. 関與したくない	33.6%
3. 何んとも言えない	15.9%
計	100%

無関心の者にその理由を聞くと、36%のものは解答をしたが、64%は無解答で、名実共に組合意識が零に近い人達である。その内訳は第五表の通りであつた。

第五表　無関心の理由は何か

解答のあつたもの36%、　解答のないもの64%		
解答者の内訳	組合への不満	38.2%
	無知のため	28.8%
	忙しいから	19.6%
	そ の 他	8.3%
	なにを言つているか不明	5.1%
	計	100%

「組合への不満」に於て他を抜いて多い理由は、いまの組合では無力で「あつてもなくても変らないから」、及びぐんと少くはなるが、御用組合だとか、組合の属している系統が氣に入らない等の理由がある。「無知」とは、組合は何をするのか知らない者、及び幹部或は若い人にまかしておけば良い等の理由が主なるものである。忙しいからは、仕事と自分の事で忙しいのでさつぱり組合には御無沙汰しているという理由による。

第五表で注意すべきは「組合への不満」をうつたえた以外の理由は、全く理由にならないもので、無関心の理由を聞かれて解答のなかつた組合意識零に近い人達と余り差はない。いまの組合の活動に不満だから関心がないとはつきり答えたものは、なんらかの態度で反應関心を示した者である。その意味からこれらの組合へはつきりした不満をうつたえた人達を無関心より除外すると、無関心と答えた者の中で全く無関心と證明された者は86%である。即ち、無関心と答えた者は大部分は名実共に無関心であることがわかつた。

(イ) 産業別

産業別にみた関心度は第八図のようになる。公務團体業が最も高く、サービス業、建設工業が最も低い。これを組合の組織化とくらべると、組織化されていない産業ほど関心度が低いと言い得る。

更に積極的に活動に参加したいという積極的な態度（積極度）を各産業別の組合員全体の数からみると第八図の如き結果になつた。全般的にみて積極性の強い産業は、やはり関心度の高い公務團体、自由業、化学工業の順になつているが、その他は関心度の高い産業がかなら

第八図（産業別）　関心度と積極度

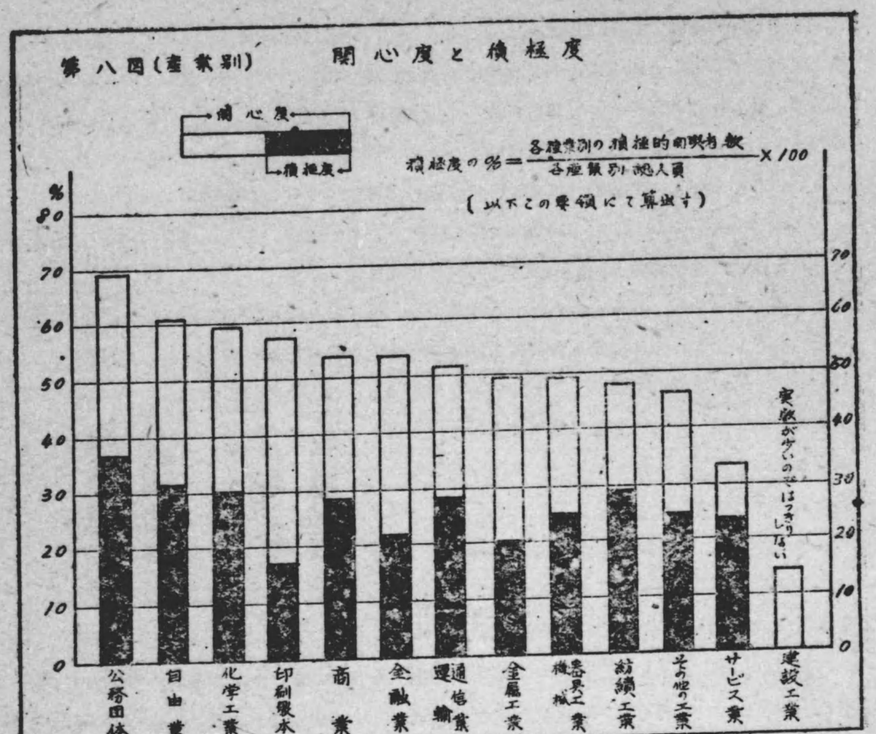

ずしも積極性があるとは言い難い結果になつている。「関心度の比率にくらべて積極性がない」のは印刷製本業であり、關心度の割合にくらべて積極性の比較的目立つているのにサービス業、紡績業がある。これは全般の組合意識が低い産業ほど、組合に関心を持つている者は『どうにかしなくてはならない』という氣持が強いという、興味のある結果が出ているのではなかろうか。これは、次の規模別に於て更にはつきり言い得る。

第九図（規模別）
関心度と積極度

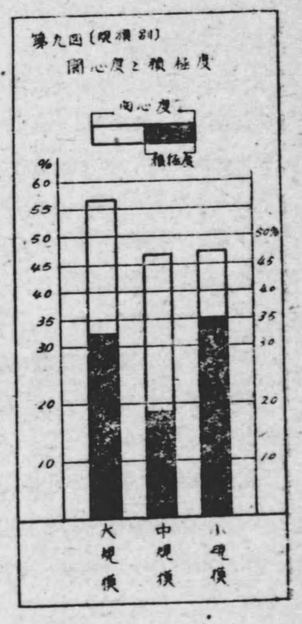

（ロ）規模別

規模別に関心度をみると第九図の如くになる。大規模が57.5%まで関心もあり、且つ態度不明のものも14.2%で最少である。中、小規模は殆んど同じ程度である。積極度をみると、小規模が最高になつている。これは上述の如く小規模に於て関心を持つている者は、他の規模で関心を持つている者より更に積極的に活動意欲が強いこと

になる。中規模において極めて積極性が少いのは、どういうわけであろうか。

（ハ）職種別

職種別にみると第十図の如くになる。即ち組合への関心は自由業者、事務員の頭脳勞働者に多く、現場勞務者、サービス業者に少い。その他サービス業者が43%と、他の2倍近くも態度を保留している。

積極度は大体関心度に比例しており、サービス業者が全般的に関心は極めて低いが、関心を有するものは他より、より積極性がある。

〔職種別〕

第十図　関心度と積極度

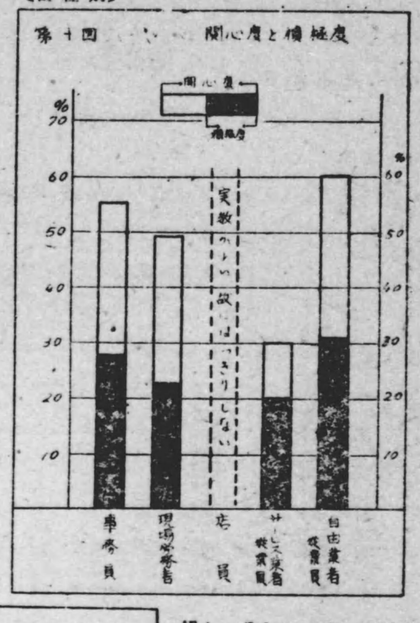

（ニ）年令別

年令別にみると、組合に対する関心度は第十一図のように、26～27才でやや落るが、25才までは年令の増すにしたがつて関心も

第十一図（年令別）　関心度と積極度

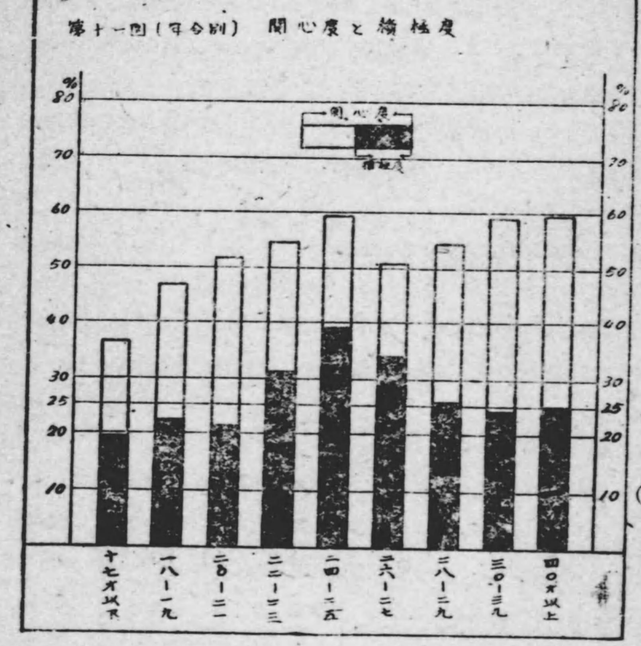

増し、それからあとは大体同じような関心度を示している。しかし組合に対する積極性は、24～25才を頂点に、年令の若い者ほど或は年令の高い者ほど積極性がなくなつて來ている。即ち24～25才前後の者は名実共に組合活動に関心もあり積極性もあるが、年令が高くなると、関心のある割に積極性がなくなつている。

（ホ）學歷別

学歷別には関心度も積極度も極めて順当な結果が出ている。（第十二図参照）

ただ、所謂小学校出身と高女出身とでは、あまり差のないのが目につく。特に「関心なし」とはつきり言つた者が小学校出よりも高女出身者の方が多いのは注目される。

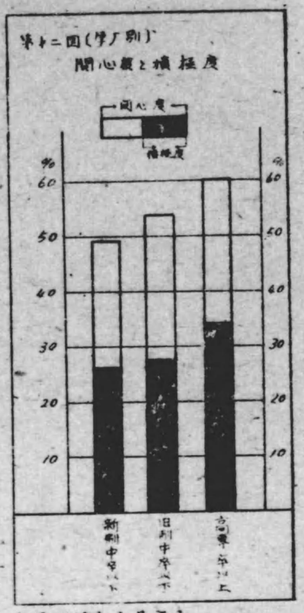

(四) あとがき

以下、組合に加入している者のみについて、一般的に要約してみたい。

① 働く婦人も半数以上が組合に組織化され、しかも一割以上の者が組合の委員や役員として活動している。形の上では最早や男子と共に組合の活動に参加していると言いえよう。婦人特有とも言えないだろうが、組合の委員や役員をする者は、年令的には22～23才から年上の者であり、学歴別でも、教育のある者ほど活躍しているのは、労働組合がまだ一般化されていないとも言えるであろう。

② 自分達の組合活動に対して「満足している者」「不満足に思う者」「態度を保留している者」があまり大差のないのは、組合活動がまだ充分な支持と納得を得ていないためではなかろうか。産業別にみても、職種別にみても、現業部門の筋肉労働者的色彩の強い者、学歴の低い者、及び年令の20才以下及び28才以上の者に満足するものが多く、その逆に、頭脳労働者や学歴の高い者、或は職業婦人の推進力になつている年令層に不満の多いのは、組合活動の今後のあり方に対する一つの大きな示唆ではなかろうか。

③ 組合活動に対して関心を持つている者が約半数以上もあることは、働く婦人にも相当の関心が生まれつつあると言える。しかし、進んで積極的に組合運動に参加するというものは、全体の26.6%で、ごくわずかな数である。

組合に対する批判と同様に、組合に対する関心も、職種別、産業別にみても矢張り頭脳労働者に高い傾向がある。

年令別には、関心度は25才までは年令に比例して増加し、それからは変らないが、積極度になると、24～25才を頂点に、年令層の低い者ほど、また高い者ほど積極性がなくなる。

3. 組合に参加していない者について

調査対象1705名中、労働組合があつて加入していないものは43名(2.5%)しかない。このうち、加入しない理由をはつきり言つた者は19名で、その他が24名になつている。その他とは、理由のはつきりしない者又は言わなかつた者である。はつきり理由を言つたものは

① 自分の意志で組合に入りたくないから加入しない　14名

② 職務上組合員になれない　5名

である。何れも実数が少くて分析出来ないが、ただ商業部門に於て、組合に入りたくないと言つて加入しない者が10名あるのは目立つている。

4. 労働組合のない者について——未組織の者——

調査対象者中にまだ組合のない者が42.8%あつた。これらの未組織の働く婦人達が、組合のない職場に於ける労働條件から、組合の組織化をどんな程度に欲求しているか。更に具体的になぜ欲するかを、「組合がないため不利だと思うことがあるか」との質問から明らかにしたいと思つた。

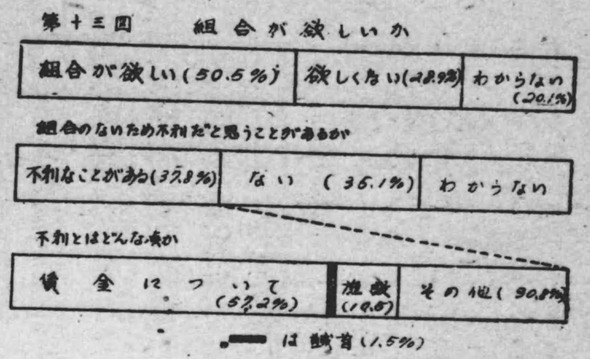

先ず組合が欲しいかとの質問の結果は、第十三図に示されている。半数の者が欲しいと言つているが、約3割の者は欲しくないと答え、2割の者が態度を明らかにしていない。言いかえれば、組合のない婦人達の約半数の者は組合の結成をのぞんでいるが、半数近くの者はまだ組合に対して積極的な意義を認めていないとも言える。

更に組合のない者に『組合がないために不利だと思うか』との質問に対し、37.8%が不利だと答えたに過ぎない。組合組織化の欲求度に比して低いのが目につく。不利だという者に対して具体的に、ではどんな点かと聞くと、何んといつても賃金を安くされて困るというものが57.2%であつた。

その他、職業婦人としての文化厚生施設がないというのが10.5%で、馘首というのは1.5%しかない。その他は30.8%あつたが、その内訳は、労働基準法の違反、特に労働時間を厳守しないという理由が目立つ。次いで極めて少くなるが、勤務先の封建性、或は職場配給がない等の理由がある。

(イ) 産業別

(実数の少い印刷製本業、金融業、運輸業、公務團体業は分析からのぞく)

組合のない者を産業別にみた組織化への欲求度(白線圖示)と、不利だと答えた者(黒線圖示)を示すと、第十四図の如くになる。欲求度は、機械器具工業と紡績工業が最も高く、次いで化学工業、金属工業の順になつている。化学工業に於ては、欲求度に比して不利だと答えた者が極めて高くなつているのが目につく。そのほか、建設工業に於ては、不利でないと

いうものの多いのが目立つ。

不利な点で特に目立つのは、機械器具工業に於ける賃金についての不満が70%以上の高率を示していることである。厚生設備がないというのも、機械器具工業に多い。その他即ち労働基準法の違反——労働時間を厳守しない——はその他の工業において群を抜いて多く45%もある。

第十四圖（産業別）組織化の欲求度と不利だと答えたその

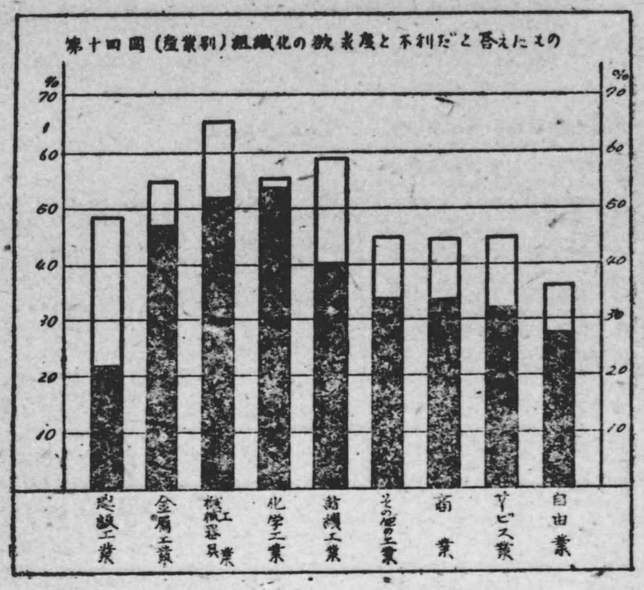

(ロ) 規模別

(大規模は実数が少いためにはぶく)規模別にみると、組合の欲求度は中 (54.6%) 小 (58.5%) とほんのわずかながら小規模の方が欲求度が高い。不利だと思う者もあまり変りはないが、やや中規模の方に多い。では不利だという点になると、壓倒的に賃金に集中し、しかも中規模 (67.5%) の方が小規模 (61.0%) より賃金が不利だというのが多くなつている。

〔職種別〕

第十五圖（職業別）
組合欲求度と不利なことのある者

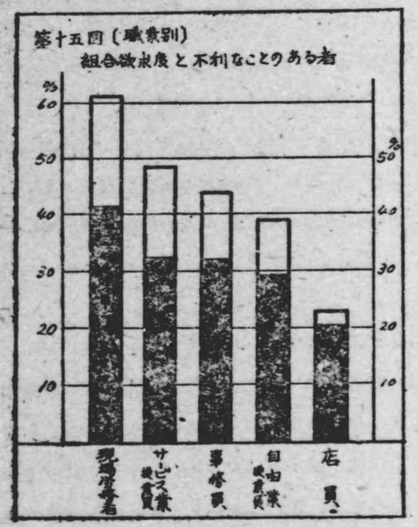

(ハ) 職種別

職種別には第十五図にみるように欲求度（白線圖示）は現場労務者に高い。店員は欲求度の低い割に不利だという者（黒線圖示）の多いのが特に目立つ。不利な点では、現場労務者が賃金で不利だというのが壓倒的である。その他では事務員が時間を厳守しない等の労働基準法違反の理由をはつきり訴えている。

(ニ) 年令別

組合が欲しいというものは24~25才までの若い婦人に多く、26才以上では一般に少くなつ

ている。しかしこれは26才以上の割合に年令の高いものが必ずしも組合は必要でないと考えているのではなく、組合に対する態度が未だはつきりしない者が多いためだと言える。不利だと思うのは20~25才の者がやや高い。ではどんな点が不利かというと、賃金と厚生施設については、一般的に年令の若い者の方が年令層の高い者より不利だと答えている。その逆に、労働基準法違反の理由は年令層の高い者に多くなつている。

(ホ) 學歴別 第十六図、第十七図参照）

組合が欲しいという者はやや新制中卒以下に多い。高專卒以上の者で、組合の結成を欲している者全員が、不利な

第十六圖（學歷別）
組合欲求と不利なことのある者

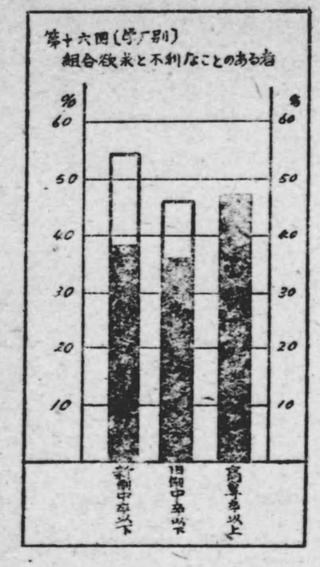

第十七圖（學歷別）不利とはどんな点か

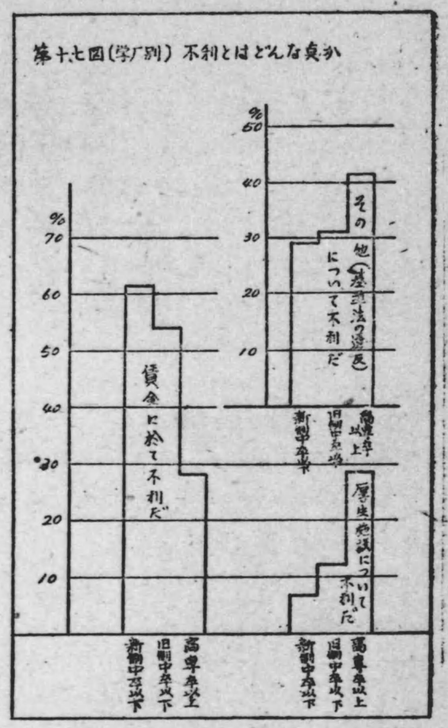

点があると答えているのは注目すべき結果である。不利とはどんな点かというと、賃金では新制中卒以下が最高で、高專卒において最も少くなつている。これは、新制中卒以下が賃金の低い事実によるのであろう。しかし、その逆に学歴が高くなると、厚生施設とか或は基準法の違反等が多い。これは学歴の低い者ほど直接自分にひびく賃金の不平を述べ、学歴が高くなると更に社會的な立場からものを判断するようになるからではなかろうか。

5. ①職業婦人の未經驗者の組合に対する欲求度は50%位である。その他の半数の者は組合に対する積極的な意義を認めていない。このグループの者が消極的に、組合結成にブレーキをかけているのではないだろうか。

②「組合がないために不利か」という質問から『何故に組合が欲しいか』を明らかにすると、

半数以上が賃金のためと答え，ついでその他の基準法に対する違反に関係のあるもの，三番目に文化厚生施設がないことを訴えている。

③産業別にみても，職種別にみても，現業部門において欲求度は高い。

V　社會的關心について

——16.7％が首相を知らない——

「われ婦女に教を施すこと，男の上に権を執ることを許さず，婦女は只安静にすべし」これは聖パウロの言葉であるが，なるほど，婦人も男性と平等の原則は確立されたが，このような女性観が若し婦人自身のなかに残つているとしたら，それこそ大變なことだ。今の世の中においては「魅惑的に，そして無口に！」——このような女性観，或は婦人に対する態度は完璧にとりのぞかれた筈である。婦人解放の原則の打ち立てられた今日，婦人の政治的社會的な認識はどの程度であろうか。これを明らかにするために，次の質問がなされた。

1. あなたは労働省の婦人少年局を御存知ですか。
2. 内閣総理大臣は今誰でしようか。
3. 今のアメリカ大統領は誰でしようか。

〔被面接者の選挙区を聞いてから〕

4. 現在あなたの選挙区から出ている代議士は誰か御存知ですか。
5. 現在あなたの選挙区から出ている都（縣）会議員は誰か御存知ですか。
6. 今の東京都知事は誰でしようか。
7. 衆議院議長は今誰でしようか。
8. 参議院議長は今誰がしているでしようか。

（問題2—8については名簿を調査員が携行して，應答者の回答と照應し，正しい答をした者のみを「知つている」とした。代議士と都（縣）会議員は一人でも正確な氏名の言えた者を「知つている」とし，誤つて答えた者は相手の言つた通りの名前を記入して「知らない」とした。）

（1）しかし結果は

（イ）この調査は11月19日から約10日間行われたものである。その時の社会情勢は11月16日朝日新聞の國会記者席から眺めた雲行では，政府は公務員法改正案の成立で解散のハラ，野党は違憲法論で解散ひきのばしのハラ——まさに大嵐の時で，吉田首相の名前は新聞に漫画にラジオに出ない日はなかつた。しかも米大統領は丁度11月2日に総選挙があり，デューイー優勢の下馬評を裏切つてトルーマンの再選で，世界中がびつくり仰天した時である。曰く「米國人は烏を喰つた」——完全に狐に化された日だ。

『総理大臣は誰ですか，アメリカの大統領は』まことにこのような質問は何か婦人を侮辱するようで，最もにがてな，いやな質問であつた。

だがしかし総理大臣を知らない者16.7％（実数で235名）米國大統領は20％（實数で292名）であつた。これは事実である。「あらまだ生きていたの」——これは戰犯処刑の発表を見て若い女性の発した言葉であるが（東京新聞），このような言葉が何の思慮もなく出る間は16.7％も20％も越え難い溝かも知れない。

（ロ）誤つて答えた人は　——総理大臣は芦田さん，米國大統領はマッカーサー元帥——

間違つた総理大臣

芦田さん	42（実数）
片山さん	4
その他	4
計	50

間違つた大統領

マッカーサー	61（実数
ルーズベルト	23
チャーチル	1
デューイー	1
その他	4
計	90

第一図　社会的關心について

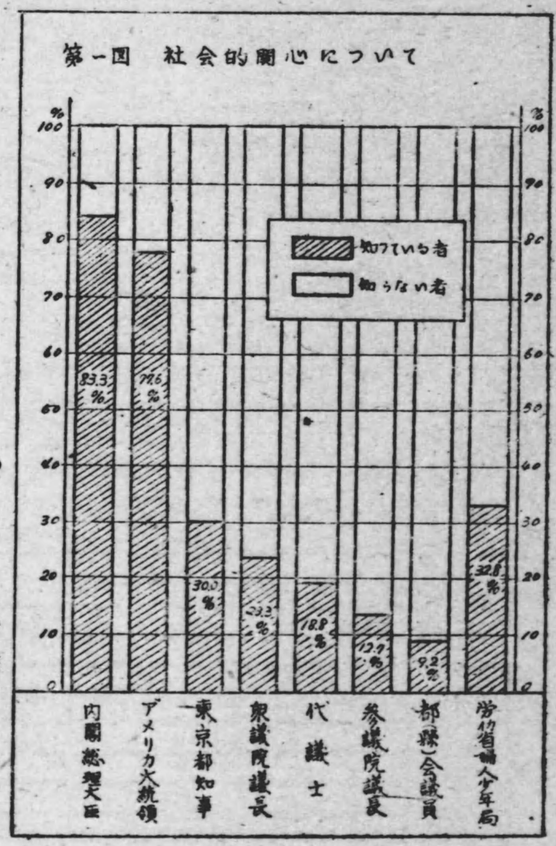

（ハ）その他の結果は第一図のようであつた。

（2）學歴別

学歴の高くなるほど「知つている者」の比率が高くなるのは当然であるが，教育程度が大きく影響しているのは東京都知事，衆参両院議長，代議士，婦人少年局についてである。詳細は第

二図以下を参照されたい。

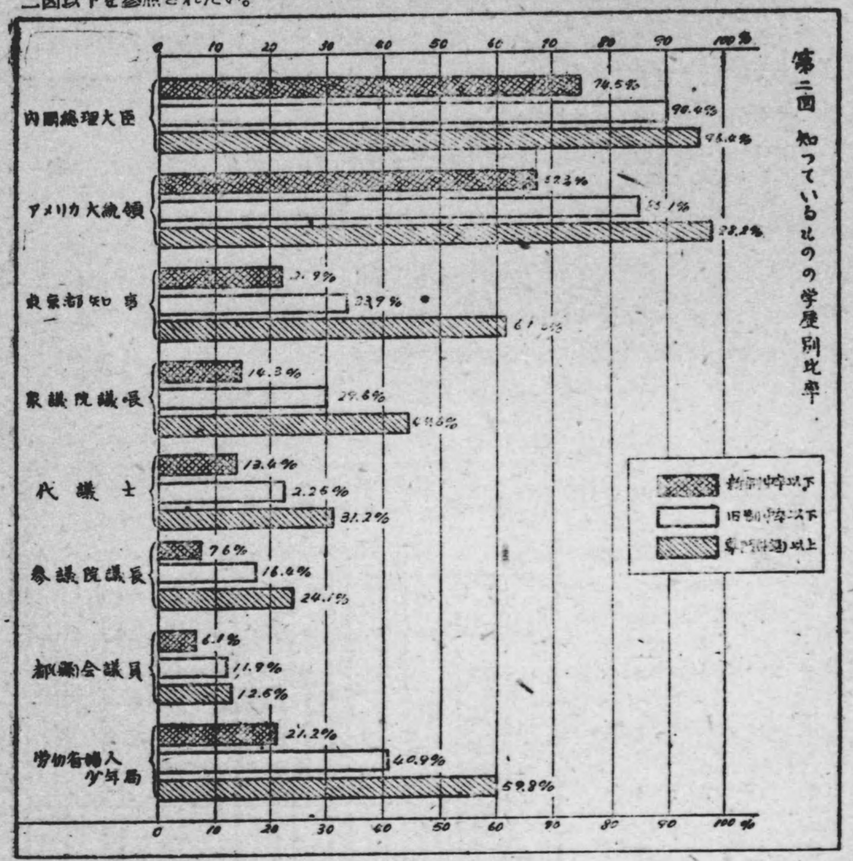

(3) 年令別

年令別には全体を通観すると大体社会的又は政治的な関心――意識の向け方――に一定の傾向

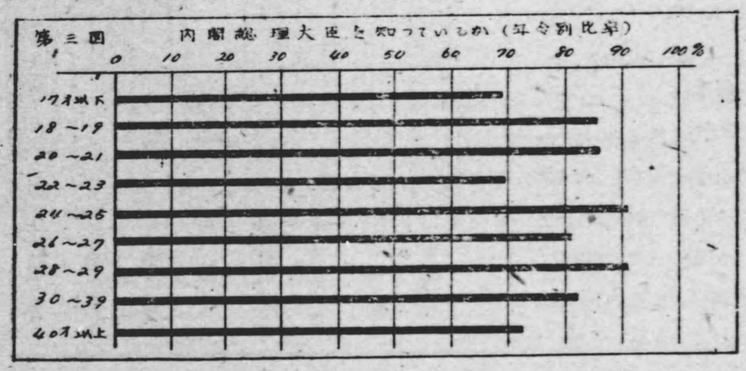

が見られる。

詳細は第三図より第十図までを参照されたい。

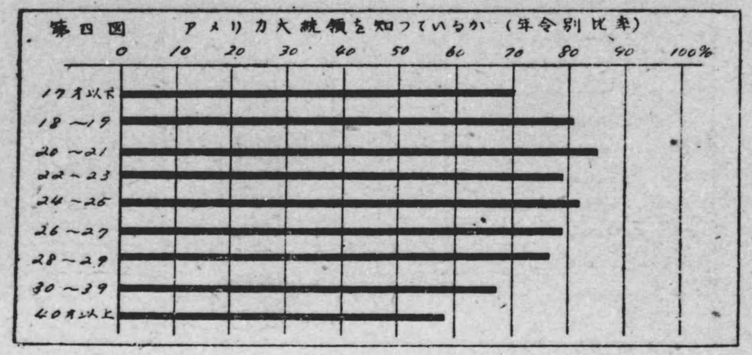

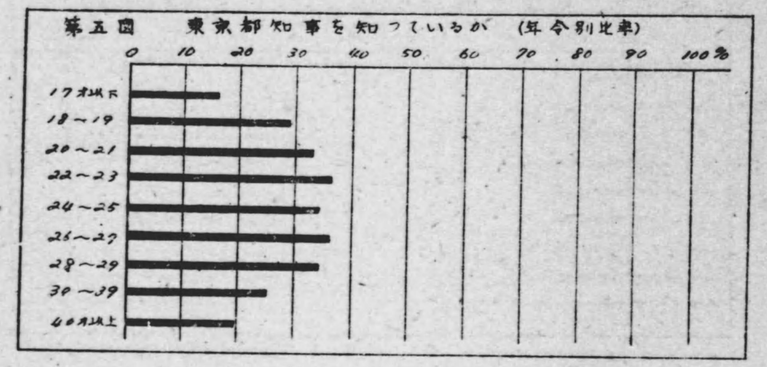

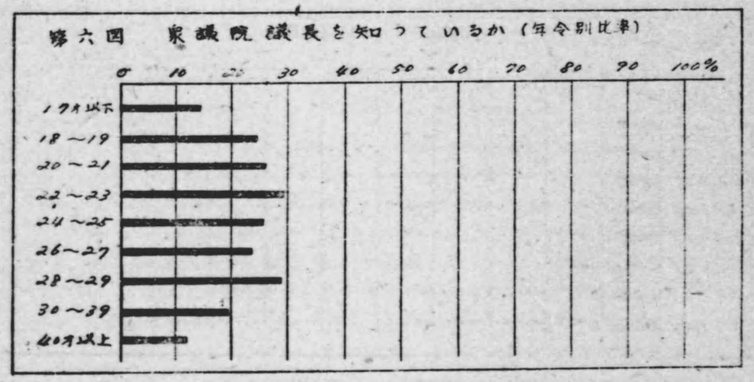

第七図　あなたの選挙区から選出された代議士は誰？（年令別比率）

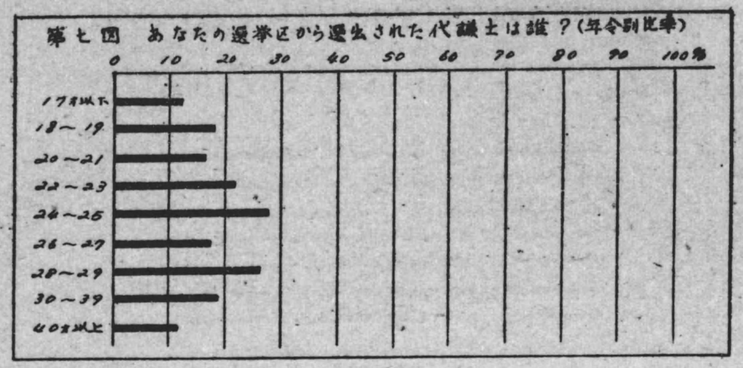

第八図　参議院議長を知っているか（年令別比率）

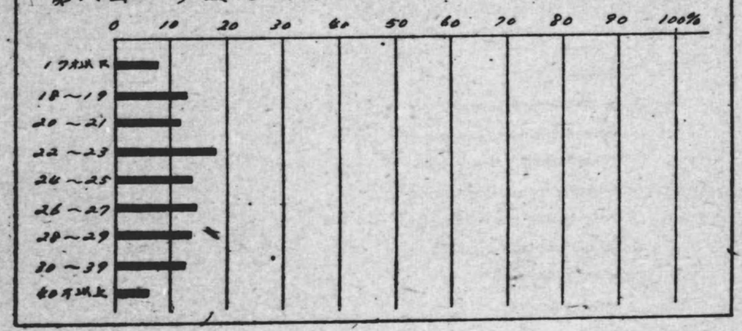

第九図　あなたの選挙区から選出された郡(縣)会議員は誰？（年令別比率）

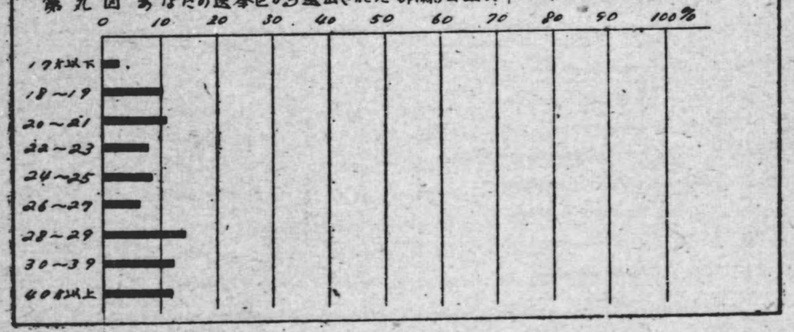

第十図　労働者婦人少年局を知っているか（年令別比率）

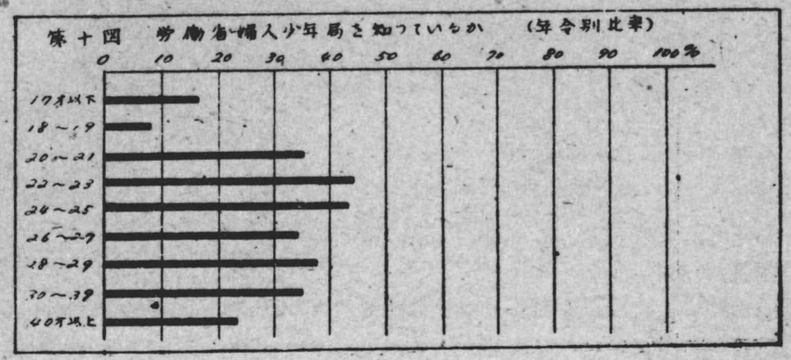

附記 調査の方法

I(イ) 調査地区　東京都23区

(ロ) 調査実施　昭和23年11月19日～30日

II 調査準備

1. 準備資料の蒐集

労働省(婦人少年局、職業安定局、労働統計調査局)。東京労働基準局。神奈川労働基準局。労働科学研究所。職業安定所。家事審判所。警視庁生活相談所。婦人民主クラブ。総同盟婦人対策部。及び婦人代議士、同評論家等。

2. 準備調査

	日時	対象数
第一次プリテスト	5月5日	50名
第二次プリテスト	5月8日	115名
第三次プリテスト	5月13日—15日	600名
第四次プリテスト	10月1日	140名

III 実施要領

個人面接質問法一人約35分。但し「社会的関心について」のみは被面接者の答を、各々総理大臣、大統領、代議士、都(縣)会議員名簿を作成持参し、誤りなきかを点検した後、知つている、知らないに区別した。

III 調査員

輿論調査部、労働省婦人少年局職員

明治大学社会科学研究部學生30名(内男22名、女8名)

V 集計

昭和23年12月3日～23日

産業分類(規模別)、職種別、フエースシート	統計局に依嘱
学歴別、年令別、その他	輿論調査部担当

VI 報告

昭和24年1月

VII 調査対象の選定

1. 調査母集団

東京都23区内の事業所に従事する女子で常傭の職員及び労務者。

但し基礎資料昭和22年10月1日実施の臨時國勢調査事業所統計により、産業大分類別女子従業者数500以下の「農業、林業、鉱業、ガス業、電氣業及び水道業、その他の産業」の各産業と資料不備の関係生、官業は調査対象より除外した。

2. 見本抽出法

(一) 方法　層化任意見本法

(二) 見本総数　1724名　315事業所

(三) 見本抽出

(イ) 産業大分類別女子従業者数に比例する如く見本数を割当てた。この場合、従業者数の最も少い建設工業の見本数を50として計算すると、次の如くになつた。

第一表 〔産業別〕見本割当数

産業大分類	女子従業者総数(人)	百分比	見本数
建設工業	5,521	2.9%	50
製造工業	90,816	47.7%	822
商業	25,978	13.6%	234
金融業	16,192	8.5%	147
運輸通信業	7,445	3.9%	67
サービス業	22,131	11.6%	200
自由業	16,242	8.5%	147
公務及び團体	6,251	3.3%	57
計	190,576	100.%	1,724

(ロ) 次に各産業大分類別に割当てられた見本数を、中分類別女子従業者数に比例する如く見本数を割当てた。

(ハ) 産業大分類による事業所中、製造工業の現業部門に対しては、中分類別に男女従業者総数100人以上、99人～30人、30人未満に三分し、その規模を夫々大、中、小とし夫々の規模に於ける女子従業者数に比例する如く見本数を割当てた。

(ニ) 東京都23区の産業中分類別女子従業者総数により、比較的女子従業者の多い区と少い区より任意(random)に産業中分類別に調査区を決定した。

(ホ) 次に産業中分類別、規模別、各区別に割当てられた見本を、昭和22年臨時國勢調査時に作製した各区別東京都事業所名鑑により、調査対象事業所をランダム方式により抽出した。抽出した事業所に対しては見本数を割当てた。更に調査不能の場合を予想して、各々につき補助の調査対象事業所を用意した。

(ヘ) 抽出された事業所に於ては割当てた見本数を、先ず現業非現業別に、次に職場別(職種別)女子従業者数に比例する如くする。最後に従業員名簿により、ランダム方式によ

調査対象者を決定した。

3. 調査実施後の見本抽出法に対する検討

(一) 見本総数　1724

調査不能数　18

内訳
- 設備工事業、食料品工業、修理業、不動産取扱業に於て補助調査対象によるも見本がとれなかつたもの　10
- 調査員の誤解過失によるもの　8

無効票　1

有効回収票総数　1705

(二) 事業所を抽出單位とした本調査の抽出法は、次の点で考慮すべきものがあつた。

(イ) 昭和22年10月1日臨時國勢調査時の事業所統計以外に比較的正確な基礎資料が得られなかつた爲に、時間的なづれにより製造工業、商業、サービス業の各部門に於て事業所に相当の変動があつた。特に小規模の事業所に於てはその傾向が著しかつた。

(ロ) 事業所名鑑の不備で女子従業員のみの統計がなく、選定された事業所に於て女子従業員が割当見本数に達しない場合及び女子従業員が全然いない場合が相当数あつた。

参考までに選定された事業所に於ける調査実施状況の概略を示せば次の如くであつた。

第二表〔産業別〕サンプル点検表

産業分類	割当事業所数		完全実施事業所数		不完全実施事業所数					
					休業、閉鎖、所在不明		女子従業員が皆無		女子従事員数が不足	
1. 建設工業	100%	実数16	38%	実数 6	6%	実数 1	50%	実数 8	6%	実数 1
2. 金属工業	〃	19	42	8	5	1	32	6	21	4
3. 機械器具工業	〃	47	42	20	19	9	11	5	28	13
4. 化学工業	〃	16	81	13	6	1	0	0	13	2
5. 紡績工業	〃	18	67	12	17	3	11	2	5	1
6. 印刷製本業	〃	7	100	7	0	0	0	0	0	0
7. その他の製造工業	〃	45	49	22	20	9	13	6	18	8
8. 商業	〃	51	51	26	14	7	20	10	15	8
9. 金融業	〃	12	100	12	0	0	0	0	0	0
10. 運輸通信業	〃	10	50	5	0	0	30	3	20	2
11. サービス業	〃	40	57	23	13	5	3	1	27	11
12. 自由業	〃	29	83	24	0	0	7	2	10	3
13. 公務及び團体	〃	5	60	3	0	0	20	1	20	1
総計	100%	315	58%	181	11%	36	14%	44	17%	54

第三表〔規模別〕サンプル点検表

但し製造工業（上図の産業分類 2—7 のみ）

規模	割当事業所数		完全実施事業所数		不完全実施事業所数					
					休業、閉鎖、所在不明		女子従業員の皆無		女子従業員の不足	
大	100%	実数 14	86%	実数 12	14%	実数 2	0%	実数 0	0%	実数 0
中	〃	38	74	28	10	4	8	3	8	3
小	〃	100	42	42	17	17	16	16	25	25
総計	100%	152	55%	82	15%	23	12%	19	18%	28

(三) 事業所の名簿より抽出された各個の調査対象者が調査不能の場合は代替者をとつたがその結果次の如くなつた。

調査対象者総数　1706

代替者数　110

代替理由の内訳
- 欠勤　90
- 勤務中のため　4
- 退職　2
- 歸宅　1
- 出張　10
- 外出中　2
- 不具　1

図表索引

三　どんな人達が調査されたか

第一表　産業別と規模別……10
第二表　産業分類に含む中分類……11
第三表　規　模　別……11
第四表　職種別……11
第五表　産業別にみた職種別……12
第六表　規模別にみた職種別……12
第七表　勤　續　年　數……13
第八表　職業経歴年数……13
第九表　轉　職　回　數……13
第十表　年　　令……13
第十一表　結　　婚……13
第十二表　子供の有無……14
第十三表　生　　活……14
第十四表　賃　　金……14
第一図　百分比による賃金の分布……14
第二図　累積比による賃金の形態……14
第三図　産業別にみた賃金……15
第十五表　産業別にみた賃金……16
第十六表　職種別にみた賃金……16
第四図　職種別にみた賃金……16
第十七表　学歴別にみた賃金……17
第五図　学歴別にみた賃金……17
第十八表　学　　歴……17
第十九表　学歴別でみた職種……18
第六図　学歴別でみた職種……18

四　分　析

Ⅰ　職業について

第一図　就職の傳手……18
第二図　〔職種別〕就職の傳手……19

第一表　〔産業別〕就職の傳手……20
第二表　仕事の内容と給料を両方知つていたか……21
第三表　どんな理由で働いているか……21
第四表　仕事に興味があるか……21
第三図　〔年令別〕就職の時仕事の内容と給料とを前もつて知つていたか……22
第四図　〔年令別〕今働いているのはどんな理由か……23
第五図　〔年令別〕今の仕事に興味を持つているか……24
第六図　〔学歴別〕就職する前に仕事の内容と給料を知つていたか……24
第七図　〔学歴別〕今働いているのはどんな理由か……24
第八図　〔学歴別〕今の仕事に興味を持つているか……25
第九図　〔職種別〕就職の時仕事の内容と給料とを前もつて知つていたか……25
第十図　〔職種別〕今働いているのはどんな理由か……26
第十一図　〔職種別〕今の仕事に興味を持つているか……26
第五表　〔産業別〕就職する前に仕事の内容と給料を両方知つていたか……26
第六表　〔産業別〕今働いているのはどんな理由か……27
第七表　〔産業別〕今の仕事に興味を持つているか……27
第八表　〔規模別〕就職する前に仕事の内容と給料を両方とも知つていたか……28
第九表　〔規模別〕今働いているのはどんな理由か……28
第十表　〔規模別〕今の仕事に興味をもつているか……28

Ⅱ　職業と生活について

第一表　職業婦人の一日の生活に於ける時間割標準(労研調査)……29
第二表　不満な事があるか……29
第一図　不満はどんなことか……30
第二図　職業婦人の生活をいつまで續けたいか……30
第三表　家庭に入つた婦人が勤めに出ることが出來るか……31
第三図　勤めに出られない理由の内訳……31
第四図　〔年令別〕現在不満な事や困ることがあるか……32
第五図　〔年令別〕不満とはどんな事か……32
第六図　〔年令別〕不満があるとすれば、それが仕事の支障になるか……33
第四表　〔年令別〕支障になる者の全体に対する割合……33
第七図　〔年令別〕職業婦人の生活をいつまで續けたいか……33
第八図　〔年令別〕現在の社會狀態では家庭に入つた婦人が勤めに出る事は可能か……34

第九図〔年令別〕出來ない理由……35
第五表〔学歴別〕現在不満と思うことがあるか……35
第六表〔学歴別〕不満のある場合、それが仕事に支障になるか……35
第七表〔学歴別〕支障になる者の全体に対する割合……35
第十図〔学歴別〕不満とはどんな事か……36
第十一図〔学歴別〕職業婦人としての生活をいつまで續けるか……36
第八表〔学歴別〕現在の社会状態では家庭に入つた婦人が勤めに出ることが出來るか……36
第十二図〔学歴別〕出來ない理由……36
第十三図〔職種別〕不満な事があるか……37
第十四図〔職種別〕不満とはどんな事か……37
第十五図〔職種別〕不満があれば、それは仕事の支障になるか……38
第九表〔職種別〕支障になる者の全体に対する比率……38
第十六図〔職種別〕職業婦人の生活をいつまでつづけたいか……38
第十七図〔職種別〕現在の社会状態では女性が家庭に入つても勤めに出る事が出來るか……38
第十八図〔職種別〕出來ない理由……39
第十九図〔職種別〕子供のある者はどんな職種についているか……39

Ⅲ 勞働基準法について

第一表 労働基準法の名前を聞いた事があるか……41
第二表 内容を知つているか……41
第三表 女性に関する規定についてお聞かせ下さい……41
第一図 基準法の滲透度……41
第二図〔産業別〕基準法の滲透度……42
第三図〔職種別〕基準法の滲透度……43
第四図〔学歴別〕基準法の滲透度……43
第五図〔年令別〕基準法の滲透度……44
第四表 いくつ答えたか……44
第六図 一人がいくつ答えたか……45
第七図 どんな規定が答えられたか……45
第八図〔産業別〕いくつ答えたかの成績表……46
第九図〔職種別〕いくつ答えたかの成績表……46

第十図〔学歴別〕いくつ答えたかの成績表……47
第十一図 一つより五つまで答えた数のパーセント……47
第十二図〔年令別〕いくつ答えたかの成績表……48
第五表 基準法は良い結果になるか、悪い結果になるか……48
第六表 悪くなるとはどんな点か……48
第七表 雇用につかわれるか……51
第八表 雇用につかわれて困るか……51
第九表 女だから仕方がないと思うか……51
第十三図 雇用につかわれるか……51
第十表 賃金は不当に安いと思うか……53
第十一表 実力次第で男と同じように良い地位につけるか……54
第十四図〔産業別〕賃金で男とくらべて不当に安いことはないか……54
別表 賃金と「不当に安いか」の組合せ……55
第十五図〔産業別〕男と同じように良い地位につけるか……55
第十二表〔規模別〕組織……56
第十三表〔規模別〕賃金……57
第十六図〔職種別〕良い地位につけるか……57
第十四表〔学歴別〕良い地位につけるか……57
第十七図 生理休暇結果図……58
第十八図 生理日に働くと支障になるか……58
第十五表〔規模別〕生理休暇を必ずとつているか、必ずしもとつていない理由は……60
第十九図〔職種別〕生理休暇をとつているか……60
第十六表〔学歴別〕生理日に働くと支障になるか……60

Ⅲ 勞働組合について

第一図〔年令別〕組合の組織化……62
第二図〔学歴別〕組合の組織化……63
第三図〔職種別〕組合の組織化……63
第四図〔年令別〕組合の委員、役員数……63
第一表 組合の活動に満足しているか……64
第五図〔産業別〕組合の活動に満足しているか……64
第二表〔規模別〕組合運動に満足しているか……65
第六図〔年令別〕組合の活動に満足しているか……65

第 七 図 〔学歴別〕組合の活動に満足しているか……66
第 三 表 組合運動に関心があるか……66
第 四 表 （関心のある者のみに）組合活動に積極的に參與したいか……67
第 五 表 無関心の理由は何か……67
第 八 図 関心度と積極度……68
第 九 図 〔規模別〕関心度と積極度……68
第 十 図 〔職種別〕関心度と積極度……69
第十一図 〔年令別〕関心度と積極度……69
第十二図 〔学歴別〕関心度と積極度……70
第十三図 組合が欲しいか……71
第十四図 〔産業別〕組織化の欲求度と不利だと答えたもの……72
第十五図 〔職種別〕組織化の欲求度と不利だと答えたもの……72
第十六図 〔学歴別〕組織化の欲求度と不利なことのあるもの……73
第十七図 〔学歴別〕不利とはどんな点か……73

V 社會的関心について

第 一 図 社会的関心について……75
第 二 図 〔学歴別〕知つているもの……76
第 三 図 〔年令別〕内閣総理大臣を知つているか……76
第 四 図 〔年令別〕アメリカ大統領を知つているか……77
第 五 図 〔年令別〕東京都知事を知つているか……77
第 六 図 〔年令別〕衆議院議長を知つているか……77
第 七 図 〔年令別〕あなたの選擧区から選ばれた代議士は誰ですか……78
第 八 図 〔年令別〕参議院議長を知つているか……78
第 九 図 〔年令別〕あなたの選擧区からえらばれた都(縣)会議員は誰ですか……78
第 十 図 〔年令別〕労働省婦人少年局を知つているか……79

附 記

第 一 表 〔産業別〕見本割当数……81
第 二 表 〔産業別〕サンプル点検表……82
第 三 表 〔規模別〕サンプル点検表……83

No.＿＿＿＿＿

職業婦人の世論調査

総理庁官房審議室世論調査部
労働省婦人少年局

調査員		調査月日	月 日

調査地	区	事業所名			
産業分類		規模		労働組合の系統	

年令	かぞえ年 才	学歴	1. 新制中卒以下 2. 旧制中卒以下 3. 専門（中退）以上	結婚	1. 未婚 2. 有夫 3. 死離別
子供	1. あり 2. なし	生活	1. 家族親戚と一緒 2. 寄宿舎・寮 3. 下宿・間借		

労働基準法について

1. 内容を知つている 2. 知らない

十一 〔十で知つていると答えた者に〕
1. 男女同一賃金の原則 2. 労働時間及び休日就業の制限
3. 深夜業の制限 4. 危險有害業務の就業制限
5. 坑内労働の禁止 6. 産前産後の休養
7. 育児時間の請求 8. 生理休暇の請求
9. 答えられない（不明） (M.A.)

十二 〔十一で何れか一つでも答えた者に〕
イ 1. 良い結果になる 2. 良い点もあれば悪い点もある 3. 悪くなる 4. 変りない 5. 不明
（イで良い点もあれば悪い点もある及び悪くなると答えた者に）
ロ 1. 職場が狭くなる
2. 時間外勤務が制限されて手当が少くなる
3. 仕事が制限されて却つて男女平等でなくなる
4. その他（ ）
5. わからない (M.A.)

社会的関心について

二五 婦人少年局に対する希望（ ）
二六 1. 総理（ ） 2. 知らない
二七 1. アメリカ大統領（ ） 2. 知らない
二八 1. 代議士（ ） 2. 知らない
二九 1. 都（縣）会議員（ ） 2. 知らない
三〇 1. 都長官（ ） 2. 知らない
三一 1. 衆議院議長（ ） 2. 知らない
三二 1. 参議院議長（ ） 2. 知らない

No.

職業婦人の世論調査

総理府官房審議室世論調査部
労働省婦人少年局

調査員		調査月日	月 日

調査地	区	事業所名			
産業分類		規模		労働組合の系統	

年令	かぞえ年才	学歴	1. 新制中卒以下 2. 旧制中卒以下 3. 専門（中退）以上	結婚	1. 未婚 2. 有夫 3. 死別
子供	1. あり 2. なし	生活	1. 家族親戚と一緒 2. 寄宿舎・寮 3. 下宿・間借		
家族数	本人を含む 人	家族内収入者数	人	手取賃金	一ケ月 約 円

質問

問題区分	問題番号	回答
職業について	一	イ 勤続年数 約 年 月　ロ 就職回数 回　ハ 全勤続年数 約 年 月
		ニ 職種 1. 事務員 2. 現場労務者 3. 店員 4. サービス業 (含技術者) 5. 自由業
		ホ 1. 職業紹介所 2. 学校 3. 廣告（ラジオ、新聞） 4. 知人・友人 5. 家族・親戚 6. 募集人 7. その他（ ）
	二	1. 給料と仕事の内容を両方知っていた 2. 給料だけ知っていた 3. 仕事の内容だけ知っていた 4. 両方知らない（忘れた）
	三	1. 一家を養うため 2. 家計の補助 3. 自分の小遣にする 4. 家計補助と小遣と半半 5. 世間を知るため 6. 仕事を通じて社会につくすため 7. その他（ ） 8. 別に理由なし
	四	1. 興味を持っている 2. 興味なし（面白くない） 3. なんともいえない
職業と生活について	五	不満なことがある 1. 社会的なもの（衣・食・住・交通難など） 2. 家庭的なもの（不和、無理解、育児、病人、家事が出来ない） 3. 勤務先のこと（仕事、賃金、施設がない） 4. 個人的なこと（体が弱い、能力がない） 5. 不満はない
	六	〔五で不満があると答えた者に〕 1. 支障になる 2. 支障にならない 3. なんともいえない
	七	1. なるべく早くやめたい 2. 生活にゆとりが出来るまで 3. 結婚するまで 4. 結婚しても子供が出来るまで 5. 出来れば一生続けたい 6. その他（事情によるなど）（ ） 7. わからない
	八	1. 出来る 出来ない（理由） 2. 育児のため 3. 配給等家事のため 4. 体が続かない 5. 家庭生活がつまらなくなる 6. その他（ ） 7. わからない（なんともいえない・事情によるなど）
労働基準法について	九	1. 名前を聞いたことがある 2. 聞いたことがない
	十	〔九であると答えた者に〕 1. 内容を知っている 2. 知らない
	十一	〔十で知っていると答えた者に〕 1. 男女同一賃金の原則 2. 労働時間及び休日就業の制限 3. 深夜業の制限 4. 危険有害業務の就業制限 5. 坑内労働の禁止 6. 産前産後の休養 7. 育児時間の請求 8. 生理休暇の請求 9. 答えられない（不明） (M. A.)
	十二	〔十一で何れか一つでも答えた者に〕 イ 1. 良い結果になる 2. 良い点もあれば悪い点もある 3. 悪くなる 4. 変りない 5. 不明 （イで良い点もあれば悪い点もある及び悪くなると答えた者に） ロ 1. 職場が狭くなる 2. 時間外勤務が制限されて手当が少くなる 3. 仕事が制限されて却つて男女平等でなくなる 4. その他（ ） 5. わからない (M. A.)

問題区分	問題番号	回答
労働基準法について（つづき）	十三	1. 雑用に使われることがある 2. ない
	十四	〔雑で雑用に使われることのある者に〕 1. 困る 2. 困らない 3. なんともいえない
	十五	〔雑で困る者に〕 1. 女だから仕方がない 2. そうは思わない 3. 答えられない
	十六	1. 不当に安いと思う 2. 思わない 3. わからない 4. 該当しない
	十七	1. 良い地位につける 2. つけない 3. わからない 4. 該当しない
	十八	1. 支障がある（時にある者も含む） 2. ない 3. 答えられない
	十九	〔六であると答えた者に〕 1. 必ずとつている 必ずしもとつていない（何故ですか） 2. とれることを知らない（制度がない） 3. 賃金をひかれる 4. 仕事が忙しい 5. 他人がとらない 6. 職場の人が理解してくれない 7. その他（ ）
労働組合について	二〇	1. 加入している 2. 加入していない 3. 組合がない
	二一	〔加入している者に〕 イ 1. 委員や役員をしている 2. していない ロ 1. 組合活動に満足 2. 不満 3. 何ともいえない ハ 1. 関心をもつている 2. もつていない（ ） 3. 何とも云えない 〔関心をもつている者に〕 ニ 1. 積極的に関与したいと思う 2. 思わない（ ） 3. 何とも云えない
	二二	〔加入していない者に〕 1. 組合に加入したくない（ ） 2. 職務上加入出来ない 3. その他（ ）
	二三	〔組合のない者に〕 イ 1. 組合が欲しい 2. 欲しくない 3. わからない ロ 1. 不利だと思うことがある 2. ない 3. わからない 〔不利だと答えた者に〕 ハ 1. 賃金 2. 賦首 3. 文化厚生施設が不備 4. その他（ ）
社会的関心について	二四	1. 婦人少年局を知つている 2. 知らない
	二五	婦人少年局に対する希望（ ）
	二六	1. 総理（ ） 2. 知らない
	二七	1. アメリカ大統領（ ） 2. 知らない
	二八	1. 代議士（ ） 2. 知らない
	二九	1. 都（縣）会議員（ ） 2. 知らない
	三〇	1. 都長官（ ） 2. 知らない
	三一	1. 衆議院議長（ ） 2. 知らない
	三二	1. 参議院議長（ ） 2. 知らない

ㅋ 6C47

367.9
Ko548h

367.9
K548h